

【官民連携事業導入編】

第8章 官民連携導入の目的

§ 19 官民連携導入の目的と本マニュアルの構成

本編は、地方公共団体が下水道未普及解消事業においてPPP/PFI手法の導入を検討する際に必要な手順及び考え方等を示すものである。

【解説】

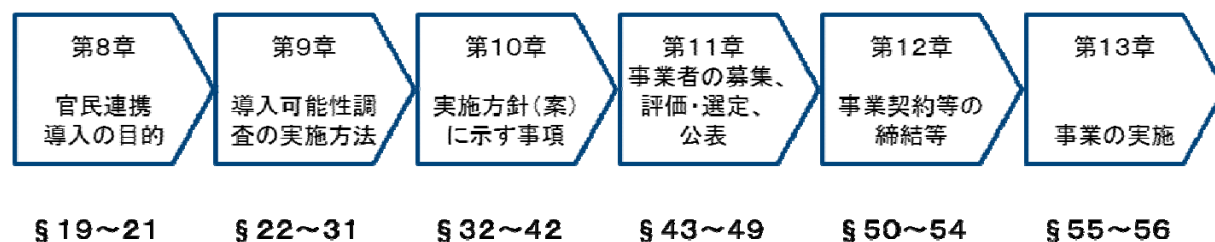
我が国では、PPP/PFI手法の積極的な活用を推進しており、平成11年7月に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）が制定された。

PPP/PFI手法の理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が平成12年3月に策定されて以降は、平成25年6月には民間資金等活用事業推進会議において「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」が打ち出され、今後10年間のPPP/PFIの事業規模の拡大方針が示されている。

また、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においてもPPP/PFI手法の積極的な活用が盛り込まれている。

しかしながら、PFI法が制定されて以降、これまで汚水処理施設（集合処理）の普及に対するPPP/PFI手法適用実績は農業集落排水事業における1事例のみであり、十分に活用が進んでいるとは言いがたい状況である。

本マニュアルは、下水道における未普及解消事業に対して、地方公共団体がPPP/PFI手法を導入する際の検討手順や必要な手続き、事務書類等を下記の構成により示す。



§ 20 PPP／PFI手法の概要

PPP／PFI手法とは、民間事業者の創意工夫や特性を生かして効果的に公共事業を実施する手法であり、発注者は自らの事業の効率的・効果的实施を目指して適切な手法を選択することが求められる。

【解説】

PPP (Public Private Partnership) の目的は、官民の協働に基づき民間の資本あるいはノウハウ、技術力の活用によって、業務の効率化や公共サービスの向上を目指すことにあり、政府においても行政改革の一環としてコンセッション方式を含む多様なPPP／PFI手法を積極的に活用する方針が示されている。

期待される効果としては、老朽化が進行する公共施設やインフラの改修・維持保全を目的とした国や地方公共団体の事業コストに係る財政支出削減、民間への委託により図られる公共サービス自体の質の向上、民間への公共サービスの参入開放に伴う民間部門の事業機会の拡大と、これに付随する雇用機会の創出が挙げられる。

現在、国土交通省では、下水道の未普及地域に関して今後10年間の整備概成を目指しており、下水道未普及解消に向けた有効な手法の1つと考えられるPPP／PFI手法の導入についても促進している（関連する事業制度等については巻末の資料を参照されたい）。

なお、本マニュアルにおいては、未普及対策における官民連携事業を対象としており、未普及対策では一部の処理区に限定して面的な管渠整備等を中心に実施することが多いと想定される。そのため、コンセッション方式を適用するケースは少ないと考えられ、コンセッション方式以外の手法を中心に検討している。

(1) 未普及解消に適したPPP／PFI手法

未普及解消において適用されるPPP／PFI手法は、当該手法を導入した際に事業効率が最大化されるという事業目的が達成されるものを選択すべきであり、本事業に適用される可能性のある方式としては、事業の対象範囲によって、①PFI方式、②DBO (Design-Build-Operate) 方式、③DB一括発注方式のあわせて3つが想定される。

- ①PFI方式は、設計・施工・維持管理に関与する企業がSPC（特別目的会社）を設立して発注者との間で事業契約を締結し、サービス料収入が受注者に支払われる仕組みである。本方式の場合、民間金融機関から当該SPCに対し出資されることから、発注者は自ら一時的に多額の財政支出を負う必要がない点が特色として挙げられる。
- ②DBO方式は、設計・施工に加え施設の維持管理を一括して発注する方式であるため、管路施設に加えて処理場、汚泥関連施設など処理施設が対象となり、より包括的な管理と運営の合理化が図られる。なお、本方式の場合、当該事業の資金調達は発注者である事業者等が行うこととなる。

③ DB一括発注方式は、事業の対象が、敷設後に維持管理の必要がないとされる管渠を含む管路施設に限定される場合に適用可能な、設計・施工（詳細設計から施工、清算設計までを含む）を一括して発注する方式であり、設計から完工まで一貫した管理に基づくことで事業の効率化が期待される。

なお、未普及解消に適した整備手法として考えられるPFI方式、DBO方式、DB一括発注方式それぞれの方式ごとに、宅内排水設備・管渠・マンホールポンプ・処理場の含め方について効果的となる対象範囲を示した模式的な例を下記の図 8-1 に示す。

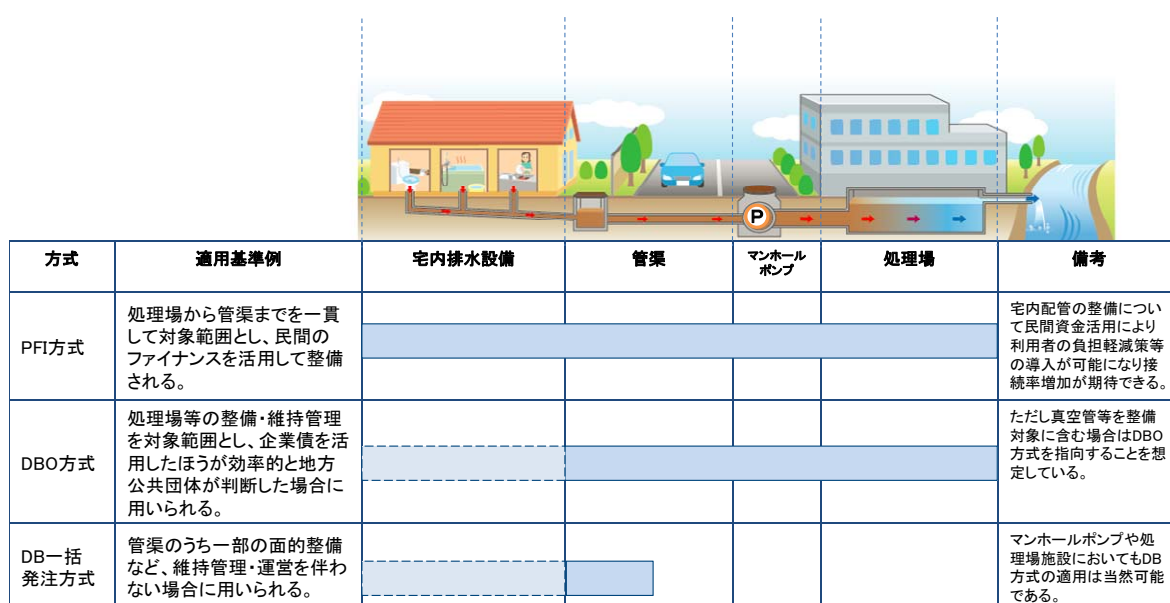
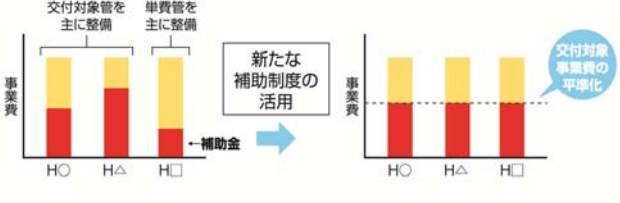
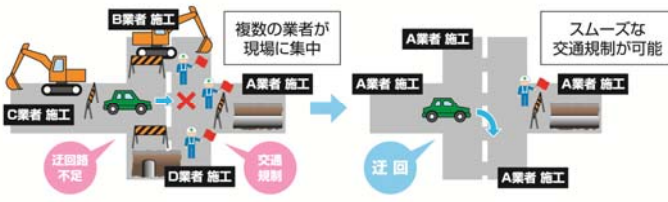


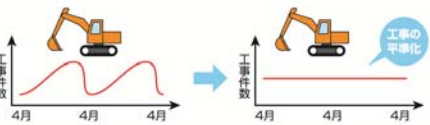

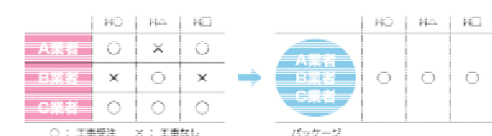


図 8-1 現状課題を解決する整備手法ごとの対象範囲の例

しかしながら、未普及解消とは別に、処理場並びにポンプ施設などを建設する場合で、維持管理を含めないDB一括発注方式で発注する場合も想定されることから、目的に合わせた対象範囲を選定することが望ましい。

未普及解消の場合には管路整備が中心となるが、管路特有のPPP/PFI手法の導入によるメリットは表 8-1 に示されるようになる。

表 8-1 管路特有のPPP/PFI手法導入によるメリット

適用 官側 民側	メリット	内 容
	<p>① 自由度の高い事業展開/民間参入促進による事業効率化/効率的・迅速な下水道整備の推進</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI手法による『下水道管渠整備促進事業(平成27.4.9国水事第7号)』が新たに創設 ※通常、国の交付対象となる主要な管渠は『昭和26年建設省告示第1705号』で定められる別表』(以下、『別表』という)に基づき定められていた ・事業全体に対して、あらかじめ『別表』で算出した交付対象事業費で面的交付 ・地方公共団体では、新市街地公共下水道汚水整備事業、また民間活カインノベーション推進下水道事業に対する国からの新たな補助制度を活用し、交付金対象事業費を複数年度で平準化
	<p>② 住民満足度の向上</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来は自治体が下水道新設や水道移設等の複数工事を監理・監督 (近隣住民、学校、警察と、道路掘削による交通規制等を調整) ・複数年契約により工期に余裕が生じ監理・監督の一元化可能に <ul style="list-style-type: none"> →従前の単年度発注による施工業者の現場集中、迂回路の不足、不慮の通行止めが解消 →スムーズな交通規制による住民の顧客満足度が向上
	<p>③ 関連事務全般の質の向上</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来個別に発注してきた設計・工事等の複合的発注と複数年契約への変更 <ul style="list-style-type: none"> →行政の設計書作成業務、契約事務効率化と自治体職員の事務量低減 →下水道事務全般の質的向上が可能
	<p>④ 不明水の減少</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工者による維持管理 <ul style="list-style-type: none"> →施工品質の向上と不明水の低減が期待
	<p>⑤ 施工品質の向上</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工担当の地場土木業者との複数年契約 <ul style="list-style-type: none"> →従来は年度末(2~3月)に集中した公共事業を閑散期(4~6月)に移動 →一年間の施工頻度平準化により工期に余裕が生まれ品質が向上
	<p>⑥ 繰越工事のリスク低減</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来契約における、不慮の事故や住民の反対運動等による工期遅延 <ul style="list-style-type: none"> →複数年契約により、計画年度内に完工できない繰越工事リスクが低減
	<p>⑦ 安定収入の確保</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・大手企業・地場ゼネコンは長期契約により安定した企業経営が可能 <ul style="list-style-type: none"> →新たな技術提案を行ラインセンティブ効果

(2) PPP手法の導入における留意点等

PPP事業導入による効果を実現するためには、単に民間事業者に委ねるのではなく、本マニュアル記載のリスク分担（第9章§27参照）等を適切に検討し実施することが重要である点に留意が必要である。また、リスク分担に加え、性能発注で求められる事業遂行のため要求水準、契約の解除あるいは終了時の対応、契約書もしくは契約書（案）に記載のない事項などについても、双方当事者間での負担責任についての認識が明確に共有されるべきと考えられる。

また、占用協議、用地補償、水道管移設、道路舗装の考え方について、関係機関協議を事前に済ませておくことでお互いのリスクを軽減できる可能性もあるため、その点も留意すべきと考えられる。

(3) 用語集

官民連携事業導入編で用いられる用語を定義する用語集は、内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）が公表しているホームページ「PFI事業導入の手引き」に記載の用語集をもとに記載を追記して説明しているため下記を参照されたい。

内閣府が公表している用語集については同ホームページ、

http://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/tebiki/yougosyuu/yougo_01.html を参照のこと。

用語	解説
アドバイザー	未普及解消事業において求められる財務、法務等の専門知識等についてアドバイス（アドバイザリー業務）する専門家。活用が想定されるアドバイザーとしては、総合アドバイザー、財務アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザー等が挙げられる。なお、本マニュアルではPFI方式以外にもDBO方式、DB一括発注方式においても活用が想定できる。
関係者協議	未普及解消事業の契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合に、当事者及びその他関係者で協議を行うこと。関係者協議会の構成員、開催手続き等については、事業契約においてあらかじめ定める場合がある。なお、本マニュアルではPFI方式以外にもDBO方式、DB一括発注方式においても活用が想定できる。
基本協定	選定事業に関し、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、管理者等及び当該コンソーシアムの義務について必要な事項を定める管理者等とコンソーシアムの構成企業との間で結ばれる契約。落札者であるコンソーシアムの構成企業が選定事業者となる株式会社を設立すべきことや選定事業の準備行為に関する取扱い等について規定される。

用語	解説
契約保証金	契約を締結する場合における相手方の債務の履行の確保を目的とする担保として、契約の相手方から納付させる保証金をいう。債務不履行等の場合に受ける損害の賠償に充当される。
債務負担行為	<p>建設工事や土地の購入が複数年度にわたる場合に、翌年度以降発生する支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生した時の支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。</p> <p>地方公共団体が債務を負担する行為をするには、地方自治法第 214 条に基づき、あらかじめ議会による承認を得なければならない。</p>
事業契約	<p>P F I 事業において、地方公共団体が民間事業者に事業権を付与する契約（事業契約）のこと。</p> <p>事業契約の主な内容は、事業内容、事業権付与期間、民間事業者への支払に関する規定、事業破綻時の対応、契約終了時の規定、介入権が挙げられる。</p>
資金調達	資金調達とは資金を仕入れること。従来型の公共事業では、起債や補助金、独自財源という方法で資金を調達した。P F I では、S P C が金融機関から借り入れて建設等に必要な資金の一部を調達する。
実施方針	特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。公共施設等の管理者等は、未普及解消事業を行うに当たり、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。
需要リスク (マーケットリスク)	需要量や価格の変動等により期待していた収益をあげられなくなるリスクのこと。マーケットリスクが高いと経営の安定性を損ない、事業継続に困難を生じる可能性もある。
仕様発注方式	発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者が発注する方式。
随意契約	<p>地方公共団体が競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して契約を締結する方法。競争入札に付する手間を省き、特定の資産、信用、能力等のある相手方を任意に選定できるため、契約事務の負担を軽減するという長所を持っている。</p> <p>しかし、契約の相手方の選定が偏ってしまうと地方公共団体と特定の業者の間に特殊な関係が発生する等、適正な価格による契約締結が確保できなくなる短所も併せ持っているため、その運用に際しては、関係法令及び各団体の条例や財務規則等に則った適正な執行が必要である。</p>

用語	解説
スキーム	事業の仕組み・枠組み・構成。
税制変更リスク	税制の変更・新設によるリスク。税制の変更等は選定事業者の費用増やその利益の減少の原因となり得ることから、選定事業に与える影響の程度を勘案して、分担のあり方についてあらかじめ検討し、できる限り協定等で取り決めておくことが望ましい。
性能発注方式	発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。 P F I 事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方が P F I 法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。
導入可能性調査	対象とする事業を P F I 事業として実施した場合、サービス水準の向上の見込みがあるか、民間の参入意欲がどの程度か、V F M シミュレーションの検証等から総合的に評価し、P F I の導入の可能性を判断するもの。
特定事業	特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。 特定事業の選定とは、基本方針及び実施方針に基づき、P F I 事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。
特別目的会社 (S P C)	ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。 P F I では、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。
独立採算型	P F I 事業の事業類型の一つ。民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する事業類型。
入札説明書	総合評価一般競争入札方式の事業において、求めるサービス水準、技術仕様、主要な契約条件、リスク分担、事業者の選定基準、選定方法等を記載し、地方公共団体が公表する書類。これをもとに応募者は提案書を作成することとなる。 公募型プロポーザル方式で民間事業者選定を行う場合は「募集要項」がこれに該当する。
入札保証金	競争入札において、落札者による契約締結の義務の履行の担保を目的として、入札参加者が事前に地方公共団体へ納めるお金をいう。

用語	解説
バリュー・フォー・マネー（VFM、Value for Money）	<p>官民連携事業における最も重要な概念の一つで、支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のこと。</p> <p>VFMの評価は、PSCとPFI事業のLCCとの比較により行う。この場合、PFI事業のLCCがPSCを下回ればPFI事業の側にVFMがあり、上回ればVFMがないということになる。</p> <p>公共サービス水準を同一に設定することなく評価する場合、PSCとPFI事業のLCCが等しくても、PFI事業において公共サービス水準の向上が期待できるとき、PFI事業の側にVFMがある。地方公共団体が事業を実施するに当たり、事業手法を選択する際の判断基準となるもので、PFIで事業を実施した方が低廉で良質なサービスの提供が可能であると見込まれた場合、PFIが適切であると判断される。</p> <p>ここでは、PFI方式以外にもDBO方式、DB一括発注方式についても適用される。</p>
PFI法	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の通称で、平成11年7月に制定された我が国においてPFIを実施する上で基本となる法律（平成11年9月施行）。PFIの理念、手続、財政上の支援措置、規制緩和の促進等を定めている。</p>
不可抗力	<p>地震、洪水、地すべり、異常気象、戦争、騒乱等の自然的、人為的な事象で、通常要求される一切の注意や予防を行っても避けることのできないもの。</p>
募集要項	<p>公募型プロポーザル方式で行う事業において、求めるサービス水準、技術仕様、主要な契約条件、リスク分担、事業者の選定基準、選定方法等を記載し、地方公共団体が公表する書類。これを基に応募者は提案書を作成することとなる。</p> <p>総合評価一般競争入札で民間事業者選定を行う場合は「入札説明書」がこれに該当する。</p>
モニタリング	<p>選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為。</p>
要求水準書	<p>民間事業者に対して求める条件や内容を明記したもの。</p>

用語	解説
ライフサイクルコスト	LCC（Life Cycle Cost）とも呼ばれ、プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
リスク	選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。
リスク分担	事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担すること。リスク分担については、実施方針等において、リスク分担表の形式で示されることが多い。リスク分担における原則は、「各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する」ということである。（「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる。」ということではないということに注意すべきである）

§ 2 1 官民連携事業導入に向けた事前準備

地方公共団体がPPP／PFI手法を用いて未普及解消事業を実施するにあたり、当該事業の実施に関する地方公共団体側の一連の手続について、実務上必要となる各手続における留意点や関係の庁内手続を記載する。

【解説】

まず、実質的な導入可能性調査（委託契約）を行う前に、庁内でPPP／PFI手法の可否について、下水道事業全体の課題を大まかに整理した上で庁内合意を図ることから始める。事前に整理しておく良い内容を表 8-2 に、そのための事前スケジュールを図 8-2 に示す。

表 8-2 事前に整理しておくの良い内容

整理の視点	視点毎に整理しておく良い項目	使用目的
Ⅰ モノの視点	1) 今後、概ね10年間で整備する地区	採用する地区の選定
	2) 整備する地区の優先順位	同上
	3) 整備するスケジュール	概ねの事業期間の設定
	4) 整備する概略工法	民間の創意工夫を適用する箇所の選定
	5) 整備するための概算事業費	概ねの事業規模の設定
	6) 維持管理する概略手法	維持管理を含むかどうかの判断
	7) 維持管理するための概算事業費	概ねの事業規模の設定
	8) 他事業（雨水、長寿命化、耐震化等）との整合	未普及対策に対する事業規模と事業期間の設定
	9) 同規模・周辺自治体との比較	庁内説明資料
Ⅱ 人の視点	1) 建設従事職員数の見込み	導入判断の一指標
	2) 維持管理従事職員数の見込み	導入判断の一指標
	3) 同規模・周辺自治体との比較	庁内説明資料
Ⅲ カネの視点	1) 整備するための財源計画	事業の継続性の判断
	2) その他事業のための経費計画	未普及対策以外の事業の継続性の判断
	3) 維持管理のための経費計画	導入効果の判断
	4) 経営状況（経費回収率、接続率など）	導入効果の判断
	5) 同規模・周辺自治体との比較	庁内説明資料
Ⅳ その他	1) 法手続きの事項	全体スケジュールの確認
	2) 民間企業の意向	導入の容易性の確認

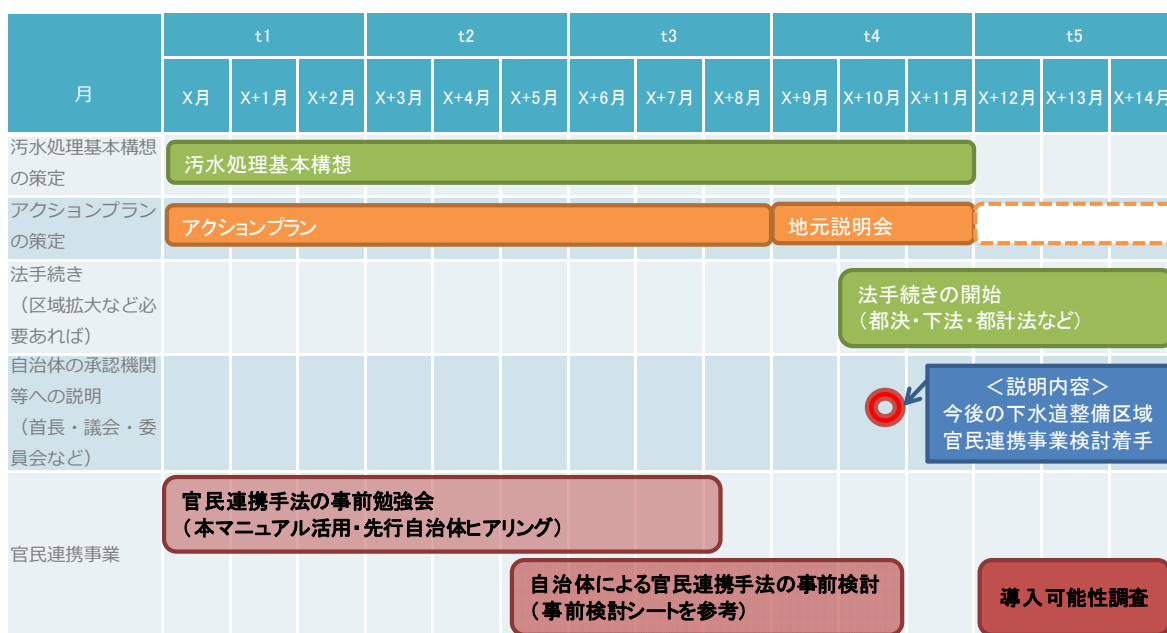


図 8-2 導入可能性調査までのスケジュール

なお、庁内説明用シートの作成例を次ページに示す。適宜必要事項を地方公共団体側で変更し、下記のような資料を用いてPPP/PFI手法の事前に庁内で説明する際に活用されたい。

1. 未普及解消に向けたの検討経緯と現状の課題

【アクションプランの見直し方針（例）】

●検討に至る背景

平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省は、今後10年程度での汚水処理施設整備の概成という時間軸を盛り込んだ三省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県構想の更なる見直しと汚水処理を概成するためのアクションプランの策定を要請している。

●本市アクションプラン

本市アクションプランでは、右図に示すとおり、

約〇〇haを優先順位に従い整備し、10年概成を目指す。

【アクションプランを推進していくための主要課題（例）】

●人の視点

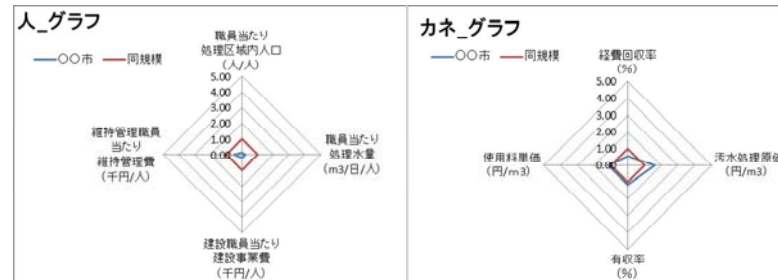
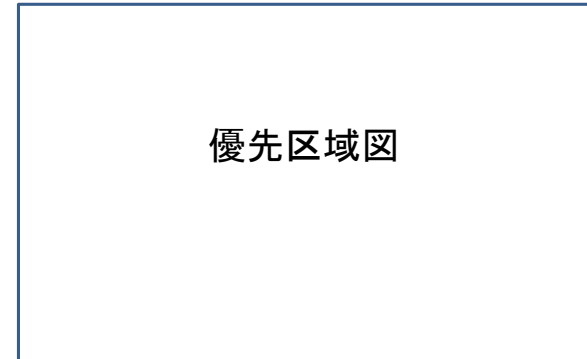
近年、下水道建設を徐々に減らしてきたことから、他市と比べて**建設事業に従事する職員が少ない**。

●カネの視点

他市に比べて既整備区域の**経費回収率が向上**しないと、拡大しても将来的に経営上、非常に苦しい状況である。また、起債額の上限を現状よりも〇%増が上限のため、より効率的な建設・維持管理が必要である。

●モノの視点

今までの整備手法では、**時間・財政的な課題**があり、より効率的な整備が可能である。



※下水道データベースなどを活用

2. 未普及解消のための方針

【方針の具体化のために（例）】

【検討方針1】 現状の職員数不足への対応

職員数不足に対応するため、下水道事業費の見通しを明らかにし、職員数の増員を検討すると同時に、発注等の作業・監理を軽減化するための方策も検討する。

【検討方針2】 接続率の向上

未普及地区の接続率向上策を検討しつつ、既存地区の接続率向上も視野に入れ、将来的な維持管理も含めた対応策を検討する。

【検討方針3】 低コスト技術の更なる導入

新技術の積極的な提案を促すため、設計・施工双方に自由度を持たせた提案型の発注方式を検討する。

また、既存企業の中から参加予定企業の動向についても予備調査を行う。



これらを総合的に解決するため、官民連携事業の可能性について調査し、導入の是非を明らかにする。

※検討業務については補助事業を有効活用

3. 今後のスケジュール（案）

	今年度		H〇〇年度		H〇〇年度	H〇〇年度
	上期	下期	上期	下期		
都道府県構想の策定	都道府県構想					
アクションプランの策定	アクションプラン	地元説明会				
法手続き		都決・下法・都計などの法手続				
内部決済等 （一部議会承認）			今後の下水道整備区域 官民連携事業の検討着手	官民連携事業採用決定 アドバイザー業務補正予算	債務負担の承認	
官民連携事業	官民連携手法 についての勉強会	自治体による官民連携手法 の事前検討	導入可能性調査	アドバイザー 業務	実施方針 作成	公募開始 事業者選定 事業開始

●重要な意思決定時期

- 今年度10月に処理区の整備方針を〇〇委員会等で決定
- 今年度3月に議会に処理区整備方針と官民連携手法導入調査着手を承認
- 処理区の整備方針に基づき、今年度から法手続き業務を開始
- 来年度当初より官民連携手法の導入可能性調査を委託
- 来年度10月に官民連携手法の導入を決定し、アドバイザー業務の補正予算化
- 来年度末に事業者選定に向けて債務負担行為の承認を議決

4. 導入調査における事前調査（1）（参考）

【導入可能性調査実施における事前調査①】

官民連携手法の導入について具体的な検討に着手する前に以下の項目について事前に整理した。

●官民連携が有効な地区の選定

- 既存処理区と隣接しており、従来手法で整備する地区は〇〇地区とする。
- 〇〇地区については、民間提案の受け入れ易さ、区域の独立性、整備の優先度などから官民連携手法のメリットを活かせると考えられるため導入可能性について具体的に調査する。

●民間提案を求めた場合のメリット

➤効率的な施工の実現と全体的なコスト縮減

複数年一括発注で且つ処理場と管渠を組み合わせることで同時建設によって効率化の可能性がある。
（補助金/交付金も複数年で可能）

➤大手維持管理企業とのJVによって技術力を補完

現状の地元企業の機動性を活用しつつ、省エネ、コスト縮減を考慮した新規性のある処理方式（大手ならではのノウハウ）の導入が可能

4. 導入調査における事前調査（2）（参考）

【導入可能性調査実施における事前調査②】

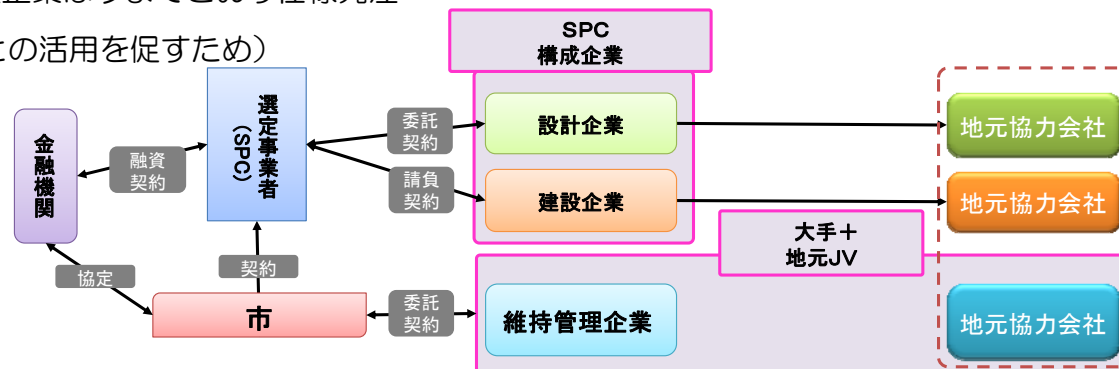
●参加可能企業への事前ヒアリング結果

（地元企業の活用の観点からその特性を事前調査を実施した結果、良好な回答を得た。）

- 事業の履行時に起こりうる緊急対応に迅速に対応が可能
- 土質や既存施設の整備状況等、地域の特性を最も把握しているため細やかな対応が可能
- BCPなど災害時対応等で有効

●現時点で想定される官民連携手法のイメージ

- 当面は設計企業と建設企業のSPCを想定
（設計・建設の提案を求める）
- 当面維持管理企業は今までとおり仕様発注
（地元企業との活用を促すため）



下水道未普及解消のための官民連携手法検討における庁内説明用シートを作成する場合の留意点

1. 未普及対策における官民連携を検討する前の留意点

【下水道事業における現状と課題の整理】

- 基本的にはアクションプランをしっかりと行うことによって区域の設定と整備目標を設定する。
- そのうえで、下水道事業における課題について、**他都市の比較など公表値（下水道データベースなど）を使って、分かり易く人、モノ、カネの視点**について概略的に把握する。
- 基本的な課題を解決するための手法として官民連携以外の手法もあることを把握しつつ、官民連携手法導入に適した地区を選定し、導入による効果の可能性について概略検討を行う。※未普及解消のための低コスト下水道計画に関する導入マニュアル（仮称）を参照

【方針の具体化のために】

- 主要な事業の方針を大まかに決定する。
- そのうえで、官民連携手法の検討に着手すべき内容を確認する。
- 一方、時間的・財政的にも問題なく構成するのであれば、あえて官民連携手法をとらず、現状の整備手法で対応する。
- 当面は課題がなくとも、将来的に官民連携手法を導入することによって解決できそうな課題については、検討を着手することを想定しておく。（例えば、5年後に改築更新が始まるなど）

【導入可能性調査実施の必要性について】

- 導入可能性調査は、基本設計とともに委託する人が多い。
- 導入可能性調査を委託する前に、整理しておくべき事項を以下に示す。
 - ・官民連携が有効な地区の選定⇒民間の技術提案が活かせる地区、優先度の大会地区、ある程度の独立した地区など
 - ・民間提案を求めた場合のメリット⇒クイックプラン等の採用のし易さなど
 - ・参加可能企業への事前ヒアリング結果⇒公に地元企業との意見交換実施
 - ・現時点で想定される官民連携手法のイメージ⇒D B、D B O、P F I の概略イメージを想定しておく

【庁内合意形成に向けたスケジュールの確認】

- 官民連携手法の導入には、議会承認も含めた事前のスケジュールリングが必要
- 発注までの手続きには今までと比べ手間がかかることを考慮し、職員の理解もふまえた余裕をもったスケジュールとする。
- 特に、未普及対策の場合は地元企業との連携が有効であるため、**地元企業参画のメリットを十分把握し、庁内調整を図る。**
- 並行して進める他の法手続き、関連機関協議なども必要なため、それらもスケジュールに落とし込んで整理する。

2. 官民連携手法が採用されていない主な理由の確認

△先行事例が少ない

面整備に関しては農集排事業にて事例があるものの公共下水道事業では採用事例がない

△職員及び地元企業のPFI に対するノウハウ、理解の不足

全国的に事例が少ないためノウハウが不足している。本ガイドライン等を参考に理解を深める。

△行政内部の組織体制が整備されていない

一部の大都市においてはPPP/PFIの専門部署を設けているものの、中小規模以下の事業体では体制の整備が不十分な状況である

△事務負担が大きく、事業開始までの各種手続に多大な時間を要する

内閣府「**簡素化マニュアル※**」の活用等により、各種手続きの更なる効率化・スピードアップを図る必要がある

△発注形式が今までと変わるため地元企業の参入意欲が奪われる

公に地元企業との意見交換会を開催することによって、官民連携事業について正しく理解される必要がある

【簡素化マニュアルについて】

- 内閣府P F I 推進委員会は、平成26年6月に「地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実手続簡素化マニュアル」を作成
- PFI事業の円滑化・迅速化に資する手続期間の短縮、事務負担の軽減についての方法論等が示された

3. 未普及区域の早期解消に向けた対策の例

対策1) 民側の創意工夫を引き出す配慮

- **性能発注方式**により設計の自由度を大きく設定し、民間事業者の創意工夫性を向上させることが重要である。例えば、**管渠の流下方式**について自由度を与えることにより、総コストの低減や早期整備の提案が得られる可能性がある
- 創意工夫を引き出すため、ある程度の**長期（複数年）**にわたる事業期間を設定する必要がある

対策2) 効果的な事前情報の提供

- **民側のリスクを低減**させるため、**事前情報**の提供が重要となる。例えば、面整備管渠の施工においては土質の状況が施工費に大きく影響することから、過去の調査や工事における土質データ、あるいは過去の地形等に関する資料を提供する必要がある。

対策3) 地元企業との積極的な連携

- 当該地域に精通した**地元企業**はスピーディーな現場対応や協議等が可能であり、早期整備実現のため積極的な連携が必要である

次に、庁内における事前調整が概ね図られた後、本格的に検討を進めていくが、その際における事業実施に必要である主要な事務手続きに加え、外部アドバイザーへのアドバイザー委託契約、事業計画の変更を含む関連手続き、これら手続きを実施するために必要な庁内の予算編成との対応関係もあわせて図 8-3 に示す。

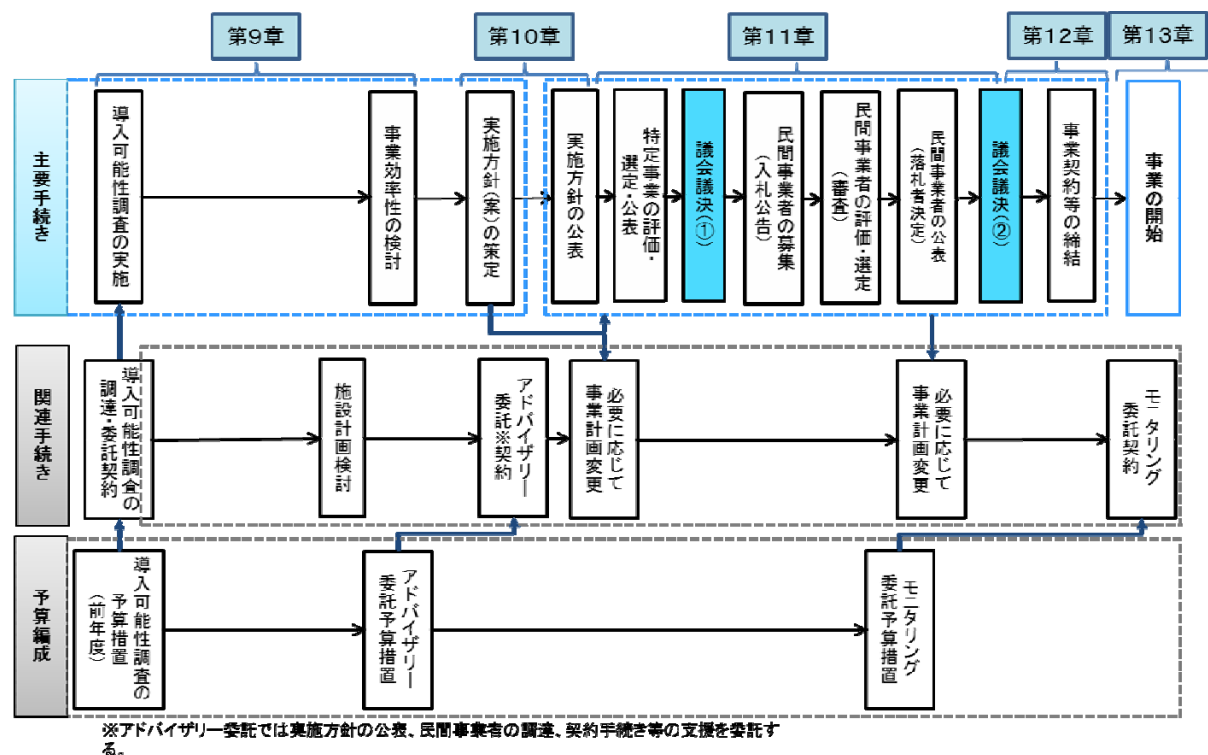


図 8-3 PPP/PFI手法の主要手続きと各関連手続き¹

※図 8-3 の議会議決 (①) : 債務負担行為の設定

地方自治法
 第 211 条
 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

第 214 条
 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

¹ 上記手続きのアドバイザー委託では、実施方針の公表、民間事業者の調達、契約手続き等の支援の委託を指す。

※図 8-3 の議会議決 (②) : 仮契約の締結 (PFI方式の際には②は必須)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)

第9条

地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

なお、PPP/PFI手法を用いた未普及解消事業を検討する際に、地方公共団体は実施方針の公表から調達、事業の実施に係る契約手続に至るまでのプロセスの中で金融・法務・技術などの面から専門知識、ノウハウを有する外部アドバイザーを利用することが考えられるが、外部アドバイザーを利用する際には下記に留意する必要がある²。

留意事項	対応策
・アドバイザー委託先が、当該事業に応募・参画しようとする民間事業者のアドバイザー業務を行わない	・利益相反行為が行われないようアドバイザー委託契約で明記
・民間事業者の提案に知的財産が含まれることへの配慮	・業務上知り得た情報の第三者開示禁止をアドバイザー委託契約で明記
・競争性対話方式における公平性・透明性・競争性の確保への留意	・アドバイザー委託契約に左記事項の遵守を明記

² 内閣府『PFI事業実施プロセスに関するガイドライン』p.8 参照のこと。

第9章 導入可能性調査の実施方法

§ 2 2 導入検討の手順

導入可能性調査では、まず施設計画から検討を開始し、それを踏まえて事業スキームやリスク分担を整理する。これらの基本的な条件を踏まえて民間事業者の参入意向調査を踏まえて事業効率性を評価しPPP/PFI手法の導入判断を行う。PPP/PFI手法を実施すると判断した場合は、事業者特定のプロセスやモニタリング体制の検討を行う。

【解説】

(1) 未普及解消へのPPP/PFI手法導入可能性の調査検討の手順

郊外部ないし中小市町村において、人口減少と高齢化に伴う地方公共団体の厳しい財政状況に起因する下水道整備の遅滞が知られていることは、本マニュアルの第1章 § 1においても未普及解消の背景として紹介した。

十分な予算の確保に基づいて整備される公共サービスとしての下水道処理がもたらす公衆衛生の効果を居住地域によらず享受できる環境を実現するためには、低コストかつ早期の整備(10年概成)によって未普及解消の対策を講じることが求められる。

未普及解消にあたっては早期普及の促進が必要と認識されていることに加え、既に整備されている下水道ストックについても、その布設から相当の年数を経過し老朽化が進行している一方、下水道整備事業を実施する各地方公共団体は厳しい財政状況に直面している。こうした背景からコスト縮減と工期短縮のために計画・整備を改善し、地域特性に応じた整備手法を導入する必要性が認識されている。管路の整備手法としてPPP/PFI手法を用いて包括的に民間事業者に事業を発注し、これに応じて民間事業者側がコスト・工期縮減に伴う10年概成に有効なノウハウを提案・実施することで事業の効率化が期待されている。

PPP/PFI手法の活用にあたっては、同手法が業務実施に適切な枠組と機能を発揮するかどうかを検討する導入可能性調査によって導入適否の判断を行う。判断の基準として考えられる点としては以下の3点が考えられる。

- ・民間事業者による工法やノウハウが発揮されるかどうか
- ・公共サービスそのものの質を担保しながら事業の効率性を高めることができるかどうか
- ・コスト縮減をもたらすような民間事業者相互による競争がはたらくかどうか、

なお、具体的な導入可能性調査の検討の手順は下記の図 9-1 で示されるようにいくつかの段階に分類することができる。各項目の内容については、次ページ以降に整理して示す。

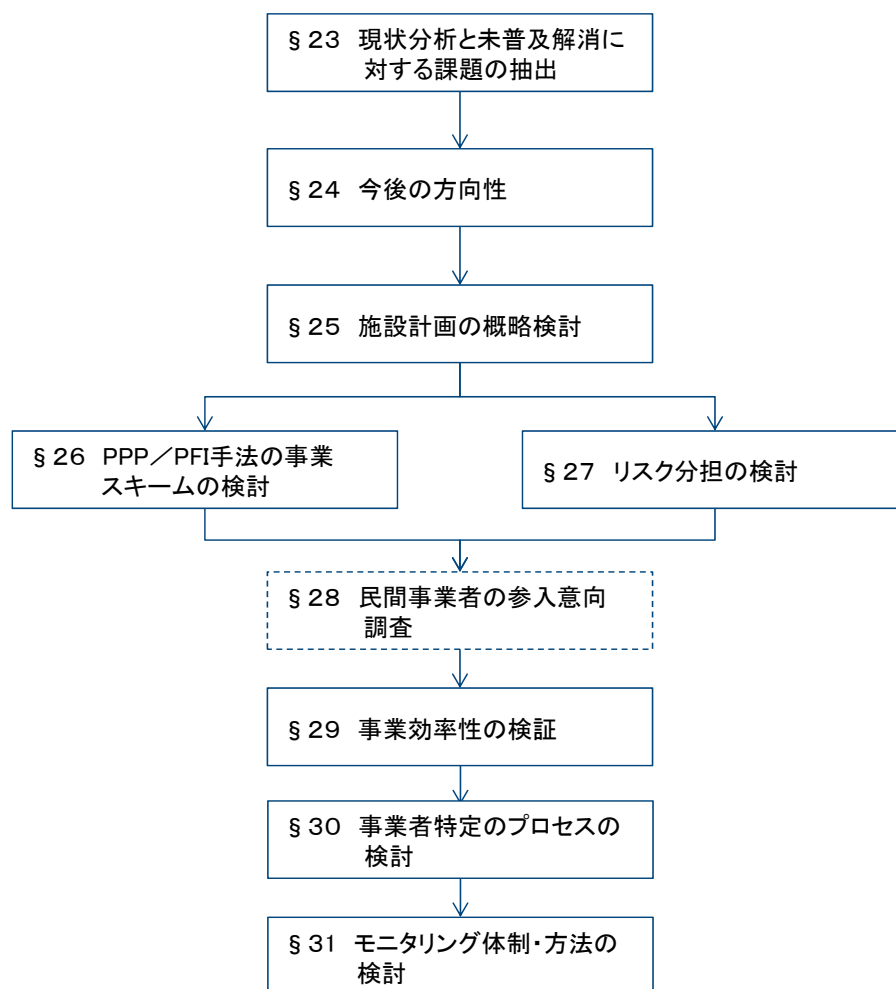


図 9-1 導入検討の手順

なお、第8章 § 20 で記述したDB一括発注方式においては、民間事業者の参入意向調査について省略することも考えられる。例えば、下記のような場合である。

考えられる条件	想定される効果
・ 事業内容が複雑ではない場合	実施条件について民間事業者の意向を詳細に確認する必要性が比較的小さいと想定される。
・ 既存の取引先の参加が期待できる場合	民間事業者の参入意向について事前の確認が必要ない可能性が高いと想定される。

このように①、②の条件に該当する場合には民間事業者の参入意向調査を実施せず、導入検討の手順を簡略化することも可能である。

(2) コストキャップ型下水道の考え方に基づく下水道計画の検討との関係

導入を検討している地方公共団体によってはPPP/PFI手法の導入を検討する前にコストキャップ型下水道の考え方に基づく下水道計画の検討を既に行っている場合も想定される。

この場合は、検討した結果を活用することで効率的に検討を進めることが可能になる。前半の【未普及解消計画策定編】と、後半の【官民連携事業導入編】における検討事項の関係を示したものが以下の図 9-2になる。

§ 2 3～§ 2 5の内容に関しては、コストキャップ型下水道の考え方に基づく下水道計画の検討結果を活用することでほぼ簡略化することが可能である。具体的には、コストキャップ型下水道の考え方に基づく下水道計画の検討における基礎調査が、§ 2 3で示される現状分析と未普及解消に対する課題の抽出に相当する。さらに、整備目標であるコストキャップ指標の設定と、目標を根拠とした今後の汚水処理計画区域の検討は、§ 2 4で挙げられる今後の方向性に相当する。§ 2 5において記述されるPPP/PFIの導入可能性調査で行う施設計画の概略検討では、コストキャップ型下水道の考え方に基づく下水道計画の概略検討を参考とし、またにその概略検討と整合を図り、より精度を高めた検討を行う。

また、検討段階を経た手法を実現化するための発注・契約方式に関しては、概略の方針を既に検討してあるため、§ 2 6のPPP/PFI手法の事業スキームの検討についても効率的に実施することが可能となる。

コストキャップ型下水道は、下水道クイックプロジェクトの各種技術パッケージ採用や設備の海外調達に代表される効率的整備手法、あるいは長期的に包括委託をすることで得られる効率的維持管理手法に基づく下水道の運営を選択するための方策であり、民間技術力等を積極的に活用していく考え方として有効である。

以上、時系列で説明した通り、コストキャップ型下水道の考え方に基づく下水道計画に関する既存の検討結果を利用することで、PPP/PFI手法の検討時間と検討に係るコストの削減、ひいては事業全体の支出減効果が見込まれると考えられる。

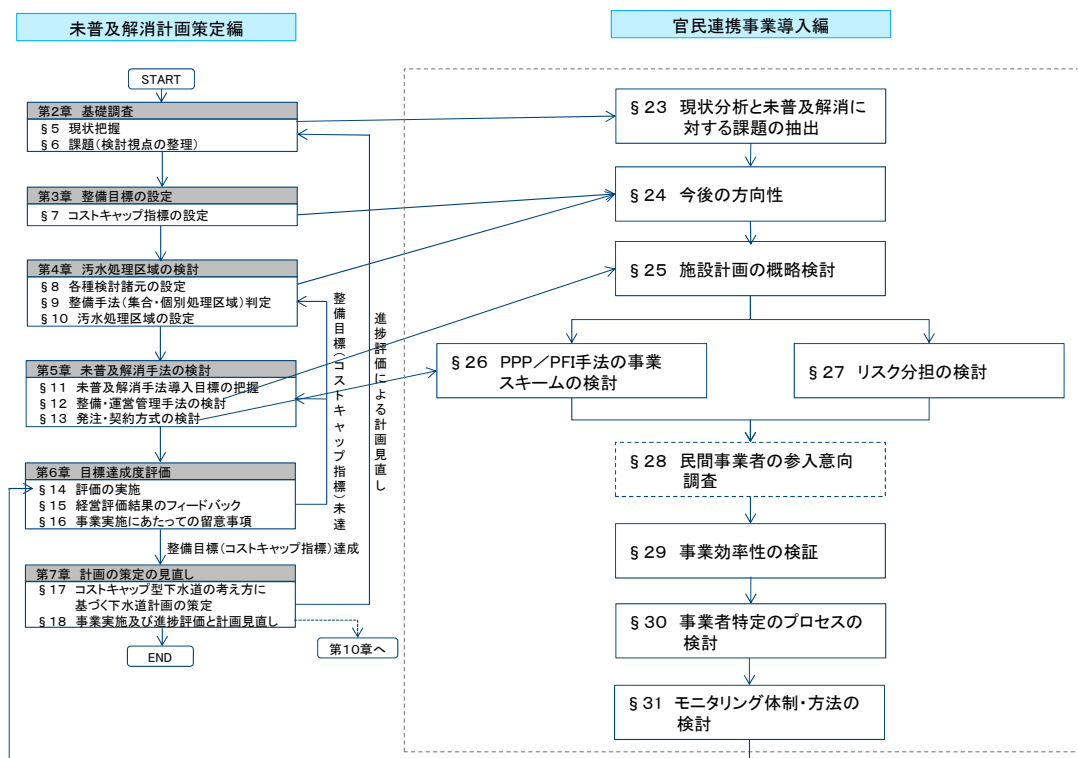


図 9-2 未普及解消手法の検討とPPP/PFI手法の検討の関係

§ 2 3 現状分析と未普及解消に対する課題の抽出

未普及解消を行う上では、現在の状況を整理して「人」、「モノ」、「カネ」の視点における分野ごとの課題を抽出して示し、その課題を解決するための手法をあわせて選定することが重要である。

【解説】

未普及解消に関する課題には、組織体制や施設整備に関するもの、また、経営に関するものなど、多様な状況が考えられる。

課題の性格によって解決策は異なるため、課題解決に向けて重点的に検討すべき事項を明らかにすることが重要である。本マニュアルでは、以下に挙げる通り「人」、「モノ」、「カネ」の3つの視点から現状分析を行い、それぞれの分野における課題を抽出する。

(1) 「人」に関する現状分析

「人」については、例えば、未普及解消事業を担当する職員が不足している、熟練職員の退職・異動により技術対応が困難である等の課題が想定される。

これらの課題により年間の委託・工事発注件数に制約が生じている状況にある地方公共団体においては、発注・契約方式について検討を行い、民間活用等による組織体制の補完を行うことが想定される。

そのため、現状の組織体制や業務分担を整理するとともに、将来的な職員の定年退職動向などを整理する。その上で、新規に整備する下水道施設の管理に必要な人員数、資格、能力を見積り、現状の組織体制と比較することによって人員面で不足する人数、資格、能力を明らかにする。

以下の表 9-1 に、「人」の視点で組織体制を現状分析した一例を示す。

表 9-1 組織体制の現状分析 (例)

課	係	必要な人員数 ①	現行の職員数 ②	不足人員 ①-②	業務遂行上 必要な資格と資 格保有者	定年退職 予定者 (5年以内)
下水道	計画	2名	2名	—	—	
	設計	5名	5名	—	—	2名
	維持管理(管路)	10名	8名	2名	〇〇(1名)	3名
	維持管理(処理場)	15名	10名	5名	〇〇(1名) △△(2名) □□(0名)	3名
	事務職	2名	2名	—	—	1名

＜上記の表 9-1 から考えられる課題（例）＞

- ・ 設計係は、現状では職員が必要数を満足しているが、5年以内に熟練職員が2名退職する予定であり、技術的継承が課題となる。
- ・ 維持管理（管路）係、維持管理（処理場）係では人員が不足している。
- ・ 維持管理（処理場）係については機械・電気の専任技術者が不足しており、現在は民間業者への依存度が高い状況と予測される。
- ・ 現状では行政職員の人員増は見込めない。

（2）「モノ」に関する現状分析

「モノ」については、（ア）土地利用の観点、（イ）地形条件の観点、（ウ）既存ストック活用条件の観点、（エ）新技術導入の観点から、今後整備すべき施設内容について検討する必要がある。例として、以下のような検討条件が挙げられる。

- （ア） 土地利用の観点：未普及家屋（地区）が散在している、高齢化世帯が多い、供用後の水利用が少ないなど、整備が非効率な状況にある地方公共団体においては、主に、污水处理計画（整備区域）について検討を行う。
- （イ） 地形条件の観点：道路より宅盤が低い、局所的な低地区が多い（ポンプ排水が必要）、水路横断等の支障物が多いなど、整備コストあるいは整備期間が増加する地形条件を有する地方公共団体においては、主に、整備・運営管理手法について検討を行う。
- （ウ） 既存ストック活用条件の観点：既存のコミュニティプラントがある（既存活用又は下水道への接続の検討を行う必要がある）、既存処理場が複数存在し、集合区域が分散している（既存処理場の改築更新又は統廃合を検討する必要がある）など、既存ストックのあり方を検討する必要がある地方公共団体においては、主に整備・運営管理手法について検討を行う。
- （エ） 新技術導入の観点：新技術を積極的に導入し、コスト縮減を図る観点から、未普及解消手法の検討を行う。

上記の課題を明らかにするために、現状の施設・設備の設置状況を整理するとともに、普及率、水洗化率や経過年数や耐震化状況、台帳への登録状況を整理する。その上で、新規に整備が必要な下水道施設・設備を検討し、既存の施設・設備で接続する部分と完全に新設する内容を整理する。また、耐震化等施設整備時に必要な対応があれば併せて整理することが考えられる。

特に、早期整備・コスト縮減の観点から、新技術を取り入れるなど、新たな手法を取り入れる場合、設計・施工もしくは維持管理も含めて一体発注した方が自由度が増し、民間の技術を取り入れやすくなる可能性もあるため、発注・契約方式について検討する必要がある。

「モノ」の視点からの課題を検討する際には、現状の施設・設備の設置状況を整理するとともに、観点ごとに下記の通り対応するマニュアルを参照する必要がある。

課題を抽出した観点	対応するマニュアルもしくは対応策
(ア) 土地利用の観点	「都道府県構想策定マニュアル」
(イ) 地形条件の観点	本マニュアル「未普及解消計画策定編」
(ウ) 既存ストック活用条件の観点	「都道府県構想策定マニュアル」及び本マニュアル「未普及解消計画策定編」
(エ) 新技術導入の視点	未普及解消手法の検討

10年概成・コスト縮減の観点からは、汚水処理計画（整備区域）の検討とともに、未普及解消手法に対する検討もあわせて重要となる。そのため、下水道クイックプロジェクト等の国の動きや民間の技術開発動向等についても注視し、随時、最新情報の収集にあたる必要がある。

なお、当該地域の特性を踏まえて技術の適用性を判断することとなるが、まずは、低コスト技術について、下水道のみならず類似事業における適用事例も含めて、表 9-2 に示す通り、幅広く情報を収集する。

表 9-2 下水道等の技術開発動向に関する主な収集資料と整理事項

項目	主な収集資料	主な整理事項
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国や業界等の情報発信資料 ・技術適用事例 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の概要、適用条件等

(3) 「カネ」についての現状分析

「カネ」についての現状としては、例えば、予算確保が困難であるため年間の整備量に限界があることが想定される。この場合、地方公共団体においては、汚水処理区域の検討と共に未普及解消手法の活用や事業規模の見直しを行うことが考えられる。

その上で、「カネ」に関わる課題を明らかにするために、過去及び将来の収支見通しや投資計画を整理する。さらに、新設をした場合に必要となる投資規模や収入を見積り、その結果を反映した収支見通しや投資計画を整理する。

また、資金調達についても検討を行い、一般会計や市債、剰余金、補助金で充当可能かどうかを分析し、不足する資金の有無を把握することが考えられる。

特に、短・中・長期的なコスト制限がある場合には、そのコスト内で抑えた下水道事業を運営するため、設計・施工・維持管理も含めて一体発注することによって、維持管理も含めた全体のコスト縮減効果が高くなることから、発注・契約方式について検討する必要がある。

「カネ」の視点から持続的な事業運営に対する検討を行うにあたって、経営状況に関する現況と見通しについて、表 9-3 に示すような情報を収集、整理する。

既に事業着手済みの地方公共団体においては、現在の経営状況について把握するとともに、現計画を基に事業を実施した場合の経営見通し（財政負担の持続性）について把握する。

なお、今後の経営見通しについては、未普及解消（新規整備）以外の事業計画も想定したものである必要がある。また、経営見通しに関する整理では、過年度の実績や各推計値を整理すると

ともに、推計値に対する算出根拠等についても把握し、PPP/PFI手法に関する目標達成度評価における経営シミュレーションを行う際の比較対象として整理することが必要である。

これに対し、事業未着手の地方公共団体においては、当該地方公共団体における財政状況を加味した上、財政担当部署との調整により将来にわたって下水道事業に対して財政負担可能な条件について整理を行う。また、併せて、下水道事業の役務費に関しても整理を行う。

表 9-3 事業運営（経営状況等）に関する主な収集資料と整理事項

項目	主な収集資料	主な整理事項
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業決算資料 ・ 経営計画（現計画における財政収支計画等） ・ 地方公共団体における経営見通しに関する資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の経営状況（財政収支、各実績値等） ・ 経営見通し（財政収支、各推計値及び根拠等） ・ 地方公共団体における負担可能条件 ・ 下水道事業の役務費

§ 2 4 今後の方向性

現状における課題を解決するため、次の内容について今後の方向性を作成する。

- (1) 事業執行体制の確保（「人」に関する現状課題の解決手法）
- (2) 処理区見直しと効率的な整備手法（「モノ」に関する現状課題の解決手法）
- (3) 経営の持続性の確保（「カネ」に関する現状課題の解決手法）

【解説】

§ 2 3において整理した通り、「人」、「モノ」、「カネ」に分類された視点においては、現状としてそれぞれ固有に検討すべき課題が存在していることから、各課題の性格に応じた対応策を講じることが重要である。

本マニュアルでは、PPP/PFI手法活用の趣旨を踏まえ、下記に挙げる通り「人」に固有の課題への解決策として（1）事業執行体制の確保（「人」に関する現状課題の解決手法）、「モノ」に固有の解決策として（2）処理区見直しと効率的な整備手法（「モノ」に関する現状課題の解決手法）、そして「カネ」に固有の解決策として（3）経営の持続性の確保（「カネ」に関する現状課題の解決手法）の視点をそれぞれ挙げ、各内容に関する解決に向けた方策を考察する。考察にあたり、それぞれの視点から浮かび上がる課題に対し、可能性のある解決策との対応を下記の表 9-4 に示す。

表 9-4 民間活用の場合に考えられる課題解決策の案

課題分析の視点	分野ごとに考えられる解決策
<p>「人」に固有の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未普及解消を担当する職員の不足 ・熟練職員の退職・異動に伴う技術継承の不安 ・行政組織における人員増の難しさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用を含む事業執行体制の確保の検討 ・人材の活用 ・民間が有するノウハウの活用 ・民間の効率的な管理枠組の活用 ・CMや日本下水道事業団の活用
<p>「モノ」に固有の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非効率な整備状況（土地利用の観点） ・地形による整備コスト・期間の増加（地形条件の観点） ・既存ストック整理の必要性（既存のストック活用条件の観点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な処理区見直しと効率的な整備手法の検討 ・民間が有する効果的な整備手法の活用 ・民間による低コスト・短工期による処理区の種類方法の提案 ・10年概成のため民間が有する工法の提案
<p>「カネ」に固有の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算確保が困難なため整備量が有限 ・経営見通しの難しさ 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の持続性の確保の検討 ・民間による一体施工に伴うコスト縮減 ・民間の効率的な運営分析の利用

「人」、「モノ」、「カネ」それぞれで挙げられる課題の解決に有効と思われる解決策に共通するのは、民間事業者が有する工法やノウハウ、計画など有形・無形の資産の活用であり、事業のコスト縮減と工期短縮の点から解決方法を包括的に捉えると、PPP/PFI手法を採用した下水道処理施設の運転管理が有する利点と一致することが分かる。

さらに、いずれの場合においても、所与の各種要因に起因する制約の中で工期の効率化・手続の簡素化を図るため、現状に対する課題解決策として、PPP/PFI手法が持つ未普及解消に伴う早期の下水道普及を実現させる整備に必要な期間とコストを減少させるような効果的な発注・契約方式を検討する必要がある。下記に、PPP/PFI手法を活かした課題解決における検討の具体案を示す。

(1) 事業執行体制の確保（「人」に関する現状課題の解決手法）

事業執行体制の確保については、現状分析を踏まえて、新規施設・設備を運営する体制は勿論のこと、その事業執行に係る人員が現状のままで十分かどうかについても分析し、新規に増強が必要な体制を明らかにする。

その上で、新規施設・設備を運営する体制について内部で中長期的な需要に対して人員の確保が困難な場合については、民間を活用した運営管理体制について方向性を明らかにする。

一方、これらの事業執行についての短期的な需要に対しても人員の確保が困難な場合については、CM（コンストラクションマネジメント）を雇用することや日本下水道事業団を活用することも視野に入れて検討を行う。

(2) 処理区見直しと効率的な整備手法（「モノ」に関する現状課題の解決手法）

処理区見直しの必要性和整備手法については、地理的条件や地域の接続意向等を踏まえて既存の処理区と新規の処理区を一体的に見直し、効果的な計画を策定する。

その上で各地域の優先順位付けを行い、今回の未普及解消事業において整備を進める処理区と従来手法で整備を進める地区を特定する。なお、整備手法（集合・個別処理区域）の判定手法については、「都道府県構想策定マニュアル」に記載されているためそちらを参照されたい。

(3) 経営の持続性の確保（「カネ」に関する現状課題の解決手法）

経営の持続性の確保については、経営指標値（経費回収率、水洗化率、施設の平均年齢など）を測定及びランク分けを行い、具体的な要因を把握分析することによって、効果のある経営改善施策を選択する。

その上で、収入改善施策として、接続（水洗化）の促進、有収率向上、支出抑制策として、建設改良費の縮減、包括的民間委託の推進などの改善施策を進めていく場合において、今回の未普及解消事業における方向性を明らかにする。なお、下水道における経営改善手法については、「下水道経営改善ガイドライン」に記載されているためそちらを参照されたい。具体的要因に効果のある経営改善施策の案については表 9-5 に示す。

表 9-5 具体的要因に効果のある経営改善施策の案

収入改善施策	支出抑制施策
<ul style="list-style-type: none">・ 適正な下水道使用料への見直し・ 接続（水洗化）の促進・ 有収率向上対策・ 未徴収（滞納）対策・ その他営業収益事業の採用	<ul style="list-style-type: none">・ 準建設改良費に対する起債・ 分流式下水道等に要する経費の一般会計からの繰入・ 繰り出し基準見直し差額の起債・ 建設改良費の縮減・ 包括的民間委託の推進・ 処理場等の統廃合による支出抑制・ 処理場等の業務連携による運転管理費の縮減・ 不明水対策・ アセットマネジメント手法の導入

§ 25 施設計画の概略検討

対象となる未普及解消事業について、導入の目的やその地域を選定した理由を作成し、PPP/PFI手法を用いる意図を明確化させる。

併せて対象となる施設や、包括的に行う事業についての概要、現状における条件などを整理し、本事業に必要な事業費の算出を行う。

【解説】

(1) 考えられる概略検討のあり方

現状分析や今後の方向性を踏まえて現状の課題を示すとともに未普及解消事業において解決を目指す内容を導入の目的として整理する。また、対象とする処理区についても優先順位付けの概要を提示する。

また、導入する施設や設備について整備規模も併せて整理するとともに、PPP/PFI手法を採用する必要性についても説明する。例として、下記のような事例が考えられる。

① 人員不足により委託・工事発注件数に制約が生じている場合

(また、将来、熟練職員が退職・異動に伴い技術対応が困難となる場合)

項目	内容
現状	<ul style="list-style-type: none">・ 職員不足により委託・工事発注件数に制約が生じている。・ 熟練職員の退職・異動に伴い技術対応が困難となっている。
課題	<ul style="list-style-type: none">・ 未普及解消事業が計画期間内に完了する見込みが立たない。
概略検討	<ul style="list-style-type: none">・ 発注・契約方式について検討する。・ 新規整備を見通して民間活用により人員を補完する。

② 事業費に制約が生じている場合

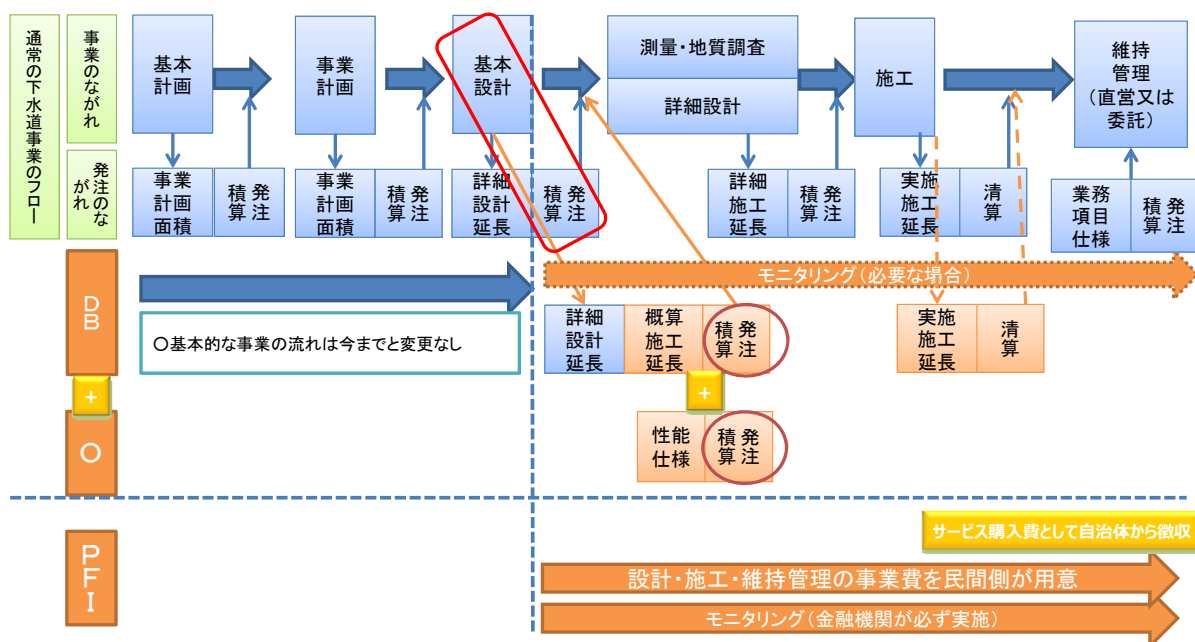
項目	内容
現状	<ul style="list-style-type: none">・ 未普及解消事業に必要な概算事業費が確保できない。
課題	<ul style="list-style-type: none">・ 未普及解消事業が計画期間内に完了する見込みが立たない。
概略検討	<ul style="list-style-type: none">・ 発注・契約方式について検討する。・ PPP/PFI手法により新技術を民間に検討させ、コスト縮減を見込む。・ 例として、従来までは開削工法による施工であったが、民間にクイックプロジェクト（露出配管、曲管の使用等）を活用した施工方法を検討させる。・ 下水道使用料収入増加を目指した接続率向上策を検討する。

③ 人員不足による委託・工事発注件数と事業費の双方に制約が生じている場合

項目	内容
現状	<ul style="list-style-type: none"> 退職・異動等に伴う職員の不足により対応可能な委託・工事発注件数に制約が生じている。 未普及解消事業に必要な概算事業費が確保できない。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 未普及解消事業が計画期間内に完了する見込みが立たない。
概略検討	<ul style="list-style-type: none"> 工事件数に対応でき、かつ事業費を縮減できる発注・契約方式について検討する。 PPP/PFI手法により新技術を民間に検討させ、コスト縮減を見込む。 <ul style="list-style-type: none"> 例として、従来までは開削工法による施工であったが、民間にクイックプロジェクト（露出配管、曲管の使用等）を活用した施工方法を検討させる。 PPP/PFI手法の一環として民間人材を活用して職員不足を補う。 下水道使用料収入増加を目指した接続率向上策を検討する。

(2) 導入可能性調査における基本設計の必要性

導入可能性調査においては、包括的に行う事業についての概要、現状における条件などを整理し、本事業に必要な事業費の算出を行う。そのため、当該事業計画又はPPP/PFI手法の導入対象とした地区に対し、基本設計の実施を基礎とする。下記のフローにあるように、事業を行うにあたって基本設計（赤枠で囲った部分）を示すことは、発注後の大幅な設計変更を防ぐ観点からも必要があると考えられる。



基本設計を行うことで制約条件が明確化されるとともに、発注後における費用・設計内容の基準を作ることにより技術提案の審査を効果的・効率的に行うことが可能となる。

以下に、基本設計後に提示すべき対象となる基本範囲の明示（制約条件）と標準設計として提示する項目（基本条件）を示す。

対象となる基本範囲の明示（制約条件）の一例

項目	内容
予定処理区域	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予定処理区域及び対象世帯数
設計条件	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施工期間： 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 2 月 28 日 ➤ 施工時間： 午前 9：00～午後 5：00（夜間施工は不可） ➤ 制約となる施工方法等： <ul style="list-style-type: none"> ・ 近接する小学校等があるため通学路の確保を優先すること ・ 主要道路の迂回を前提とした施工とすること

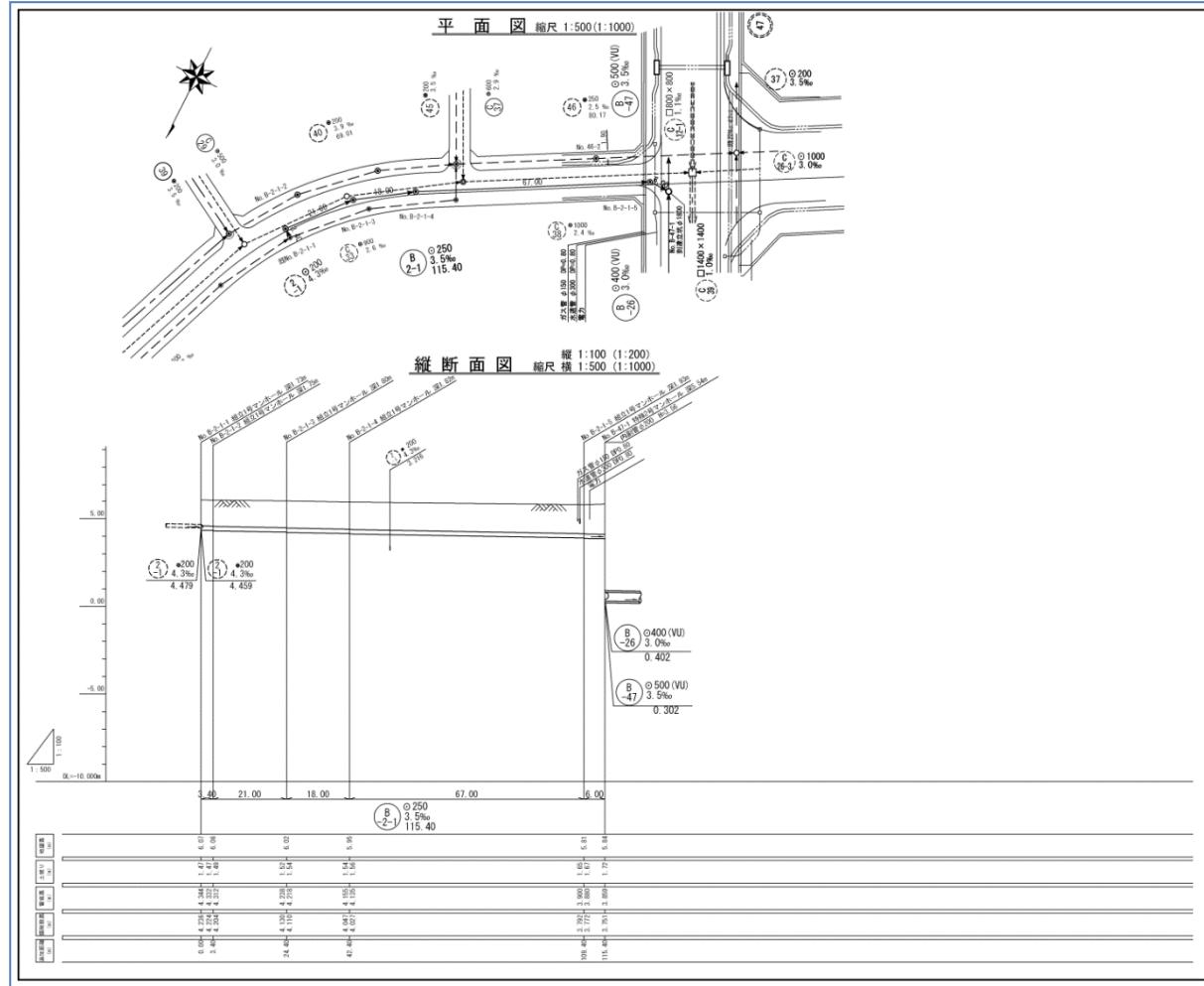
基本設計における標準設計として提示する項目（基本条件）の一例

項目	内容
設計成果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 位置図、区画割施設平面図、縦断面図、流量計算表、報告書等 ➤ 地質・測量調査報告書又はそれを代替するもの（周辺地質図等、過去の工事履歴、都市計画基本図等）
流下方式	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然流下方式＋一部圧送方式
設計諸元	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計延長、人孔数、公共マス数
概算予定価格	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去の類似工事实績と標準設計に基づく積算 ➤ 積算条件の明示

《提示資料の一例》

設計諸元、区画割施設平面図、縦断面図

項目	内容
流下方式	自然流下方式
設計諸元	予定数量 VUφ150:3,200m VUφ200:500m 1号人孔:50個 2号人孔:10個 小型人孔:5個 公共マス(世帯数): 250個 など
概算予定価格	400,000,000円 (税込み)
備考	【基本数量】 移設延長:〇〇m 試掘費:〇〇箇所 舗装費:〇〇m ²



流量計算表、予定価格算定例

処理分区名		下水道流量計算表										ha当り時間最大汚水量(m ³ /s/ha)										
												0.000500										
管渠記号	流入管渠記号	面積			延長	流出量			計画下水道管渠						平均土被り	採用単価(直工費)	概算工事費					
		区域種別				汚水量	点投入施設		断面	勾配	流速	流量	余裕率	管渠高								
		ha	ha	ha	合 計		各線	追加						各線				追加	総水量	起点	地盤高	土被
起点	終点	起点	終点	起点	終点	起点	終点	起点	終点	起点	終点	起点	終点	起点	終点	起点	終点					
①		1.37			1.37										4.707	6.73	1.82					
①-1		1.37			1.37	132.85			0.001			○ VU 150	3.5	0.64	0.011	1.031	4.222	5.84	1.41	1.62	39,886	5,298,855
		2.20			2.20												4.215	5.84	1.38			
	3	3.57			3.57	263.80			0.002			○ VU 150	3.7	0.66	0.012	546	3.098	6.33	3.00	2.19	46,377	12,234,252
②-4		0.72			0.72												4.064	6.00	1.73			
③	1-1	0.72			0.72	100.48			0.001			○ VU 150	3.5	0.64	0.011	1,031	3.693	6.33	2.43	2.08	46,377	4,659,960
		0.02			0.02												3.169	6.33	2.95			
	26	4.31			4.31	25.18			0.002			○ VU 150	1.8	0.46	0.008	266	3.123	6.33	2.98	2.97	57,311	1,443,090
④-1		0.65			0.65												4.952	6.16	1.00			
④-2		0.65			0.65	243.60			0.001			○ VU 150	3.5	0.64	0.011	1,031	3.949	6.27	2.06	1.53	35,090	8,547,924
		0.57			0.57												3.970	6.32	2.14			
	26	1.22			1.22	147.70			0.001			○ VU 150	3.5	0.64	0.011	1,031	2.300	6.33	3.82	2.98	57,311	8,464,834
⑤		0.12			0.12												4.949	6.13	0.98			
	7	0.12			0.12	39.40			0.001			○ VU 150	3.4	0.63	0.011	1,014	4.816	6.09	1.08	1.03	23,553	927,988
⑥		0.09			0.09												5.022	6.23	1.00			
⑦	5	0.09			0.09	42.10			0.001			○ VU 150	3.5	0.64	0.011	1,031	4.861	6.09	1.03	1.02	23,553	991,581
		0.14			0.14												4.782	6.09	1.10			
	9	0.35			0.35	49.24			0.001			○ VU 150	3.4	0.63	0.011	1,014	4.615	6.40	1.58	1.34	23,553	1,159,749
⑧		0.06			0.06												5.128	6.32	1.00			
⑨	7	0.06			0.06	37.67			0.001			○ VU 150	4.0	0.68	0.012	1,110	4.977	6.40	1.21	1.11	23,553	887,241
		0.05			0.05												4.244	6.40	1.70			
	11	0.46			0.46	44.30			0.001			○ VU 150	3.5	0.64	0.011	1,031	4.208	6.14	1.73	1.72	39,886	1,766,949
概算事業費 合計																	46,382,423					

項目	算定値	率	算出式	備考
	費用(円)	(%)		
直接工事概算費	100,000,000		①	
共通仮設費	10,000,000	10	②=①×実績値	実績値(%)
小計(総工事費)	110,000,000		③=①+②	
現場管理費	31,592,000	28.72	④=③×計算値	計算値(%)
工事原価	141,592,000		⑤=③+④	
一般管理費	19,199,875	13.56	⑥=⑤×計算値	計算値(%)
本工事費	160,791,875		⑦=⑤+⑥	

§ 26 PPP／PFI手法の事業スキームの検討

公共と事業者の役割分担の検討や事業期間の検討、及び事業者に求める提案内容の詳細検討を行う。

対象となる事業は未普及解消事業であることから、事業方式としては従来方式である設計・建設の個別分離発注とこれらを一体とした場合のDB一括発注方式の比較検討を行う。

ただし未普及解消事業に処理場などを併せて事業化する場合には、DBOやBTOなども含めて検討を行う。

【解説】

事業スキームの検討は、PPP／PFI手法の導入により当該事業の目的を効果的に達成するための仕組みを検討するものであり、事業効率性が最大化するよう適切に事業スキームを構築することが求められる。

(1) 事業範囲を踏まえたPPP／PFI手法の検討

典型的には以下の表 9-6 に示されるような3つの方式が考えられる。

未普及対策として、管渠やマンホールポンプなどの管路施設のみを面的に整備し、維持管理を行う場合にはDB一括発注方式を採用することが想定される。

一方、整備対象として管路施設に加えて処理場など処理施設を含む場合や、複数のマンホールポンプの導入や真空管のように特殊な設備の導入により維持管理・運営が生じる場合については、運営と維持管理対象を一体とする方式であるDBO方式やPFI方式を採用することも考えられる。

さらに、未普及解消のためにPPP／PFI手法を採用する際、対象地域に既存の下水道施設がすでに直営事業として存在している場合には、新たな施設を整備後、運営と維持管理を一体化することが効果的であるため、DB一括発注方式に加えて既存区域を一体として契約内容に維持管理・運営を契約内容に含めることも一案である。

なお、PPP／PFI手法の採用では民間事業者の創意工夫を生かすことが事業で成果を上げる要点になることから、DB一括発注方式を選択し発注手続きを進めた結果、他の方式が提案された場合や付帯的な事業が提案された場合についても比較検討の遡上に載せることが考えられる。例えば、DB一括発注方式で募集したものの、特殊な工法を用いて維持管理・運営までを一体で実施することで全体のライフサイクルコストを抑制できるような提案や下水熱の利活用に関する付帯事業の提案がこれに当たる。発注する地方公共団体としてはこうした提案も出ることを想定して、DB一括発注方式のみで提案した民間事業者との比較方法も予め示すことが望ましい。その場合の対応の詳細は第10章 § 34 において説明する。

表 9-6 PPP/PFI手法の代表的な類型

事業方式	DB一括発注方式	DBO方式	PFI方式
概要	設計と施工を一括して発注する方式。	施設的设计・施工・維持管理を一括して発注する方式。	施設的设计・施工・維持管理を一括して発注し、施設整備にかかる資金調達も民間事業者が行う方式。 建設施設が国庫補助対象の場合、建設完了時に補助金を支払い、残りはサービス購入料として長期間に分割して支払う。
想定される活用ケース	管路やマンホールポンプ等の一部の施設の面的整備に適している。	管路施設に加え、処理場や汚泥関連施設等を含む一体運営に適している。	管路施設に加え、処理場や汚泥関連施設等を含む一体運営に適している。
イメージ			
施設所有者	自治体	自治体	自治体
資金調達	自治体	自治体	民間
発注方式	性能発注	性能発注	性能発注
法律上の位置付け	民法上の請負契約	民法上の請負契約	PFI法
採用のメリット	<ul style="list-style-type: none"> 設計と施工を一元化することにより、効率化を図るとともに、施工者のノウハウを反映した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。 設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の導入が促進される。 	<ul style="list-style-type: none"> DBのメリットに加えて、さらに維持管理・運営の効率化が進みやすくなる。 性能発注の採用により、民間企業のインセンティブの向上とノウハウの活用が期待される。 施設整備に伴う資金調達は委託者である地方公共団体が行うことから、国庫補助金の活用や起債措置が可能。 市中金利と比較して金利の低い起債を利用できるため民間事業者の負担が少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> DBのメリットに加えて、さらに維持管理・運営の効率化が進みやすくなる。 性能発注の採用により、民間事業者のインセンティブの向上とノウハウの活用が期待される。 民間事業者が資金調達を行うことにより、発注者にとっては財政支出の抑制及び平準化が可能。 資金調達は民間事業者が自ら行うことで、参画者に対して事業から安易な撤退を抑制する効果が働く。 市中金融機関からの資金調達を行うため、事業の効率性に対するモニタリング機能が働く。
採用に伴うデメリット	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・運営を含む事業では全体最適を目指した効率化が働きにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による資金調達が図られるため、負担を負わない民間事業者が容易に事業から撤退する可能性がある。(民間事業者の撤退を抑制する方法として保証金拠出を求めることが考えられるが、これにより事業者の費用負担が増加し上記金利のメリットが減少する) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者による資金調達を行うことから、市中金融機関の金利が適用され、事業者の金利負担が増加する。 PFI法に基づく各種の手続きを採用する必要があり調達に係る業務が煩雑になる。

なお、PFI方式については利用料金を民間事業者が収受しその収益に基づき独立採算型の事業を実施する公共施設等運営権を活用することも可能になっている。前述の既存地域も含めて事業を委ねる場合にはこうした手法の活用も一案となる。

これら3つの方式の選択の観点は、事業の範囲や期待する効果、資金調達の条件等により異なる。典型的な選択方法としては、図9-3に示されるような検討方法が一案となる。なお、他にも個別要因があるため、実際の事業においてはそれらの個別要因も含めて検討する。

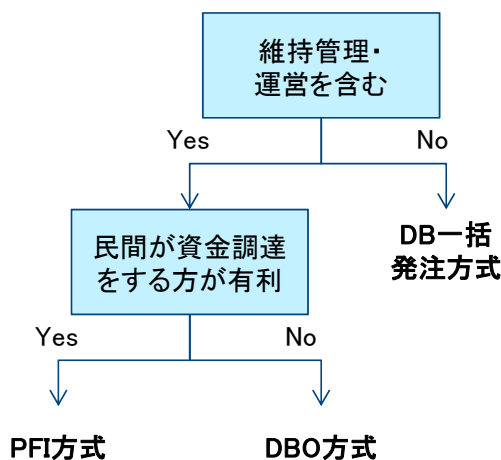


図 9-3 PPP/PFI手法の選択手順の例

(2) PPP/PFI手法における官民の役割分担

役割分担については事業方式によって異なる。各事業方式における典型的な官民それぞれの役割分担は表 9-7 のようになる。従来の発注方式では詳細設計まで地方公共団体で実施した上で工事を発注していたが、PPP/PFI手法を採用する場合は基本設計までが地方公共団体の役割となり、それ以外の業務を民間側に委ねることができるために効率化が可能になる。

表 9-7 管路整備における一連の発注業務から見た官民連携のイメージ役割分担の例

通常発注	レベル1(設計施工(DB))	レベル2(設計施工管理(DBO))	レベル3(設計施工管理(PFI))																																																	
<table border="1"> <tr><td rowspan="5">官</td><td>計画段階</td><td>基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 道路占用申請 発注設計 完了検査 住民説明</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 住民対応 完了検査 会計検査</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> <tr><td>用地補償</td><td>移設補償 用地買収</td></tr> <tr><td rowspan="2">民</td><td>設計業務</td><td>現地測量 実施設計図作成</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 現地測量 工事施工 住民対応</td></tr> </table>	官	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明	設計業務	資金調達 道路占用申請 発注設計 完了検査 住民説明	工事業務	施工管理 住民対応 完了検査 会計検査	管理業務	水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応	用地補償	移設補償 用地買収	民	設計業務	現地測量 実施設計図作成	工事業務	施工管理 現地測量 工事施工 住民対応	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">官</td><td>計画段階</td><td>基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 完了検査</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 完了検査 会計検査</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> <tr><td>用地補償</td><td>移設補償 用地買収</td></tr> <tr><td rowspan="2">民</td><td>設計業務</td><td>住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応</td></tr> </table>	官	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明	設計業務	資金調達 完了検査	工事業務	施工管理 完了検査 会計検査	管理業務	水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応	用地補償	移設補償 用地買収	民	設計業務	住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成	工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応	<table border="1"> <tr><td rowspan="5">官</td><td>計画段階</td><td>基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 完了検査</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>施工管理 完了検査 会計検査</td></tr> <tr><td>用地補償</td><td>移設補償 用地買収</td></tr> <tr><td rowspan="5">民</td><td>計画段階</td><td>基本計画 資金調達</td></tr> <tr><td>設計業務</td><td>資金調達 住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成</td></tr> <tr><td>工事業務</td><td>住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応</td></tr> <tr><td>管理業務</td><td>水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応</td></tr> </table>	官	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明	設計業務	資金調達 完了検査	工事業務	施工管理 完了検査 会計検査	用地補償	移設補償 用地買収	民	計画段階	基本計画 資金調達	設計業務	資金調達 住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成	工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応	管理業務	水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応
官		計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明																																																	
		設計業務	資金調達 道路占用申請 発注設計 完了検査 住民説明																																																	
		工事業務	施工管理 住民対応 完了検査 会計検査																																																	
		管理業務	水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																	
	用地補償	移設補償 用地買収																																																		
民	設計業務	現地測量 実施設計図作成																																																		
	工事業務	施工管理 現地測量 工事施工 住民対応																																																		
官	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明																																																		
	設計業務	資金調達 完了検査																																																		
	工事業務	施工管理 完了検査 会計検査																																																		
	管理業務	水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																		
	用地補償	移設補償 用地買収																																																		
民	設計業務	住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成																																																		
	工事業務	住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応																																																		
官	計画段階	基本計画 認可計画 資金調達 発注設計 住民説明																																																		
	設計業務	資金調達 完了検査																																																		
	工事業務	施工管理 完了検査 会計検査																																																		
	用地補償	移設補償 用地買収																																																		
	民	計画段階	基本計画 資金調達																																																	
設計業務		資金調達 住民説明 道路占用申請 工事設計 現地測量 実施設計図作成																																																		
工事業務		住民対応 施工管理 現地測量 工事施工 住民対応																																																		
管理業務		水洗化促進 台帳整備 管理計画策定 清掃業務 管路調査 緊急対応																																																		

また、事業期間も重要な要素となる。学習効果も含めて効率性が発揮されるとともに、雇用の安定的確保や独占性の弊害が生じないように工夫する必要がある。

DB一括発注方式の場合は業務に要する期間を合計した年数になり、最低で2年程度が想定され、最長でも10年程度になると考えられる。ただし、発注者となる地方公共団体の予算制約によって単純に業務に要する期間よりも長期になる場合も考えられる。

DBO方式やPFI方式の場合は最低でも10年程度の確保が考えられ、耐用年数に応じて年数を決めることが一般的である。ただし、下水道施設では耐用年数が超長期のものが中心である。そのため、基本的には耐用年数よりも短い期間が想定され、独占性や長期使用による不透明性の高さも考慮すると上限は30年程度とすることが考えられる。

なお、実施方針により公表する事業スキームは、以降の民間事業者の意見等に伴い、変更が生じる可能性があることに留意する必要がある。ただし、事業の基本的方向については、この段階で概ね決定付けられることを念頭に置いて検討を行う必要がある。

§ 27 リスク分担の検討

事業実施手法を踏まえて事業実施時の主要なリスクを整理し、そのリスクの対象方針及び官民での分担方法について検討する。

【解説】

(1) リスク分担の検討手順

リスク分担は「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(平成13年1月22日)に示された「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」

という考え方にに基づき、発注者が担当する業務に伴うリスクについては発注者が、民間事業者が担当する業務に伴うリスクについては民間事業者が管理することを基本とする。

リスク顕在化の結果発生した損失や追加的支出は、一義的には当該リスクの管理者が負担するものとする。ただし、当該リスクを発注者及び民間事業者の双方が管理することができない場合や、帰責事由が当該リスクの管理者以外にある場合は、その限りではない。

このリスク分担は図9-4に示されるような手順で検討する。まず、業務範囲に基づきリスクを洗い出す作業から始まる。過去に地質や土地の形状等から生じた課題等があれば必ずリスクに盛り込むことが重要である。

次にリスク分担を検討する。基本的には対象の業務範囲に係るリスクは民間事業者が負うことになるが、民間事業者が管理できないリスクも一部存在するため、それらのリスクを地方公共団体が負担するのかケースに応じて分担を分けるのかどうかを検討する。

さらに一部のリスクについては保険等を適用することにより民間事業者にリスクを負担させることができるものも存在するため、こうしたリスクを負担できるかどうかに関する検討も求められる。

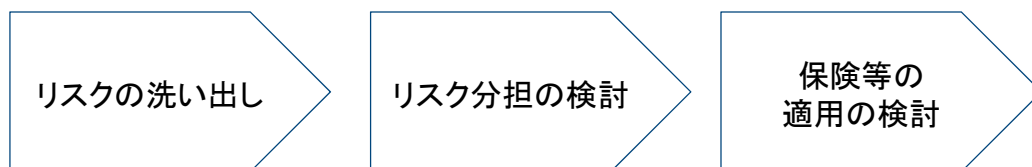


図 9-4 リスク分担の検討手順

(2) 未普及解消に特有のリスク要因の検討

上述したように、発注者と民間事業者との間で分担すべきリスクを実際の事業に先立って列挙し、その分担者について合意形成の上決定しなければならないが、調査・設計、建設・維持管理の各段階に関わるリスクを検討する際には、当該事業内容や工法に固有のリスクが存在することを認識する必要がある。

ここでは、未普及解消における特有のリスクについて考察する。とくに面的整備に関しては、特殊な工法の採用や特殊な地形における事業となることも多く、それらの条件に起因する固有のリスク要因も多い。そのため、そうしたリスク要因を整理し適切な分担を調整することが重要な

要素になることから、未普及解消に対応する事業の導入段階で発生する蓋然性を有するリスク要因を下記に列挙する。

① 詳細設計時のリスク

(ア) 詳細設計時

- ・ 基本設計（アクションプラン作成時）の際に想定しえなかった要因により費用が増加するリスク

(イ) 関係者協議

- ・ 調整に時間を要するために工期が遅延するリスク

② 下水道クイックプロジェクトの技術に特有のリスク

(ア) クイック配管（露出配管・簡易被覆・側溝活用）

- ・ 露出配管の場合、使用する管種により紫外線を与える材質の劣化リスク
- ・ 露出配管の場合、想定外の外力等による破損リスク

(イ) 改良型伏越しの連続的採用

- ・ 自然排水方式であるため詰まりに対するリスク
- ・ 伏越し内部の点検調査、補修が困難なリスク
- ・ 傾斜部を中心に施工難のリスク

(ウ) 道路線形に合わせた施工

- ・ 曲管に挟まれた管渠の点検調査、補修が困難なリスク
- ・ 曲管部の勾配管理難のリスク
- ・ 敷設後の埋設位置特定が困難なリスク

(エ) 発生土の管渠基礎への利用

- ・ 事前に必要な土質試験の時間的リスク
- ・ 普通土より圧密沈下が生じやすいリスク

なお、上記②で列挙した下水道クイックプロジェクトによる技術を採用した場合については、工法に特有のリスク対応は施工業者が都度行うため、コスト縮減に係るリスクとしては考慮対象から除くことが可能となる。これらの対応をした上でさらに残るリスクについては発注者が負担することが一案となる。

(3) 事業内容によるリスク分担の差

発注者と民間事業者の双方が、自らの業務範囲との関連において考察すべきリスクの分担については、PPP/PFI手法を用いる場合であっても、当該事業においてもっとも効果的だと選択される方式により異なることとなる。下記では、DB一括発注方式の場合と、この方式以外（DBO方式、PFI方式）の場合におけるリスク分担の内容についての差異を検討する。

① DB一括発注方式の場合のリスク分担の要点

- ・ 施設整備までが民間事業者の業務範囲になるのでこれに係るリスクは当然事業者が負担する。
- ・ 民間事業者の設計や施工が不十分だったため閉塞や通常よりも劣化が早く進む場合には民間事業者の責任となる。
- ・ 維持管理が不十分なために劣化した責任などは発注者もしくはそれ以降の受託者の責任となる。
- ・ 維持管理・運営を含まないため品質の担保が他の方式に比べると難しい部分があるため、瑕疵担保の期間を通常よりも長くとる等、担保期間の検討を実施する。
- ・ 物価変動等のリスクは期間が短い民間事業者が当該リスクを負うことが考えられる。

② DBO方式、PFI方式の選択の要点

- ・ 維持管理・運営を含むという点では共通してリスクを負う部分がある。
- ・ しかし、資金調達を含むか、利用料金で運営するか等によってそれぞれリスク分担が異なる。これらは発注者としてどのようなリスクを民間事業者に移転したほうがより下水道事業を適切に運営できるかという観点から考えることもできる。
- ・ 例えば、資金調達において民間資金よりも企業債を活用する方が有利であると判断されるような場合にはDBO方式を採用することが考えられ、需要リスクを移転することが可能な場合には運営権型PFI方式を選択することが考えられる。
- ・ 一方、いずれの方式でも民間事業者がリスクを負担することが困難な要因も考えられる。例えば、過去に例が無い豪雨による浸水や施設・設備の許容量を超えてしまうようなリスクや法制度の変更により新たに対応が必要になる措置等については民間事業者がリスクを負担することは困難なため、発注者が負うことが考えられる。
- ・ ただし、こうした民間事業者がリスクを負えない場合に保険などで対応可能なケースも考えられる。この場合は保険加入の費用を発注者が負担することでリスクを民間事業者が外形的に負うことも考えられる。

(4) 未普及解消におけるリスク分担の考え方

上述の考えに基づき各方式で民間事業者が負担することが想定されるリスク要因についての一般的な例示を表 9-8 に示す。

表 9-8 各方式において想定されるリスク分担の例

(共通)

リスク項目		リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
		公共団体	民間		
入札・契約リスク	入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		入札説明書の訂正、入札手続の更正等により選定事業者に発生した追加費用を自治体が負担する。
	契約リスク	落札者と契約を結べない、又は契約手続きに時間がかかる	○	○	契約遅延の原因が事業者側にある場合は、契約の遅延により自治体に発生した追加費用を事業者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。
制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は自治体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を自治体が負担する。
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。
	税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は自治体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を自治体が負担する。
		法人税率の変更、運営権者の利益に課される税制度の変更		○	税制変更により発生する増加費用は、事業者が負担する。
許認可リスク	事業管理者として自治体が取得すべき許認可の遅延		○		当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した追加費用を自治体が支払う。
	工事や運営業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延			○	当該許認可取得の遅延に伴い自治体に発生した追加費用を自治体が支払う。
社会リスク	住民対応リスク	施設の配置及び運営に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○		自治体が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した追加費用を自治体が支払う。
		事業者が行う調査、建設、維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応		○	事業者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して自治体に発生した追加費用を事業者が支払う。
経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は事業者が負担する。
	物価変動リスク	設計・建設における物価変動	△	○	設計・建設期間の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。
	金利変動リスク	設計・建設段階の金利変動		○	設計・建設期間の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。
不可抗力リスク		計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、運営事業の変更、中止	○	△	不可抗力による施設損害に関する修復費用は自治体が負担する。不可抗力による運営事業の変更、中止に伴い、事業者に発生した追加費用は自治体が負担する。

(調査・設計)

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			自治体	民間		
調査設計に係るリスク	測量・調査リスク	自治体を実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合	○		測量、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い事業者が発生する追加費用を自治体が負担する。	
		事業者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合		○	測量、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い自治体が発生する追加費用を自治体が負担する。	
	設計リスク	自治体の事情によるルート変更が生じた場合	○		道路・用地買収等の協議により設計内容を変更せざるを得ない場合、追加費用を自治体が負担する。	
		自治体の事情による道路計画が変更になった場合	○		自治体の都合により道路計画に変更があり設計内容を変更せざるを得ない場合、追加費用を自治体が負担する。	
		自治体を実施した基本設計等に不備があった場合	○		設計の不備を補正するため、又は工法・工期の変更に伴い事業者が発生する追加費用を自治体が負担する。	
		自治体の施設設計要求内容、設計条件の内容に不備があった場合	○		設計変更を行うため、又は工法・工期の変更に伴い事業者が発生する追加費用を自治体が負担する。	
	事業者が実施した設計に不備があった場合		○	設計の不備を補正するため、又は工法・工期の変更に伴い自治体が発生する追加費用を事業者が負担する。		

(建設)

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			自治体	民間		
建設に係るリスク	工期遅延リスク	事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	工事の遅延に伴い自治体が発生した追加費用を事業者が負担する。	
		自治体の要因による設計変更等で、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		工事の遅延に伴い事業者が発生した追加費用を自治体が負担する。	
		想定していなかった遺跡等文化財の発見による遅延の場合	○		工事の遅延に伴い事業者が発生した追加費用を自治体が負担する。	
	工事費増大リスク	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーする場合		○	工事費の増大部分は事業者が負担とする。	
		自治体の要因による設計変更等で、当初予定の工事費をオーバーする場合	○		工事費の増大部分は自治体が負担とする。	
		想定しない地下構造物や他管種等の移設費等により工事費をオーバーする場合	○		工事費の増大部分は自治体が負担とするが、一定割合をリスクとして民間事業者負担させることも検討する。	
工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生		○	事業者の費用負担で工事内容、工期の修復を図る。又は、工期遅延による増加費用を事業者が負担する。		
要求性能リスク	施設完成後、自治体の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合		○	要求性能不適合部分、施工不良部分の改修を事業者の費用負担で実施する。		

§ 28 民間事業者の参入意向調査／参画方法検討

事業に関連する民間事業者や金融機関に対して本事業への関心や参入する場合の条件等についてヒアリングを実施し必要に応じて事業スキーム等に修正を加える。また、地元企業の状況等を踏まえて民間事業者の参画方法を検討する。

【解説】

(1) 民間事業者の参入意向調査

① 参入意向調査の意義

PPP/PFI手法では入札において競争環境を整備することが事業を効率的に実施する一つの要因となる。そのため、民間事業者の参加意欲が高まる事業の実施条件を整えることが重要になる。ただし、民間事業者の意向を単純に受け入れるのではなく発注者である地方公共団体の意向が第一にあり、その上で民間事業者の参入意欲を高めるために受け入れ可能な条件を整理するという事となる。

実施にあたっては公平性を担保することが重要になることから一部の民間事業者に限定せずに行うことができるだけ広範囲に調査を行うことが肝要である。また、調査において活用する情報についてもできる限り公表情報を用いる等して調査対象となった企業のみが有利にならないように配慮することが求められる。さらに、参入意向の調査対象となる企業に対して第10章で説明する実施方針を調達に先立って公表することは情報の公平性を欠くことから、実施方針において調査対象とならなかった企業にも同様の情報を提供するように配慮する必要がある。

② 参入意向調査の調査方法

こうした考えに基づき、参入意向調査では以下のように参入意向を確認するとともに、参入をより促す事業実施条件や参入を妨げる実施条件を確認することが主となる。

(主なヒアリング事項)

- ・ 事業に関する全般的な参入意向
- ・ 事業参入のための条件、事業参入を妨げる条件
 - 事業内容（業務範囲、事業場所等）
 - 事業実施時期
 - 事業期間
 - 事業実施方式
 - リスク分担のあり方
 - その他条件

③ 参入意向調査の活用方法

上記の調査結果を整理して、原案にて複数の民間事業者の応募が見込める場合には基本的には原案から条件を変えなくて良いということになる。一方、一部の民間事業者が事業の実施条

件の一部に難色を示し、それらの民間事業者が応募しなければ競争環境が成立しない可能性がある場合には、条件変更を検討することとなる。ただし、この時点における民間事業者の意見はより慎重な意見であることに留意が必要であり、先行する事業実施例等と比較して大きく条件が異ならないような場合には条件変更を行わないことも一案となる。

(2) 民間事業者の参画方法検討

民間事業者の選定にあたっては、事業を契約期間中にわたって遂行することが事業者に求められていることから、参画の意思を有する民間事業者に対しては事業遂行の観点から検討を行う必要がある。具体的には、参画しようとする事業者が、経営能力や財務面において組織的安定性があるかどうか、事業実施体制の計画を確実に実行に移すために類似業務における実績があるかどうか、事業を効率的かつ効果的に運営できるための独自のノウハウ・技術を蓄積しているかどうか、また事業を安定的に実施するためにリスクが顕在化した際に対応策を実行できる管理能力を有するかどうかについて、それぞれ参画にあたって民間事業者を活用するために検討することが必要である。

さらに上記とは別に、地元企業を活用する観点から民間事業者の参画方法について検討する可能性が挙げられる。地元企業は事業の履行時に起こりうる緊急対応に迅速に対応が可能なことや、土質や既存施設の整備状況等地域の特性を最も把握しているため細やかな対応が可能な場合も多い。また、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）、災害時対応等の観点からも事業上の関係者として考えられる。そのため、地元企業活用に配慮した発注方法を検討することも重要になる。一方で、地元企業に配慮しすぎること競争環境を阻害する面もあり、各地域に応じて地元企業を民間事業者として参画させ活用する対応策を検討することが求められる。

現在、中小企業庁では、事業実施において各自治体における中小企業・小規模事業者等の受注機会の増加を推進している³。このような観点も踏まえ、地元企業を活用するような検討が望まれる。複合的な検討の観点の一例を図 9-5 に挙げる。

³ 中小企業庁取引課『平成 27 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（解説）』（平成 27 年 8 月）のうち、上述方針の解説（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/download/150903torihiki3.pdf>）を参照のこと。

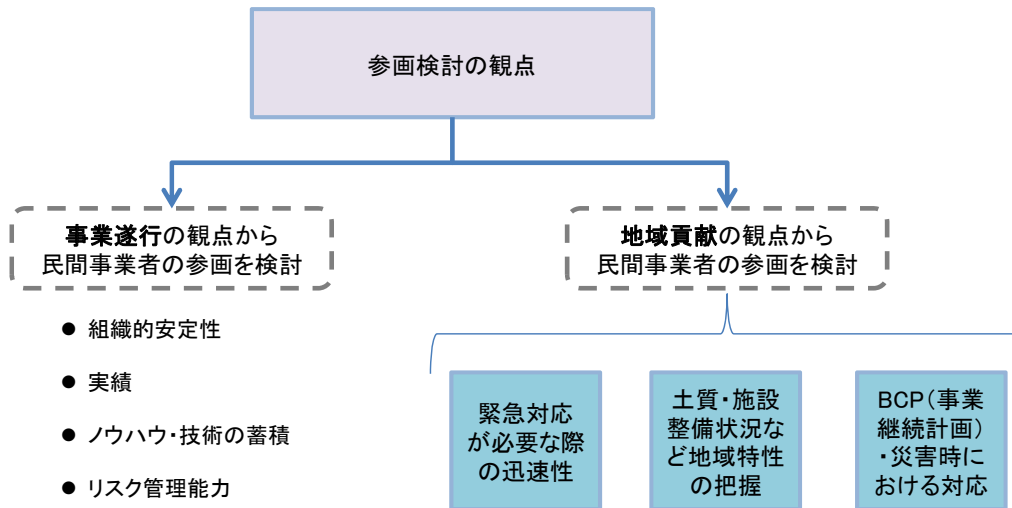


図 9-5 民間事業者参画を検討する観点の一例

§ 29 事業効率性の検討

公共工事で事業を実施した場合のコストと PPP/PFI 手法により実施した場合のコストを算出し、二つのコストを比較し事業効率性を検討する。

本マニュアルでは未普及解消事業を対象とするため、複数の分離発注を一括発注するための費用（諸経費）について、一体化を行った場合の PPP/PFI 手法との費用比較を主体として効率性の検討を行う。なお、効率性の測定にはコスト面における定量的評価と、手続き面における定性的評価の両面を考慮する。

【解説】

事業効率性は、PPP/PFI 手法においては VFM (Value for Money : 支払に対して最も価値の高いサービスを供給する) により求められる。具体的には、従来型の公共事業と PPP/PFI 手法により実施した場合の事業を比較し、支払が同じ場合にはよりサービス水準が高い場合に事業効率性が高く、サービスの水準が同じ場合にはコストがより低い場合に事業効率性が高いこととなる。この事業効率性の要素としては定量的評価と定性的評価の2つが考えられ、各点において具体的な評価基準が考えられる。なお、DB一括発注方式では、設計・施工までが対象になることから簡便的に事業効率性を測定することとする。

定量的評価の点においては、コストの比較を考えた場合、個別発注方式に係るコストは、設計コストと建設コストに大別され、それぞれのコストにおいて発注管理が一部を占める。DB一括発注方式の場合、個別発注に比べて調達及び事務手続の大幅な簡素化が期待されるが、設計や建設のコスト面においても、民間の創意工夫により建設コストが抑制されることが期待され、発注者からの支出を削減することが可能となる。

一方で、定性的評価の点においては、コストが想定と異なって縮減しない場合であっても、事業繁忙期を平準化させるためにDB一括発注方式を取ることで、複数の個別発注手続に要する時間と人手を削減できるメリットを有する複数年契約が望ましいと考えられる。

DB一括発注方式の定量的評価	DB一括発注方式の定性的評価
・個別発注と比較し調達・事務手続が簡素化可能	・事業繁忙期を平準化可能
・設計・建設コストも民間の創意工夫により一括発注で削減可能	・複数の個別発注に伴う時間と人手を削減可能

さらに民間企業がプレイヤーとして参画するDB一括発注方式の場合には、落札時には発注時に期待されているコストよりも低額で受注コストが決定される可能性もある。これらを整理したものが、定量的評価、定性的評価の両面から図 9-6 のように示される。

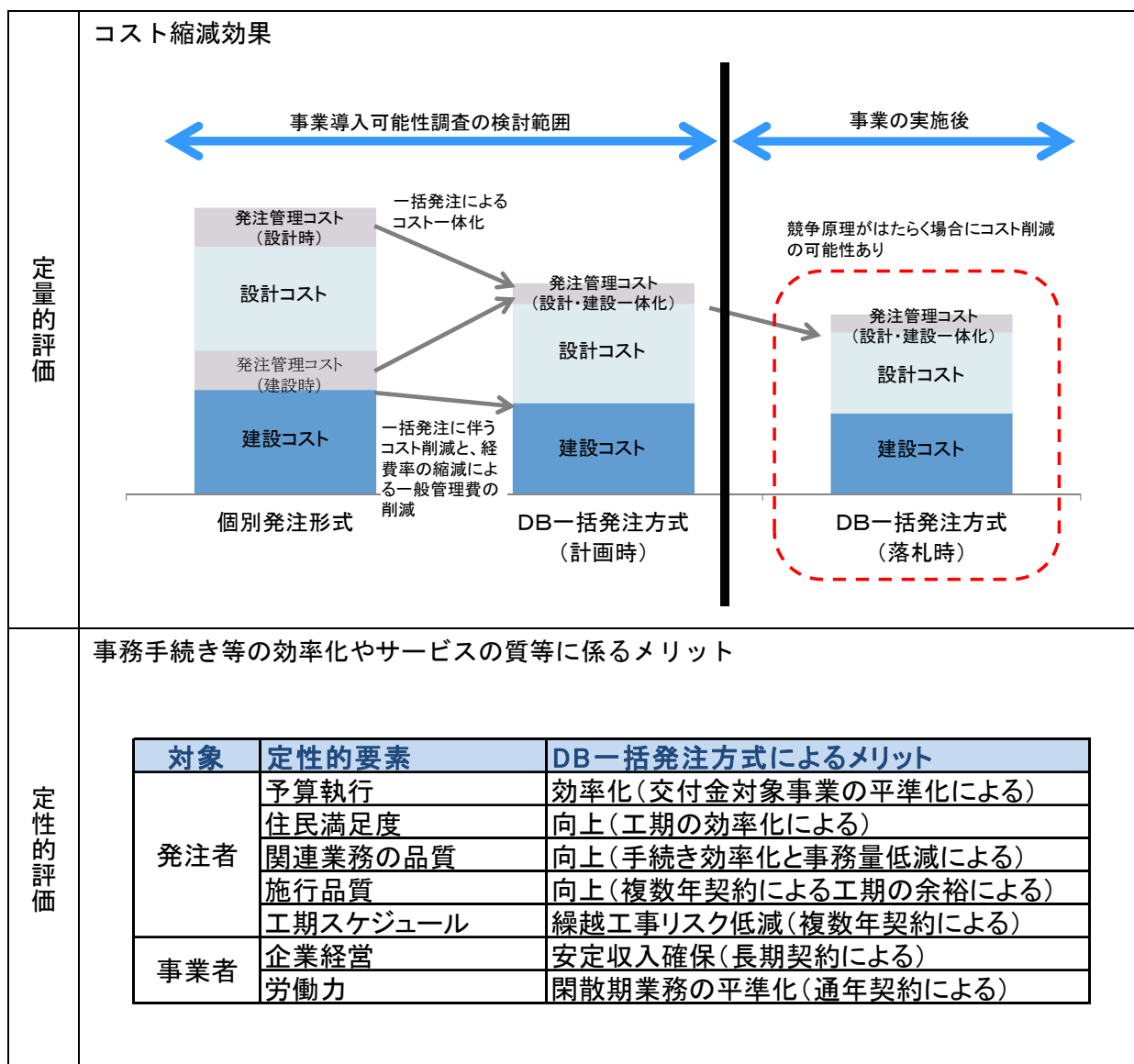


図 9-6 定量的・定性的評価に基づくメリット

§ 30 事業者特定のプロセスの検討

民間事業者の選定方法や事業者選定までのスケジュールに関して基本的な方針を検討し整理する。

【解説】

各PPP/PFI手法を採用する場合、導入可能性調査の実施から事業開始まで、図9-7に示すような手続きを実施することとなる。実施に要する期間は一般的な目安であり、事業規模や事業内容に応じて異なる。規模が小さい場合、あるいは事業内容が簡単な場合にはより期間を短縮することができる。

なお、高度な施工技術を有する者の技術力が必要とされるDB一括発注方式の場合、図9-8に示す通り、PFI方式で求められる「特定事業の評価・選定、公表」は不要となり、策定された実施方針が公表されてから民間事業者を募集するまでのプロセスが短縮される。その結果、導入可能性調査の実施から事業を開始するまでの準備期間において要する手続きが簡素化され、期間の短縮にさらなる効果をもたらすと考えられる。

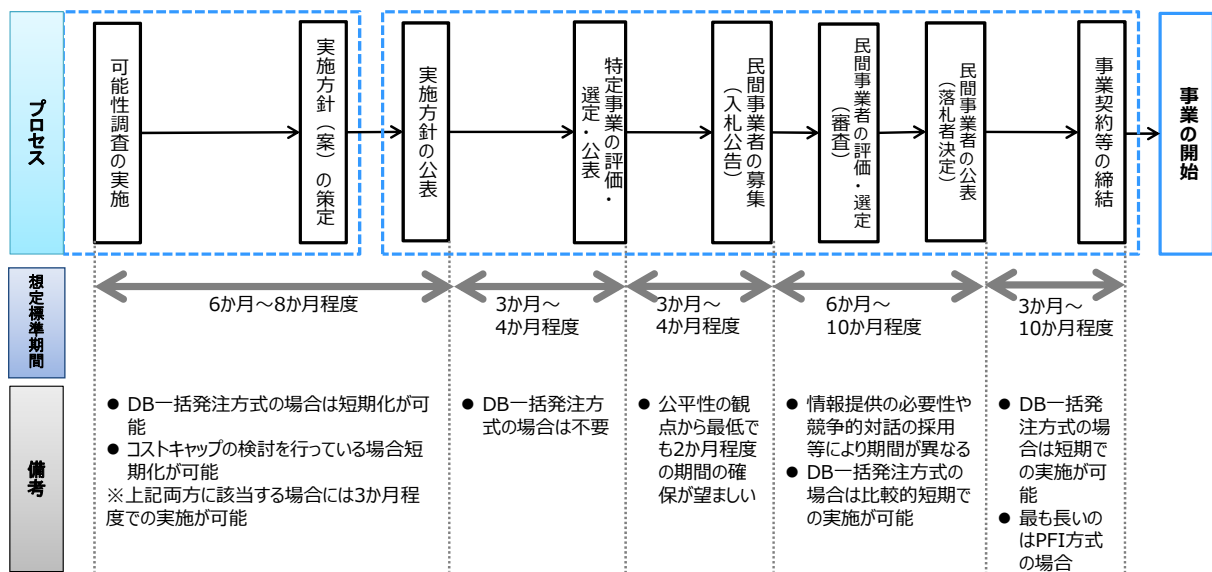


図 9-7 PPP/PFI手法を採用した場合における事業者特定のプロセス

前述した手続きのうち、DB一括発注方式を採用した場合の手続き例を以下に示す。

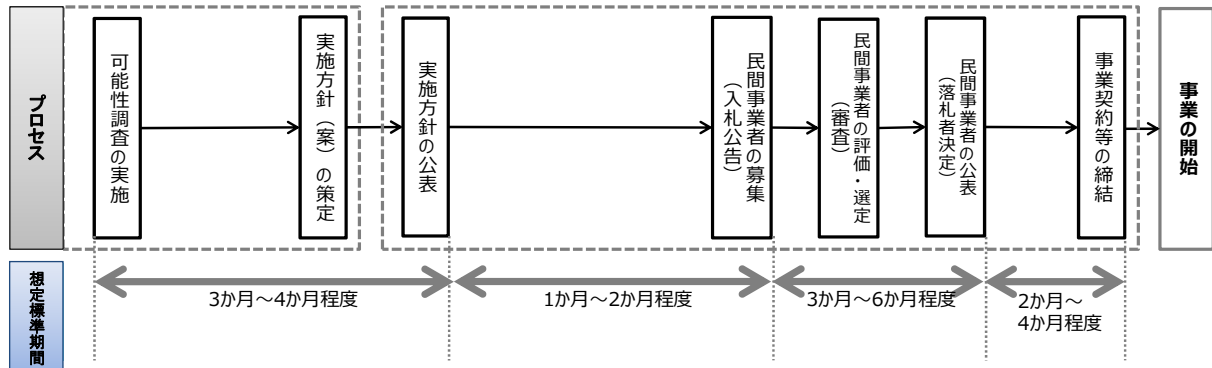


図 9-8 DB一括発注方式を採用した場合における事業者特定のプロセス

§ 3 1 モニタリング体制・方法の検討

PPP／PFI手法により事業を開始した際のモニタリングの体制のあり方及びその実施方法、モニタリングでチェックする指標等を整理する。

【解説】

(1) DB一括発注方式におけるモニタリング

DB一括発注方式の場合は、設計・建設業務のモニタリングを実施することになる。設計・建設業務のモニタリングでは、要求水準等の内容が設計図書や実際の建設工事に反映されているかを確認することが主体となる。その方法にはいくつかのレベルが考えられ、発注者の体制・能力等に応じて選択すれば良い。

例えば、従来のように直接発注する場合と同様に設計図書や工事現場を詳細に監視する方法もあれば、選定事業者がセルフモニタリングの諸手続き・内容の確認を行っていることを踏まえて、選定事業者によるセルフモニタリングの結果のみ確認する方法等も考えられる。

(2) DB一括発注以外の方式におけるモニタリング

DB一括発注方式以外の方式の場合は、維持管理・運營業務のモニタリングを実施することになる。維持管理・運營業務のモニタリングでは、要求水準通りに維持管理・運営できているかを確認することが主体となる。その方法には、選定事業者が提出する業務日報や業務報告書、事故等の緊急事態に関する報告等により行う方法のほか、利用者に対するアンケート結果を利用した顧客満足度等をモニタリングする方法等がある。

また、維持管理・運營業務のモニタリングは、利用可能性の確保と性能の確保という2つの視点から考えることが可能である。

利用可能性の確保とは、整備した下水道施設等が継続的に利用可能な状態を保つことであり、施設の全部又は一部が使えないという事態が生じないようにすることを言い、例えば下水処理場やマンホールポンプが常時使える状態を維持することを指す。

性能の確保とは、提供される下水道事業の品質・性能が要求水準を満足することを言い、例えば水質基準に係る法令基準の遵守がこれにあたる。

第10章 実施方針（案）に示す事項

§ 3 2 実施方針作成の目的

実施方針はPPP/PFI手法の概要や実施スケジュールを事前に公表することにより、将来参入する民間事業者や関係者に対して内容の理解を深めることを目的にしている。

また、これらの情報について一定期間をもって公表することにより各民間事業者の情報に関する公平性を担保することも目的にしている。

【解説】

実施方針の作成にあたっては、導入可能性調査において一部の民間事業者にのみヒアリングを行った場合でも実施方針を公表することにより情報格差をなくすことが意図されている。

この実施方針策定では、導入可能性調査で検討した内容を活用した上、これらを民間事業者側に内容の理解を深めるために詳細化する必要がある。これら実施方針に記載する内容としては、個別の事業によって異なる主要検討部分と、下水道未普及解消事業として国や地方公共団体が講じる事項に分類される。

実施方針を作成する上でのフローを以下の図 10-1 に示すように、実施方針の主要検討部分はそれぞれ、第9章に示した導入可能性調査に関連する検討と相互に結び付いている。

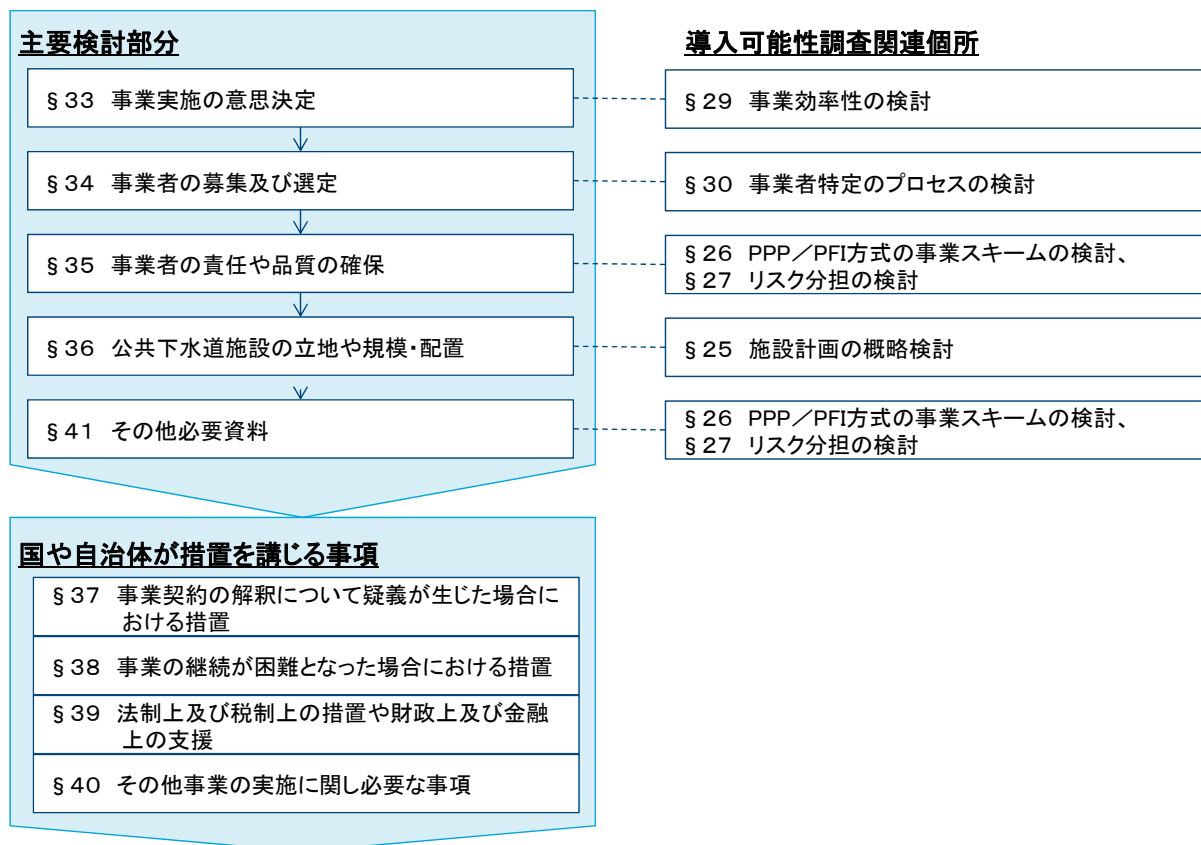


図 10-1 主要検討部分と導入可能性調査との関連

なお、実施方針作成前後において、下記に示す事項を中心に事業者選定に係る事務手続きを行う。業務実施方針の策定から事業者契約まで発注者が自ら行う場合もあるが、外部アドバイザーに対しアドバイザーリー委託(図8-3参照)を行いこれら作業の支援を受けることも可能である。

§ 33 事業実施の意思決定

実施する事業の概要を示すとともに、導入可能性調査で実施した事業効率性の検討に基づき P P / P F I 手法の効果を示す。

【解説】

導入可能性調査に続き、発注者は実施方針（案）を策定し、未普及解消事業の概要を公表することによって当該事業を実施する民間事業者を募集し、契約を締結するための要件や候補者選定基準を公表する。その上で対象事業を推進する事業実施の意思決定を行うこととなる。

P F I 方式の場合、P F I 法に基づいて特定事業の評価・選定（同法第 5 条～第 7 条）、公表（同法第 5 条）の事項（同法第 6 条）を記載することが発注者に義務付けられている。また、D B 一括発注方式、D B O 方式の場合には、法律上定められた事業実施の意思決定に関連する手続はないため、基本的には導入可能性調査後の議会において当該方式採用の決定と債務負担行為の設定を行うことが効果的と考えられる。

なお、未普及解消に P F I 方式を採用した場合は特定事業の選定の手続として、実施方針（案）において下記のように具体的な事項を記載する。

（事業実施の意思決定に関する実施方針上の作成内容の例）

1. 事業内容に関する事項

- (1) 事業名称
- (2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類
 - ①名称
 - ②種類
- (3) 公共施設等の管理者
- (4) 事業目的

※上記本文で記載した通り、未普及解消の 10 年概成に至る経緯と目的、事業実施における手続上の趣旨を記載する。
- (5) 事業概要

※事業契約を締結した民間事業者が下記の業務を実施することを列挙する。

 - ① 設計・建設業務
 - ア 設計業務
 - イ 建設業務
 - ウ 性能評価検証業務
 - ・保守点検業務
 - ・試験業務
 - ・ユーティリティ等の調達・管理業務
 - ・維持管理（運転管理・保守点検）計画の策定

・その他の業務

② 保全管理業務

ア 保守点検業務（日常点検を除く）

イ 改築・修繕業務

(6) 事業方式

(7) 事業期間

① 事業契約の締結

② 設計・建設期間

③ 性能評価検証期間

④ 維持管理業務契約の締結

⑤ 維持管理業務

(8) 事業者の収入

① 設計・建設業務に係る対価

ア 設計業務及び建設業務に係る対価

イ 性能評価検証業務に係る対価

ウ 維持管理業務契約に係る対価

(9) 遵守すべき法令等

(10) 事業期間終了時の措置

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定基準

(2) 選定方法

(3) 選定結果の公表

§ 34 事業者の募集及び選定

導入可能性調査における第9章 § 28を踏まえて、調達における公募のスケジュールや調達方法や評価方法に関する説明を行う。

【解説】

範囲、目的などが公表された事業については、当該事業の実施に参画する民間事業者を募集し、特定の基準に基づいて下記の点に留意して選定を行う必要がある。なお、スケジュールに関しては第9章 § 30の図9-7、図9-8を参照されたい。

<留意点>

- ▶ 公平性・公正性・透明性に配慮した募集手続及び事業者選定基準の明確化
- ▶ 事業期間を勘案した適切なスケジュール管理

(事業者の募集及び選定に関する実施方針上の作成内容の例)

1. 事業者の募集及び選定方法（事業者選定方法の基本的考え方）

2. 事業者選定に関する細目

- (1) 事業者を特定する際の審査方法の考え方
- (2) 事業者の公表のあり方
- (3) 事業者の募集及び選定スケジュール

※スケジュール及び手続等について適切な期間を下記例のように明記する。

日程（予定）	内容
平成〇〇年△月□日	実施方針・要求水準書（案） ⁴ の公表
平成〇〇年△月□日	実施方針・要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付
平成〇〇年△月□日	実施方針・要求水準書（案）に関する質問回答
平成〇〇年△月□日	特定事業の選定結果の公表 ※PFI方式の場合のみ
平成〇〇年△月□日	入札説明書等に関する質問及び意見の受付 ⁵
平成〇〇年△月□日	入札説明書等に関する質問回答
平成〇〇年△月□日	参加表明書の受付、資格確認申請書の受付
平成〇〇年△月□日	事業提案書の受付

⁴ 実施方針と要求水準書（案）は個別に公表、対応する場合もある。

⁵ この際、実施が効果的と考えられる場合には現場説明会を実施する場合もある。

平成〇〇年△月□日	落札者の決定及び公表
平成〇〇年△月□日	基本協定の締結
平成〇〇年△月□日	事業契約の締結

3. 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

(2) 入札参加者の制限

※複数業務実施及びその制限、複数応募禁止など

※アドバイザーに從事した事業者の応募禁止による公平性の担保、公共財を提供するために必要な欠格事項の確認を明記する。

(3) 入札参加者の参加資格要件

① 事業を発注する地方公共団体が制度上定める入札参加資格要件

② **業務の性質に応じた入札参加資格要件**

※DB一括発注方式においては、基本設計を含んだ導入可能性調査又はアドバイザー業務に参画した担当業者は、公平性を担保するため、DB一括発注方式における詳細設計を担当業者に参画できない旨の要件を付記

③ **入札参加者のSPCに対する出資要件**

※PFI方式の場合のみ

4. 提案者の審査及び落札者の選定に関する事項

(1) **PFI事業検討会議の設置**

※PFI方式では通例設置

(2) 落札者の決定

(3) 審査結果の公表

(4) 著作権

(5) 特許権等

5. 落札者決定後の手続

(1) **基本協定の締結**

※PFI方式の場合のみ

(2) **SPCの設立**

※PFI方式の場合のみ

(3) 事業契約の締結

① 事業契約の締結

② 契約内容

6. 実施方針等に対する質問及び意見の受付及び回答

- (1) 質問又は意見の受付
 - ① 受付期間
 - ② 受付方法
 - ③ 質問及び意見の様式
 - ④ 質問及び意見の送付先
 - ⑤ 問合せ先
- (2) 質問への回答
- (3) 実施方針の変更

なお、実施方針において用いられる、募集及び選定段階における民間事業者の呼称はそれぞれ下記のように定義される。

- 「事業者」：当該事業に参画しようとする民間事業者を指す。
- 「入札参加者」：事業者のうち、入札に参加しようとする者を指す。
- 「提案者」：入札参加者であって、必要資料を提出し審査を受ける者を指す。
- 「落札者」：提案者のうち、審査の結果発注者が事業の委託を決定した者を指す

§ 35 事業者の責任や品質の確保

導入可能性調査における第9章 § 27 リスク分担の検討に基づき事業者と発注者の官民リスク分担を明らかにするとともに、事業を通じて確保すべき品質について要求水準等により示す。

【解説】

事業における民間事業者の責任分担については、§ 27で述べたように当該リスクを最もよく管理できる当事者がリスクを適正に負担することで、低廉かつ高質なサービス提供が可能となることを基本的な品質確保の考え方とする。

リスク分担については、あらかじめ検討した共通部分（入札手続、契約、法令変更、税制変更、許認可、住民対応、環境、資金調達、物価変動、金利変動、不可抗力）、調査・設計部分（測量・調査、設計）、建設部分（工期遅延、工事費増大、工事監理、要求性能）におけるリスクを発注者と民間事業者側で適切に分割し、その考え方については別紙資料等で詳細に示す必要がある。また、分担の詳細については入札公告時に公示することが望ましい。

また、質の確保という観点では要求水準を定め、設計、建設、維持管理等の業務に関して性能発注を前提として達成すべき水準を示すことが求められる。

民間事業者の責任の明確化など、事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項としては下記の点に留意した上で以下の項目の作成が例として挙げられる。

なお、地方公共団体は、事業者が提供する公共下水道施設の維持管理・運營業務の内容を確認するとともに事業者の財務状況の把握を行うためにモニタリングを実施することが望ましい。事業期間が相当程度中長期となる場合にはおおそ5年程度に1回、事業計画の定期的な見直しを行い、使用料収入を考慮したシミュレーションを実施するなど、下水道計画区域面積あるいは管路の面的整備に係る建設事業費の変更に伴う事業効率化を図ることが求められる。

<留意点>

- 発注者が要求する事業者の責任・品質基準の明確化
- 上記を担保するための契約保証金等の措置やモニタリング方法等の明確化

（事業者の責任や品質の確保に関する実施方針上の作成内容の例）

1. 要求水準書（案）とリスク分担（案）
※後述の § 41 に示す通り、別紙必要資料として添付する
2. 民間事業者の責任の履行確保に関する事項
 - （1）入札保証金の有無
 - （2）契約保証金の納付等
 - （3）事業の実施状況の監視及び改善勧告

§ 3 6 公共下水道施設の立地や規模・配置

未普及解消に必要な施設につき各事業詳細を提示し、民間事業者に参画可能性を検討させる。

【解説】

対象となる事業の立地、規模、配置等についても概要を下記のように示す必要がある。

<留意点>

- 事業の対象となる範囲の明確化
- 事業のうち民間事業者が担当する施設構成の詳細提示

(公共下水道施設の立地や規模・配置に関する実施方針上の作成内容の例)

1. 導入立地・本事業の対象施設に関する事項

(1) 処理場

- ① 所在地 ○○市○○町○○番地
- ② 対象施設の敷地面積 ○○㎡
- ③ 都市計画区域の区分 ○○地域

(2) 管渠

- ① 対象地区名 ○○市○○町地内他
- ② 予定処理区域名称 ○○処理区の一部
- ③ 予定処理区域 ○○ha

2. 施設構成等の概要

(1) 処理場

- ① 所在地 ○○市○○町○○番地
- ② 計画処理人口 ○○人
- ③ 計画処理水量(日最大) ○○m³/日

(2) 管渠

- ① 流下方式 ○○自然流下方式等
- ② 計画処理人口 ○○人
- ③ ha 当り汚水量 ○○m³/sec/ha
- ④ 対象家屋 別添図参照〔別添図 略〕

(3) 施設の整備条件

※施設の整備条件は募集要項で提示するが、別紙「公共下水道施設の整備に係る条件(概要)」〔略〕において基本的な条件を示す。

§ 37 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

発注者と民間事業者の間で事業契約の解釈について疑義が生じた場合の協議等の方法や管轄する裁判所等について定める。

【解説】

官民連携の事業を行う場合、当該事業契約は複雑な官民間の責任を規定するものであることから、通常の公共工事の契約に比べ疑義が生じる場合が多い。

疑義を完全に排除することが難しい事業の性質上、発注者と民間事業者との間において紛争が万一生じた場合に調整を行うことができるように、事業計画、基本協定、事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置、あるいは解決のために発注者と事業者に求められる誠意と協議、また紛争発生時の管轄裁判所などを下記に明記する。

(事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する実施方針上の作成内容の例)

1. 疑義が生じた場合の措置

(記載例)

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、●●(地方公共団体名)と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

2. 管轄裁判所の指定

(記載例)

本事業の契約に関する紛争については、●●地方裁判所(当該地方公共団体を管轄する地方裁判所)を第一審の専属管轄裁判所とします。

§ 38 事業の継続が困難となった場合における措置

民間事業者の破たんや不可抗力等の事業の継続が困難となる場合の要因を整理し、それぞれの場合において介入等の対応や契約解除の措置、資産等の引き継ぎについて定める。

【解説】

通常の公共工事と異なり、官民連携の契約においては期間が中長期的となり、発注者と民間事業者相互の依存度が高い。したがって、事業継続が困難となった場合においては双方の有責度に応じて責任分担が生じる可能性がある。万一官民連携事業の継続が行えなくなった場合について、発注者と民間事業者との間で契約を締結していることから、帰責事由と帰責者を明確化し、安定的なサービスの提供を継続できるよう、事業契約に定める事由ごとに、当事者の責任に応じ必要な修復その他の措置、本事業の終了、事業契約の解除、違約金及び損害賠償の請求等などの手続を行う旨、下記のように記載する。

(事業の契約が困難となった場合における措置に関する実施方針上の作成内容の例)

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

(記載例)

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 要求水準未達その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由
- ② 事業者の財務状況の悪化等本事業の継続的履行の困難
- ③ ①、②により事業契約解除の場合の事業者に対する違約金及び損害賠償の請求等

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 債務不履行による継続困難の場合の事業契約解除
- ② ①による事業契約解除の場合の発注者に対する損害賠償の請求等

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力等の事由による継続困難の場合における発注者と事業者との事業継続可否協議
- ② 一定期間内に①の協議が整わない場合、一方当事者の相手方への通知による事業契約解除
- ③ ②による一方当事者の事業契約解除の場合の措置

§ 39 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援

税制優遇や補助金等、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を講じる場合にその措置の内容について記載する。

【解説】

官民連携事業の場合、当該事業に対する適用法令、租税措置あるいは利用可能な財政上、金融上の支援措置が複雑に存在することが特徴である。したがって、事業実施にあたっての措置、支援に関しても下記の事項に関する具体的な記載が求められる。

(法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援に関する実施方針上の作成内容の例)

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

(記載例)

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、●●(地方公共団体名)と事業者で協議を行います。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

(記載例)

本事業は下水道事業に係る国の交付金対象施設であるため、設計・建設業務の対価の項目に示すサービス購入料の一部に、交付金を充てることを想定しています。したがって、事業者は●●(地方公共団体名)が行う交付金申請業務を協力するとともに、会計検査への対応に協力することとします。

3. その他の支援に関する事項

(記載例)

●●(地方公共団体名)は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者への協力を行います。

§ 40 その他事業の実施に関し必要な事項

～ § 39 で説明した内容以外に事業を実施する上で説明が必要なことがある場合、ここで説明する。

例：実施に関して使用する言語及び通貨、提案書類の作成等に係る費用、
実施方針に関する質問・意見の受付、実施方針に関する説明会及び現地説明会 等

【解説】

下記のような事項について説明を記載する。

(その他事業の実施に関し必要な事項に関する実施方針上の作成内容の例)

1. 議会の議決

(記載例)

●●(地方公共団体名)は、債務負担行為の設定に関する議案を平成〇〇年〇月定例●●議会に提出する予定です。

2. 入札参加に関する費用負担

(記載例)

本事業の応募に当たっての費用は、すべて応募者の負担とします。

3. 問合せ先

(記載例)

●●(地方公共団体名) 〇〇部〇〇課

電話番号

FAX

メールアドレス

§ 4 1 その他必要資料

実施方針に関連して併せて提示すべき資料を作成する。

例：要求水準書（案）、リスク分担（案）、関連図面 等

【解説】

実施方針（案）を作成するにあたり、各事項において記載した基準を補強、また詳述する書類を、個別の事業ごとに必要に応じて下記のように添付する。

なお、別紙に含まれる書類には、下記に見る通り、当該事業の具体的な細目を民間事業者に提示し、事業者側が応募の可否を含め提案において判断する根拠として添付が必須であるものと、民間事業者の創意工夫を高めるための観点から提示することが望ましい推奨資料に分けられる。

必須資料	推奨資料
<ul style="list-style-type: none">・ 要求水準書（案）・ リスク分担（案）・ 基本設計図書	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施に関する取扱要綱・ 総合評価落札方式実施要綱・ 契約書（案）・ その他関連規定一覧

（要求水準書（案）の項目記載例）

第1章 総則

1. 目的
2. 適用範囲
3. 委託期間
4. 用語の定義
5. 費用の負担
6. 事業者が遵守すべき事項
7. 提出書類
8. 官公署への手続
9. 業務実施体制
10. 再委託先の届出
11. 地域住民等との協調
12. 協力義務
13. 損害賠償及び補償
14. 工程管理
15. 業務事務所
16. 機材の準備

- 17. 打合せ及び記録
- 18. 貸与資料及び貸与品
- 19. 参考図書
- 20. 証明書の交付

第2章 安全管理

第3章 業務内容

(リスク分担(案)の項目記載例)

※ § 27 の表 9-8 を再掲

(共通)

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			公共団体	民間		
入札・契約リスク	入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		入札説明書の訂正、入札手続の更正等により選定事業者に発生した追加費用を自治体が負担する。	
	契約リスク	落札者と契約を結べない、又は契約手続きに時間がかかる	○	○	契約遅延の原因が事業者側にある場合は、契約の遅延により自治体に発生した追加費用を事業者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	
制度関連リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は自治体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を自治体が負担する。	
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。	経過措置、激変緩和措置、不遡及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さいと想定される。
	税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		当該事業に係る税制変更により発生する追加費用は自治体が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を自治体が負担する。	
		法人税率の変更、運営権者の利益に課される税制度の変更		○	税制変更により発生する増加費用は、事業者が負担する。	
許認可リスク	事業管理者として自治体が取得すべき許認可の遅延	○		当該許認可取得の遅延に伴い事業者側に発生した増加費用を自治体が支払う。		
	工事や運営業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○	当該許認可取得の遅延に伴い自治体に発生した増加費用を自治体が支払う。		
社会リスク	住民対応リスク	施設の配置及び運営に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○		自治体が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して事業者側に発生した増加費用を自治体が支払う。	
		事業者が行う調査、建設、維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応		○	事業者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して自治体に発生した増加費用を事業者が支払う。	
経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は事業者が負担する。	
	物価変動リスク	設計・建設における物価変動	△	○	設計・建設期間の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	主として民間側が負担する。
	金利変動リスク	設計・建設段階の金利変動		○	設計・建設期間の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	
不可抗力リスク		計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、運営事業の変更、中止	○	△	不可抗力による施設損害に関する修復費用は自治体が負担する。不可抗力による運営事業の変更、中止に伴い、事業者に発生した追加費用は自治体が負担する。	

(調査・設計)

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			自治体	民間		
調査設計に係るリスク	測量・調査リスク	自治体を実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合	○		測量、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い事業者に発生する追加費用を自治体が負担する。	
		事業者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合		○	測量、調査結果の不備に起因する設計変更、工法変更などの変更に伴い自治体に発生する追加費用を自治体が負担する。	
	設計リスク	自治体の事情によるルート変更が生じた場合	○		道路・用地買収等の協議により設計内容を変更せざるを得ない場合、追加費用を自治体が負担する。	
		自治体の事情による道路計画が変更になった場合	○		自治体の都合により道路計画に変更があり設計内容を変更せざるを得ない場合、追加費用を自治体が負担する。	
		自治体を実施した基本設計等に不備があった場合	○		設計の不備を補正するため、又は工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を自治体が負担する。	
		自治体の施設設計要求内容、設計条件の内容に不備があった場合	○		設計変更を行うため、又は工法・工期の変更に伴い事業者に発生する追加費用を自治体が負担する。	
		事業者が実施した設計に不備があった場合		○	設計の不備を補正するため、又は工法・工期の変更に伴い自治体に発生する追加費用を事業者が負担する。	

(建設)

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			自治体	民間		
建設に係るリスク	工期遅延リスク	事業者の責めにより、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	工事の遅延に伴い自治体に発生した追加費用を事業者が負担する。	
		自治体の要因による設計変更等で、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		工事の遅延に伴い事業者に発生した追加費用を自治体が負担する。	
		想定していなかった遺跡等文化財の発見による遅延の場合	○		工事の遅延に伴い事業者に発生した追加費用を自治体が負担する。	
	工事費増大リスク	事業者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーする場合		○	工事費の増大部分は事業者が負担とする。	
		自治体の要因による設計変更等で、当初予定の工事費をオーバーする場合	○		工事費の増大部分は自治体が負担とする。	
		想定しない地下構造物や他管種等の移設費等により工事費をオーバーする場合	○		工事費の増大部分は自治体が負担とするが、一定割合をリスクとして民間事業者に負担させることも検討する。	
	工事監理リスク	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生		○	事業者の費用負担で工事内容、工期の修復を図る。又は、工期遅延による追加費用を事業者が負担する。	
要求性能リスク	施設完成後、自治体の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合		○	要求性能不適合部分、施工不良部分の改修を事業者の費用負担で実施する。		

§ 4 2 実施方針の内容の見直し・変更

公表した実施方針（案）について、市場調査（マーケットサウンディング）や民間事業者へのヒアリングを実施することで、民間事業者側から事業の効率的な実施について意見や要望を得る。これらの意見・要望をもとに、必要に応じて未普及解消事業の内容や、官民双方のリスク分担等の見直し・変更などを行う。

【解説】

§ 3 3にも記載した通り、未普及解消事業を実施する民間事業者を募集するにあたって、当該事業に関連する情報ができるだけ早期に、かつ広く周知されるため、地方公共団体は実施方針（案）を策定し公表することが望ましい。PFI方式、DB一括発注方式のいずれであっても、民間事業者は当該事業への参入を意思決定するための経営判断が必要となるため、一定程度の準備期間を提供することが求められる。また同時に、事業の対象地域の住民ならびに関係者に対しても、当該事業の詳細を周知する必要がある。

公表された実施方針（案）によって未普及解消事業の概要を把握した民間事業者は、当該事業の実施に参入の判断にあたって、公表された実施方針（案）の内容について自社の経営方針との整合性、事業の採算性、負担できるリスク範囲などについて検討を行う。民間事業者の参入の可否判断にあたっては事業の採算性の検討が大きな要因を占めるため、公表された実施方針（案）の内容によっては、民間ではコントロールが難しいリスク負担に対する意見や、事業運営の裁量の範囲に対する懸念が生じる場合がある。

このため、公平性・透明性の原則に基づいて民間事業者の参入促進を図る地方公共団体においては、民間事業者の参入に対して意思の確認を行うことが必要となる。方法としては、公表された実施方針（案）に対する民間事業者の意向を確認するため、市場調査（マーケットサウンディング）を実施することが望ましい。このマーケットサウンディングの内容としては、公表した実施方針（案）の各項目が民間事業者の参入意欲を促進もしくは減退させるものであるかどうか、あるいは実施方針（案）の記載以上に、事業の効率的な実施が可能な方法があるかどうかについて、意見・要望を聴取するヒアリング形式が有効と考える。

内閣府の「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」では、以下のように実施方針策定の留意事項としてヒアリング形式によって意見・要望を集約することが示されている。

実施方針の策定や特定事業の選定にあたって、所要の情報を得るための市場調査を実施することが考えられる。この場合、調査内容や方法によっては当該PFI事業に関する情報が特定の民間事業者のみに流出する可能性があるため、市場調査の実施にあたっては配慮が必要である。

実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け、必要時応じ特定事業の選定、民間事業者の募集に反映させることが適当である。このため、これらに配慮したスケジュールの設定が必要である。また、実施方針の公表後の市場調査、民間事業者からの提案や意見を踏まえ、特定事

業の選定までに当該実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、実施方針の変更を行うことも考えられる。

ヒアリング形式により意見・要望を集約することで、民間事業者にとっては実施方針（案）のどの部分が事業参入可能性を阻害しているかを改めて検討できる余地も生まれ、事業の内容や官民リスク分担を中心として、より実効的な事業スキームを整理することができるとともに、参入事業者を広げる効果が望まれる。

マーケットサウンディングでは、実施方針（案）を公表した後、事業に応募しようとする民間事業者に対して意見を把握するための調査を実施するほか、一定の期間を設けて質問を受け付けて回答を作成し、公表することで、民間事業者との意思の疎通を図ることが可能となる。質問に対する回答は、参入しようとするすべての民間事業者に有益であると考えられるため、特定の民間事業者の技術情報やノウハウなど非公表とすべき部分を除いて、ホームページ等の手段により回答を公開することが望ましい。

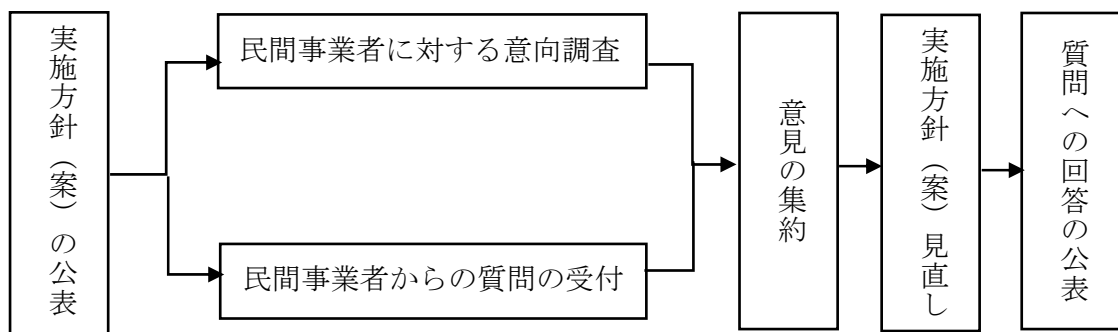


図 10-2 マーケットサウンディング・ヒアリングの実施フロー

第 1 1 章 事業者の募集、評価・選定、公表

§ 4 3 募集公告時の必要資料

事業の実施にあたって、対象施設の諸元・データ等、民間事業者が事業への参画を検討するために必要な資料を準備する。具体的には、募集公告に入札説明書（募集要項）・要求水準書・落札者決定基準・様式集・契約書案・その他必要な資料を公表する。

なお本章以降はDBを用いた手法について具体的な事項を記述することとする。

【解説】

10年概成を含む下水道未普及解消において民間事業者の技術・ノウハウを活用した効率的な事業を実施するために、PPP手法を導入する目的と事業方式を明らかにすることとあわせて、事業に応募しようとする民間事業者が事業内容を検討可能な情報を提供する。具体的には、募集要項に加え、要求水準書・落札者決定基準・様式集・契約書案などの資料を準備する。募集要項には下記に示すような項目を記載することが考えられる。

なお、本章以降においては、下水道未普及解消事業を実施することを念頭に置き、PPP手法の中からDBを用いた手法について具体事項を示すこととする。

DB方式における募集要項の目次例

1. 募集要項の位置付け
2. 事業の目的及び内容
 2. 1. 事業の目的
 2. 2. 事業の名称
 2. 3. 管理者の名称
 2. 4. 対象施設
 2. 5. 事業方式
 2. 6. 事業期間
 2. 7. 業務範囲
 2. 8. 遵守すべき法制度等
 2. 9. 地方公共団体（事業体）における事業の実施状況のモニタリング
3. 応募の手続等
 3. 1. 募集等のスケジュール
 3. 2. 応募者の構成等
 3. 3. 応募に関する手続き
 3. 4. 応募に関する留意事項

3. 5. 見積上限価格
3. 6. 担当窓口
4. 応募者の備えるべき応募資格要件
 4. 1. 応募者に必要な資格
 4. 2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い
 4. 3. 応募者の制限
5. 応募時の提出書類
6. 事業者選定方法
 6. 1. 応募資格の審査
 6. 2. 提案書類の審査
 6. 3. 提案価格・基礎審査
 6. 4. 事業者選定審査委員会
 6. 5. プレゼンテーションの実施（必要に応じて実施）
 6. 6. 提案内容の審査
 6. 7. 最優秀提案者等の選定
 6. 8. 優先交渉権者の決定
 6. 9. 審査結果の通知および公表
7. 地方公共団体（事業体）と事業者の責任分担
 7. 1. 基本的考え方
 7. 2. 予想されるリスクと責任分担
8. 契約に関する事項
 8. 1. 契約手続き
 8. 2. 契約の枠組み
 8. 3. 契約保証金

募集要項とあわせて下記の資料を同時に公表する。

- 要求水準書
- 事業者選定基準
- 提出書類作成要領及び様式集
- 基本協定書
- 業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案）などの契約書（案）
- 共同企業体取扱要綱

公表した資料に対して民間事業者から質問があることを想定し、募集要項には、公表資料に対する質問書の様式を別紙として作成することも必要である。

§ 4 4 事業者の募集に関する基本的な考え方

事業者を募集するにあたっては、応募する民間事業者が自らの技術・ノウハウや創意工夫を発揮することで良好なサービスが提供されるように、公平性の原則に則って競争性を担保するとともに、透明性の原則に基づいて手続の透明性を確保できるような募集手続を準備する。

また下水道の管路未普及解消事業であることを念頭に、提案設計と実施設計での違いが発生することを踏まえた応募スキームを構築することが肝要である。設計変更を含めた契約フローについては § 5 0 に示す。

【解説】

事業者募集の基本的な考え方としては、応募する民間事業者が自らの技術・ノウハウや創意工夫を発揮することによって良好なサービスが提供される必要がある。内閣府の「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」では、事業者募集に関して以下のように述べられている。

民間事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行法制度がある場合はこれに従うこととなるが、いずれの場合においても、次の事項に留意する。

- ① 「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。
- ② できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。このため、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。
- ③ 所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。
- ④ 応募者の負担を軽減するように配慮すること。

上記の考えを踏まえ、事業の規模、内容、特性等を総合的に勘案し、公平性・透明性・競争性を確保しつつ、民間の創意工夫を生かすことができる最適な選定方法・選定プロセスを選択するものとする。

この考え方に則って、公平性の原則に則って競争性を担保するとともに、透明性の原則に基づいて手続の透明性を確保できるような募集手続を準備する。

管路設計施工が中心の未普及解消事業においては、民間企業が事業者となる場合は施工を行う企業（建設企業）と設計を行う企業（設計企業）が含まれる必要がある。このため上記企業を混成した共同企業体を組成して応募することが条件となる。

上記の企業の参画方法を検討する上では、以下の2点について検討を行い、事業者の募集スキームを決定する必要がある。

- ① 従来方式における管路布設工事を実施している地元企業の参画

② 実施設計時の変更発生対応

1) 従来方式における管路布設工事を実施している地元企業の参画

管路布設に関して、従前に事業を実施してきた地元企業の参画について留意する必要がある。

従来の管路布設工事では、仮設計画や管路布設の位置などを含む詳細設計は完了し、関係機関との調整が実施済、かつ工事内容については仕様書に基づく施工を受託しているものが大半である。しかしDBなどの官民連携を用いた事業においては、民間事業者の柔軟な設計ノウハウを登用し、仕様にとられない施工方式などを導入する事業方式である。そのため、DB方式の特性を發揮する上では設計業務の役割について留意する必要がある。

具体的には、大手建設企業は自社設計部門を持っているが、中小規模を中心とする地元企業においては設計部門を持っていない企業が多く、設計企業を複合させた企業構成でないと、地元企業は本事業への参画が困難となり、従前に実施している未普及解消事業の実施者が排除される可能性もある。

また、大半の従来業務を実施している地元建設企業においては設計ノウハウがほとんどなく、かつ設計企業のマネジメントが難しい状況である。

このような理由により、建設企業と設計企業による混成の企業体による応募が望ましいと考える。混成の企業体を構築する上では、JVでの組成が一般的であり、事業全体に占める費用割合の大きい建設企業を代表企業とした混成の企業体を構成するのが適当である。

なお、建設企業と設計企業の関わりについては、地方公共団体による事業者向けの説明会実施を細分にするなどの配慮が必要である。

共同企業体の構成企業数としては、建設企業と設計企業はそれぞれ1社とすることも、複数の企業の共同とすることも可能である。また、公平性の観点から、応募者の構成員が他の応募者の構成員となることができないことを勘案すると、応募する共同企業体には、以下に示す2方式が想定できる。

ケース1：設計企業がJVで施工グループの傘下に入る。

ケース2：設計企業がJV内で施工グループとは独立したグループを形成する

図 1 1-1 にそれぞれの応募グループの構成を示す。

なお、DB方式の発注については実例が少ないため、将来における動向を勘案する必要がある。そのため、各地方公共団体の状況を考慮したうえで、適切な共同企業体の構成や契約方式や契約フローを適用することも可能である。

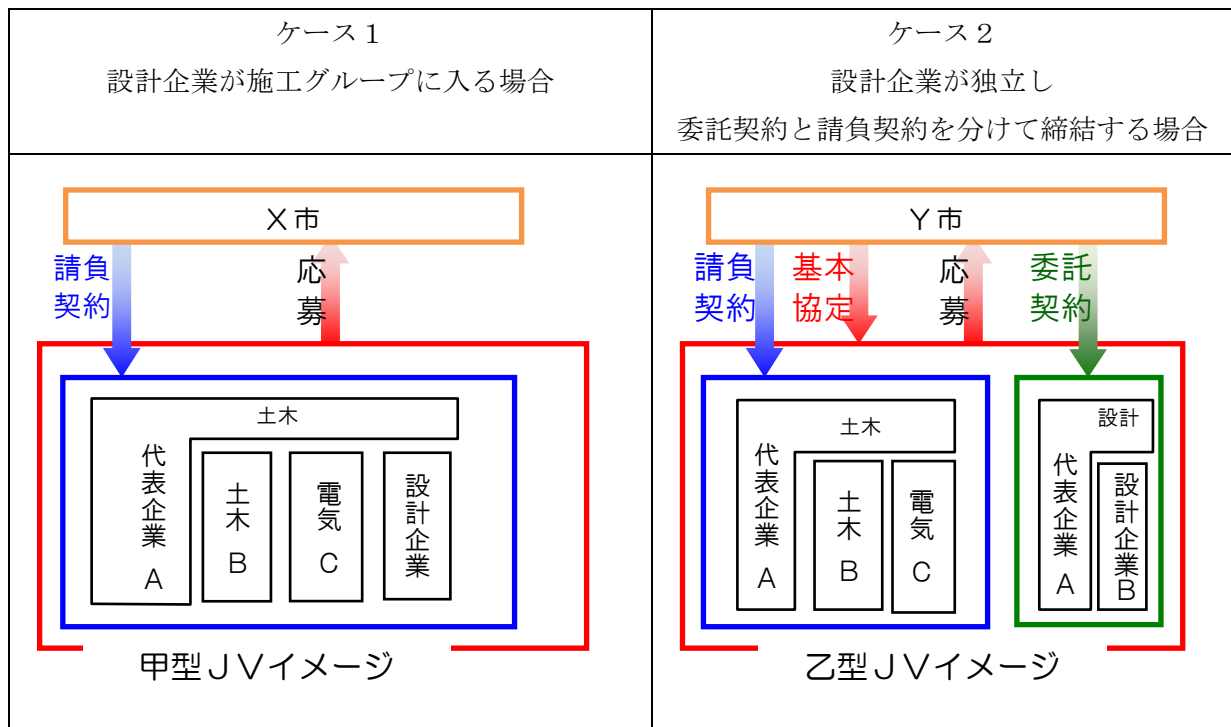


図 11-1 応募グループの構成

2) 実施設計時の変更発生対応

設計企業を含む共同企業体として事業に参画するため、実施設計時の変更が発生した場合に従来業務と比較し以下の点で優位性がある。

- ①設計会社の事業期間中の介入による対応期間の短縮化
- ②設計変更時の対応

①設計会社の事業期間中の介入による対応期間の短縮化

事業期間中に設計企業が介入することにより、想定しえない事象が発生した場合にも受託業務内で設計の再検討が早期に対応できる。また、従来業務では突発的な変更に対して時間を要していたのに対して、設計企業が内在することにより時間短縮が可能になり、これに関わるコストも縮減できる。ケース1では、設計企業は請負契約の内容に従うため事業期間中はJVにとどまるが、ケース2では設計期間の終了にともなって、委託契約は終了する。しかしながら、設計終了後であっても設計変更の発生への対応は設計企業の役割であると考えられるため、ケース2の場合においても、設計企業が要求水準書等の確認業務を担当するように委託契約に含めたり、別途委託業務を発注するなど、施工期間中も継続的に事業と関わりをもたせることが望ましい。

②設計変更時の対応

ケース1では施工は公募時の条件に従うことが前提となるため、設計変更に対する適応が難しい。一方で、ケース2では当初に設計企業との委託契約を締結し、実施設計終了後に建設企業との請負工事を見積もり合わせて請負契約を締結することが可能という特徴がある。ケース2では詳細設計後の工事請負契約となるため、設計変更の内容が確定させやすいことから、設計変更が多いことが想定される事業については、適応性が高い応募方式となっている。

なお、変更発生対応で契約上の留意点は§50に示す。

事例紹介

共同企業体の構成について検討を進めてきた先行都市の事例では、宅地内で比較的口径が小さい管渠工事が多いこと等から、現場状況に精通し、住民対応も機敏に行える市内の建設企業が下水道事業を実施することが大半であった。また未普及解消事業に関しては、住宅地の比較的口径の小さい管渠工事であるものの、幅員の狭い範囲が多岐に渡り、実施設計時にも多数の変更が生じると想定した。これら設計変更対応については設計企業が主体となることから、市内の建設企業でも対応可能な方式を採用することを踏まえ、建設企業と設計企業との共同企業体のうち、設計企業が独立して委託契約を締結する方式（図11-1、ケース2）を実施体制として採用している。

本事業実施にあたり、地元企業の参画を促進するため設計企業とのコラボレーションを図る目的で建設企業と設計企業に向けた説明会を実施している。

§ 4 5 事業者の選定方法

対象事業の規模・内容・特性を勘案し、民間の創意工夫を生かすため、競争的対話方式・総合評価一般競争入札方式、公募型プロポーザル方式等の選定方法、ならびに民間提案の審査、評価のプロセスを選択し、適正な評価の実施を確保する。

【解説】

事業者の選定方法には、技術提案と金額の入札による総合評価一般競争入札方式と、技術提案を行った民間事業者のうちから優先交渉権者を選定し随意契約によって契約を締結する公募型プロポーザル方式が考えられる。それぞれの選定方式の比較を表 1 1-1 に示す。

表 1 1-1 総合評価一般競争入札と公募型プロポーザル方式の比較

	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	・ 評価点の最も高い提案を行った者を落札者とし、落札者と契約を締結する。	・ 評価の最も高い提案を行った者を優先交渉権者とし、優先交渉権者との間で契約交渉を行い、契約を締結する。
公募時の条件	・ 原則変更不可	・ 変更の余地有り
交渉不調	・ 原則として再入札	・ 次順位交渉権利者との交渉
適した分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様を予め定めることが容易 ・ 業務の内容・水準が長期的に安定している事業 (具体例) ・ 設計がある程度進んでおり、現場の施工条件が明確になっている。管きよの布設位置・埋設深さ、他の埋設管の位置、開削・推進などの工法などが概ね確定されており、募集時点においても、基本的にはそれらの大幅な変更提案が見込まれない場合を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様を予め定めることが困難 ・ 業務の内容・水準について募集時点で変動の可能性の高い事業 (具体例) ・ 管きよの布設位置・埋設深さ、他の埋設管の位置、開削・推進などの工法などは設計計画段階であり、募集時点においても、平面計画をふくめた大幅な変更提案を求める可能性がある場合を想定。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政側にとって、業務受託者選定後の契約交渉の負担が少ない。 ・ 公募型プロポーザル方式に比較して、契約を比較的短期間に締結することが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先交渉権者選定後の契約交渉が可能(公民間の適切な役割分担を構築することが可能) ・ 優先交渉権者との契約が交渉の結果、困難となった場合、次順位者との交渉が可能。

<p>デメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に、入札公告後に条件を変更することが難しい。 ・ 落札者と契約の締結に至らない場合、次順位者の提案価格が落札者より高い場合は契約締結が困難であり、再入札となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政側に、契約交渉の負担がかかり、交渉能力が求められる。 ・ 総合評価一般競争入札方式に比べて、契約に長期間を要する。
--------------	--	--

総合評価一般競争入札および公募型プロポーザル方式における主な手続きフローを図 1 1 - 2 に示す。

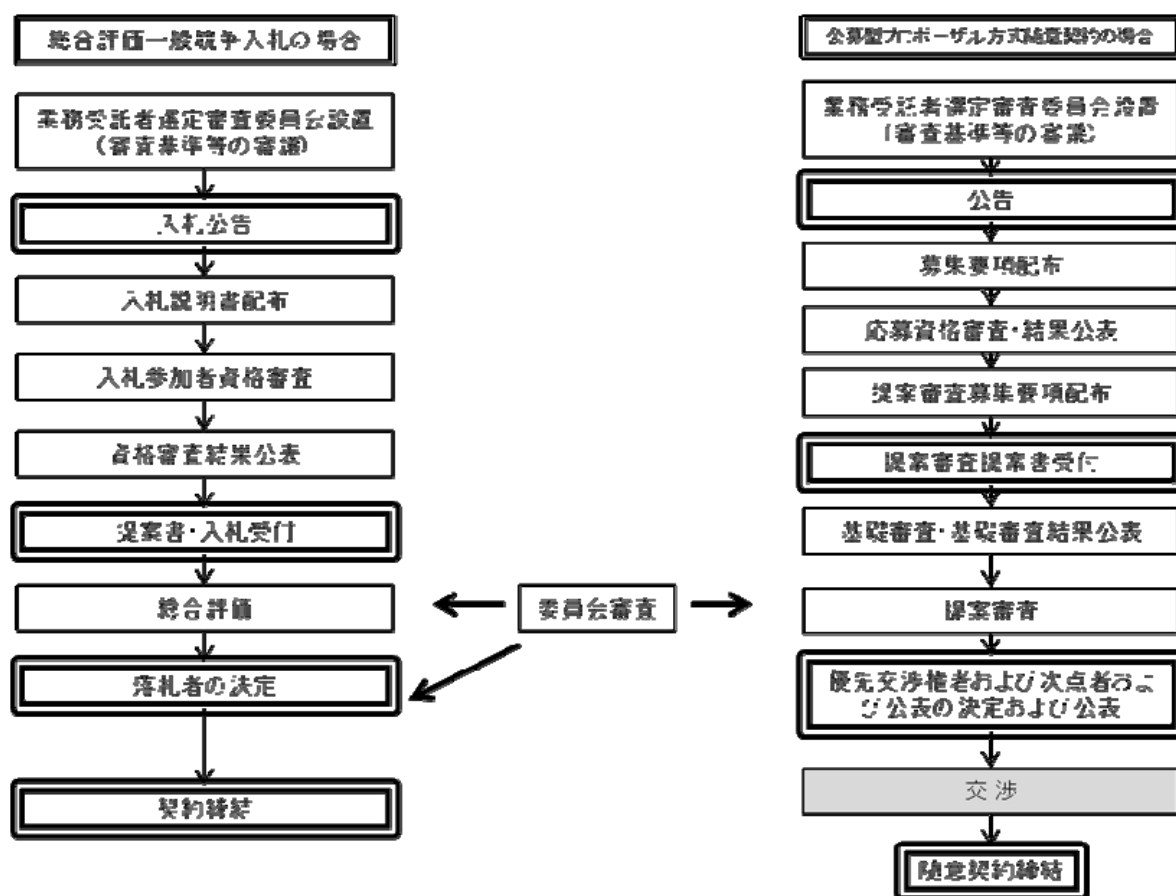


図 1 1 - 2 総合評価一般競争入札と公募型プロポーザル方式の主な手続き内容

下水道未普及解消事業においては、管路工事が事業の中心となる。管路工事の特性上、事業実施前の仕様決定が困難であるため、事業者の提案通りに施工が進まない事態が想定できる。それら想定される状況を勘案し、設計完了後に価格交渉が実施される点や設計変更の対応の容易さ等から、下水道未普及解消事業に関しては総合評価一般競争入札より公募型プロポーザル方式の適用が望ましいと言える。

§ 4 6 事業者の選定基準の検討

事業者の選定にあたっては、応募者の創意工夫が発揮されるような提案を、適切かつ客観的に評価することが必要となる。公平性・透明性の確保に留意しながら、競争性を保った適切な評価を行うための選定基準の考え方を公表する。また、応募者が1グループの場合も想定して選定基準を準備しておくことが必要である。

【解説】

未普及解消事業を実施するにあたって、公平性・透明性を確保するために、事業を実施する民間事業者の選定基準を明示する必要がある。

DBでは事業者に対象施設の設計・施工監理及び工事に関する技術が求められるため、事業者選定は提案価格に加えて、技術的な提案内容の評価も合わせて行われる。事業者選定は以下の3段階で進められることを明記する。

- ① 参加資格の有無を確認する応募資格審査
- ② 要求水準の内容を確認するための基礎審査
- ③ 施工計画の妥当性、確実性等を審査する提案内容審査

さらに、公平性・透明性を確保する観点から、§ 4 7に示すように地方公共団体が設置する審査委員会において、事業における優先交渉権者を決定することもある。募集公告時に、審査委員会の構成と委員の氏名・所属、審査項目及び配点もあわせて公表する必要がある。

また、応募者が1グループに限られた場合の対応についても、提案内容について一定レベルの品質を確保する観点から選定の最低基準を事前に決めておくことが望ましい。

具体的には、事業者選定基準には下記のような項目を記載することが想定される。

1. 事業者選定基準の位置付け
2. 事業者選定の概要
 2. 1. 事業者選定の方式
 2. 2. 事業者選定の方法
 2. 3. 事業者選定の体制
3. 優先交渉権者決定の手順
 3. 1. 優先交渉権者決定までの手順
 3. 2. 応募資格の審査
 3. 3. 応募書類の確認
 3. 4. 提案内容の審査
 - (1) 提案内容の審査
 - ・ 提案価格の審査
 - ・ 基礎審査
 - ・ 審査結果の通知
 - ・ 提案内容の審査

- ・技術評価審査
 - ・技術評価点の得点化の方法
 - ・価格評価点の得点化の方法
- (2) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定
- ・総合評価点の算定
 - ・最優秀提案者等の選定
3. 5. 優先交渉権者の決定

事例紹介

提案内容の審査について先行事例を紹介する。

① 提案価格の審査

応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。

見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

② 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、審査委員会は、応募者のプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

なお、本事業においては、審査委員会において、技術評価点の6割以上を取得することを事業者選定の最低基準として評価している。

表 11-2 提案審査項目

大項目	中項目
会社概要	設計企業の実績
	建設企業の実績
提案概要について	工事概要
	工事の確実性
	近隣住民への対応
設計施工計画について	設計の考え方
	施工計画
工期や性能に対する安全性	工期の確実性
	性能保証を行うための方策等
緊急時対応	緊急事態発生時の対応
ライフサイクルコスト	月間あたりの使用電力量
	ライフサイクルコスト

§ 4 7 審査委員会の設置

事業者を選定する際には、提案の内容を客観的に判断することが求められる。このため、有識者等からなる審査委員会を設けて意見を聴取することが望ましい。審査委員会を設ける場合、委員・委員会の位置付け・審査事項を事前に公表するとともに、技術的評価の定量化等により評価の客観性、専門性に配慮した審査のプロセスを確保する。

【解説】

事業者選定時には、技術に関する応募者の提案を専門的な観点から客観的に審査し評価するため、有識者等から構成される審査委員会を設置して意見を聴取することが望ましい。

なお、総合評価方式の場合には、地方自治法施行令167条の10の2第4項で学識経験者の意見を聞く必要があり、意見徴収の透明性の確保から審査委員会を設置することがある。審査委員会の設置要領については法律的には定められていないものの、地方公共団体の執行機関と位置付ける場合には、地方自治法138条の4第3項で条例を定めることとされているため、条例を設置して実施する必要がある。これまで事業者選定審査委員会を設置していない地方公共団体にあつては、新たに事業者選定審査委員会に関する条例を制定した上で、当該未普及解消事業の審査委員会の設置要綱を定めることを検討する。

また、公募型プロポーザル方式の場合には条例に基づく規定がないことから、審査委員会の設置は地方公共団体により異なっているため、個別に検討する。

PFI事業の場合には、事業提案を審査するにあたって、審査委員会を設けて意見を聴くことを示している。民間事業者の技術・ノウハウが反映された事業提案に対し、委員会を設置することによって、専門分野の有識者による公正・中立な判断が期待される。なお、PFI事業において、審査委員会の設置はPFI法上の必須要件ではないものの、事業者選定のための方法の選択肢としてガイドラインで示されている。

審査委員会の設置は、地方自治法で「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」（第138条の4第3項）との規定で認められている。また、総合評価一般競争入札の場合には、落札者決定基準の設定時に学識経験者の意見を聴かなければならないと定められている（地方自治法施行令第167条の10の2）。この意見聴取の場として、個別聴取ではなく審査委員会を設置することがある。

なお、当該地方公共団体において審査委員会に関する条例を制定している場合には、当該条例、もしくは当該条例に基づく設置要綱にしたがって審査委員会を設置することが考えられる。一方で、これまで審査委員会を設置していない地方公共団体にあつては、新たに事業者選定審査委員会に関する条例を制定した上で、当該未普及解消事業の審査委員会の設置要綱を定めること

も考えられる。審査委員会は条例に基づく設置、要綱に基づく設置の両方が考えられるが、条例に基づく設置例も増加している。

地方自治法

第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

地方自治法施行令第167条の10の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契

約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

§ 4 8 事業者の公表時の留意事項

公平で透明な選定結果を確保するため、選定に関して評価結果・評価基準・選定過程など、必要な情報もあわせて公表する。ただし、公表することで応募した民間事業者の権利・競争上の地位・その他正当な利益を害するおそれのある事項は非公表とするような配慮が必要である。

【解説】

選定結果の公表にあたっては、評価内容とともにホームページ等の手段によって速やかに公表することとする。その際、評価結果・評価基準・選定過程の透明性を確保するため、必要な情報もあわせて公表する。

ただし、公表することにより、選定された事業者ならびに非選定となった事業者の知的財産権・著作権を含む具体的な権利・競争情報の地位を阻害する場合、その他公表することで公共の福祉や当該民間事業者の正当な利益を害する場合、さらには個人情報の公開につながるおそれのある情報を含む事項については、地方公共団体ごとに定める情報公開条例の趣旨目的に沿って非公表とするよう地方公共団体は細心の配慮を払うことが求められる。

表 1 1-3 事業者公表時に公表・非公表とする資料の取扱い

公表すべき事項	非公表とすべき資料
<p>・ 公表内容が民間事業者の参画検討、提案内容に有益となる事項を含む資料</p> <p>(例)</p> <p>入札参加者名</p> <p>審査項目および点数配分</p> <p>技術提案評価点</p> <p>入札価格評価点ならびに算定式</p> <p>総合評価点</p> <p>低入札価格調査基準価格</p>	<p>・ 公表することにより、競争上または事業運営事業の地位その他社会的な地位が損なわれる事項、または保安上重大な影響を与える事項を含む資料</p> <p>(例)</p> <p>入札参加者の技術に関する情報</p> <p>提案事項</p> <p>技術者情報等の個人情報</p>

§ 49 事業の中止

事業者の募集後、応募者がいなかった場合、あるいは予定価格上限を上回る提案などの理由によって、対象となる未普及解消事業をDB手法を用いて実施することが適当でないと判断することが考えられる。民間事業者を選定しない場合、あるいは特定事業の選定を取り消す場合、事業を再度実施する必要性等を改めて検討する必要がある。

【解説】

事業者募集期間において応募者がいなかった場合、あるいはいずれの応募者の提案も公的財政負担の縮減等の達成が見込めないことが判明した場合、地方公共団体は、当該未普及解消事業をPPP・PFI手法あるいはDB手法を用いて実施することが適当でないと判断する必要がある。

民間事業者を選定しない場合には、当該判断の結果に至った経緯の透明性を確保する必要から、理由ならびに理由の根拠となる資料を、ホームページ等の手段により公表する必要がある。

なお、公表の際には前章で検討したのと同様に、事業者からの応募があった場合、公表することによって応募した事業者の知的財産権・著作権を含む具体的な権利・競争情報の地位を阻害し、その他公表することで公共の福祉または当該民間事業者の正当な利益を害する場合、さらには、個人情報との公開につながるおそれのある情報を含む事項については、地方公共団体ごとに定める情報公開条例の趣旨目的に沿って非公表とすることが望ましい。

民間事業者を選定しない場合、再度民間事業者を募集して事業を実施する必要性等を庁内で改めて精査する必要がある。事業を中止する場合の判断の一例として、次ページの図 11-3 にフローを示す。

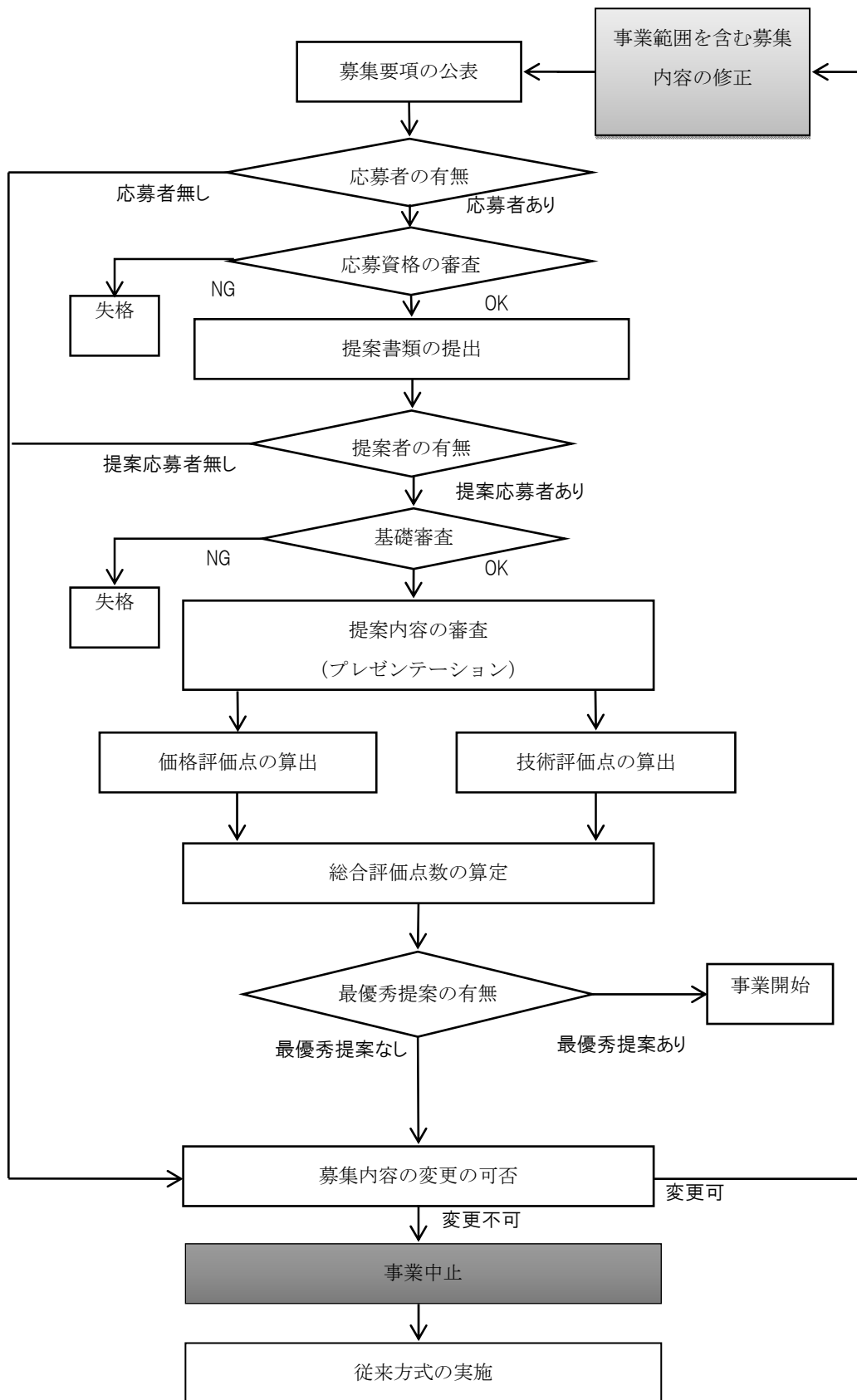


図 11-3 事業を中止する場合のフロー

第 1 2 章 事業契約等の締結等

§ 5 0 設計変更を含めた契約フロー

契約フローについては事業契約締結後から事業開始後における契約変更に留意して決定する必要がある。具体としては、未普及解消事業の募集要項などを民間事業者公表し、実際の事業開始に向けて契約を締結する際、入札前に公表した予定価格と事業者決定後に詳細設計を行って算出された事業費の差をどのように決定するか、もしくは変更時にどのようにして対応するかなどを踏まえて決定する必要がある。

【解説】

第 1 1 章 § 4 4 でも述べているが、下水道未普及解消事業の DB では実施形態により、設計企業が施工グループに入るケース 1 と設計企業が独立して委託契約・請負契約を分けるケース 2 の二通りのケースが想定される。また § 4 5 で記載したように、応募グループの構成は事業者の選定方法にも関わるため、§ 4 4、§ 4 5 の各章についても参照されたい。表 1 2-1 に応募グループの構成による比較を示す。

表 1 2-1 応募グループの構成による比較

	設計企業が施工グループに入る方式（ケース 1）	設計企業が独立して委託契約・請負契約を分ける方式（ケース 2）
契約フロー	一般的 DB 一括契約方式	技術提案・交渉方式に基づく DB 方式
事業者選定方法	総合評価一般競争入札方式 *公募型プロポーザル方式	公募型プロポーザル方式
特徴	設計企業・建設企業でグループを組成し発注者と請負契約を締結。	設計企業・建設企業でグループを組成。設計企業は施工に先立って設計実施のための委託契約を締結する。建設企業は設計に従った内容で発注者と請負契約を随意契約にて締結。
適した分野	仕様を予め定めることが容易な事業。 業務の内容・水準が長期的に安定している事業。	仕様を予め定めることが困難な事業。 業務の内容・水準について募集時点で変動の可能性の高い事業。

*本事業に限っては、ケース 1 の場合、募集時点において大幅な変更提案を想定していないため、公募型プロポーザル方式の適用に関しては検討を要する。

下水道未普及解消事業の特性として、管路整備工事が大半であり施工開始後に支障物の存在など施工前に予見の難しい要因があるため、実施設計後にも設計変更の発生が想定される。また関係機関との調整や、地元からの要望などによる工事時期や詳細布設位置の変更など、民間事業者の提案通りに事業が進まないことも予想される。このように様々な変更が発生することを留意して、契約フローを考える必要がある。

応募方法のケース1については、設計企業と建設企業がグループを組成して発注者と請負契約を締結する。設計変更については、発注者の瑕疵によるものや、発注者の責によって募集要項が変更される場合には両者の合意が成されれば可能であるが、それ以外の場合には原則として設計変更はしないものとする。

設計変更の内容としては、提案設計に対して施工条件を上乗せするものと、提案設計そのものを変更するものがある。施工条件を上乗せする場合には上乗せ部分について、提案設計そのものを変更する場合には変更部分の妥当性の検討を行う。変更部分の妥当性は、設計図書の確認、工事費用の確認などで検証する。変更の妥当性が認められた場合でも変更となる割合が一定以上となるときは、追加公告・あるいは再入札も想定される。

一方、ケース2については、当初に委託契約を締結し、詳細設計後の工事請負契約となる。契約前に事業内容を確定させ易いことから、設計変更が多いことが想定される事業については適応しやすい契約であり、契約設計変更がわかり易い方法である。

上記により、DB方式を前提として事業者との契約を進める場合には、状況に応じて、一般的DB一括契約方式と、技術提案・交渉方式に基づくDB方式の両方が想定される。次にそれら方式の特徴を示す。

また、契約変更については§53にも記載されているので参照されたい。

(1) 一般的DB一括契約方式の契約フロー（ケース1）

一般的DB一括契約方式は、工事対象区域が限定されている処理場等の発注時に多く用いられている。工事対象エリアが限定されており、発注前の事前調査の実施などにより、リスク低減を図ることが可能な場合に適する方法である。工事前にリスクが精査されていれば、提案内容と完工工事物の差異が少なくなるため設計変更の可能性は低減できる。しかしながら、事前調査が不十分であったり、不明確な要素が多い場合は、受注者は工事後のリスクを見込む必要があるため、リスク費が過大となり、結果として事業費が高くなる可能性がある。

DBでの契約を行う場合、工事請負契約を締結するため実施設計期間についても原則、監理技術者の専任が必要となる。監理技術者等の工事現場における専任に関しては、監理技術者制度のマニュアルに以下のように示されている。

監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

一 趣旨 監理技術者の工事現場における専任

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の設置を求めている

三 監理技術者の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

上記の趣旨であるため、工期の長いDBなどでは専任期間について配慮する必要がある。

ただし、専任の期間に関しては（2）監理技術者等の専任期間に記載されており、ケースに応じた設置も行うことが可能である。

監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

三 監理技術者の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

一般的DB一括契約方式を用いた契約フロー（案）を図 12-1に示す。

図では、左側に契約フローを、右側に契約締結タイミングおよび有効な契約を示す。

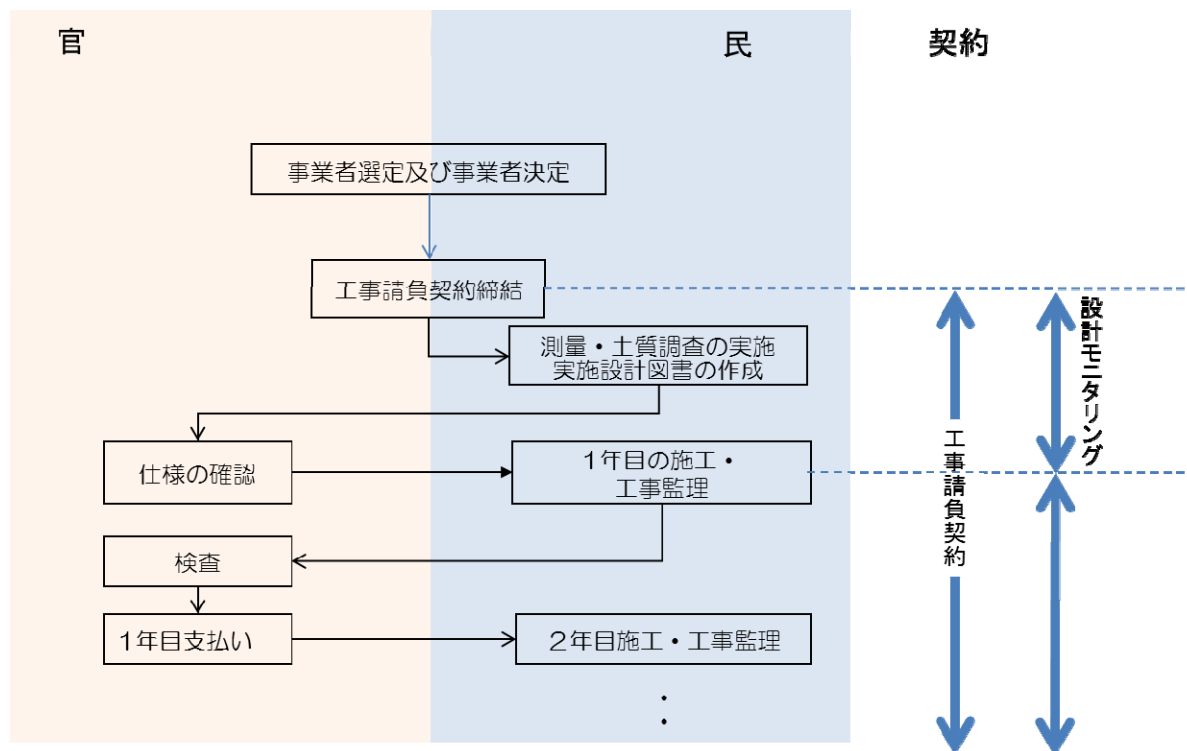


図 12-1 一般的DB方式の契約フロー（例）

(2) 技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約フロー（ケース2）

技術提案・交渉方式に基づくDB方式は一般的DB一括契約方式に対して、民間側のノウハウを活用しつつ、合理的な範囲で設計変更を可能とすることを期待した方法である。提案審査を経た事業者決定の際に設計延長及び積算根拠を提示し、基本協定を締結した後に実施設計書作成までを委託契約として締結する。詳細設計後に工事費が算出された段階において請負工事について契約を締結するという面整備特有の技術提案・交渉方式に基づくDB方式による契約フローが想定できる。技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約フロー（案）を図 12-2に示す。

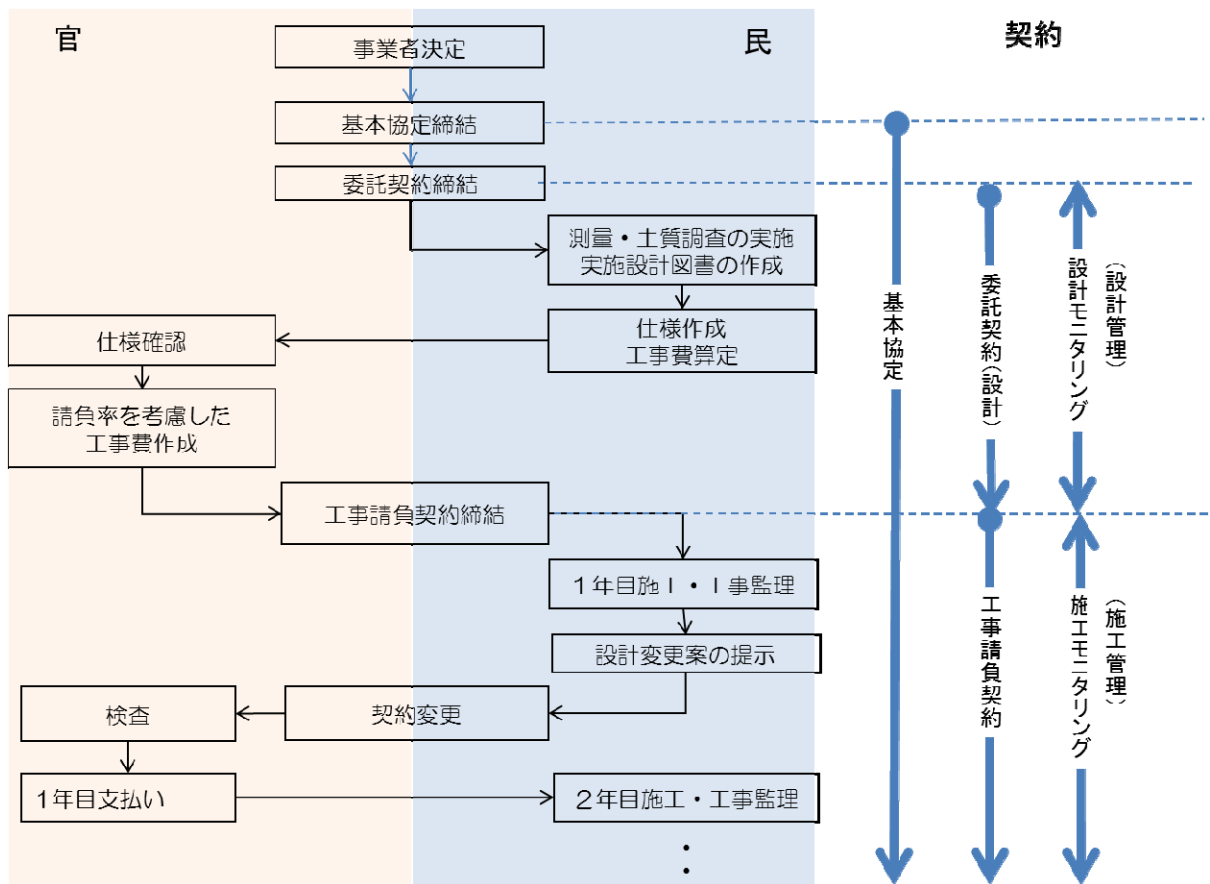


図 12-2 技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約フロー（例）

技術提案・交渉方式に基づくDB方式では、詳細設計に基づいた実際の工事価格で応募グループの建設企業と随意契約を締結する。この方式では、地方公共団体と事業者側が従来の分離発注と同程度のリスク分担となるため、民間事業者が過大なリスク費を見込む必要がなくなり、適正な工事費となることが期待できる。

2つの契約方法のメリット・デメリットを表 12-2に示す。

表 12-2 契約方法の違いによる、発注前・発注後の比較

		一般的DB方式の契約方式	技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式
発注前	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者のアイデアを踏襲した設計が可能。 ・多工区をまとめて発注することが可能なため、発注手続きが短縮化でき、管理費の削減が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者のアイデアを踏襲した設計が可能。 ・多工区をまとめて発注するため、発注手続きが短縮化でき、管理費の削減が可能。 ・工事費を詳細設計後に交渉できるため事業者のリスクが低減。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・発注後の設計変更に係る手間を省くために詳細な調査が必要。 ・基本設計の精度を上げるため、多くの時間が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計企業と工事企業のコラボレーションを図るため、説明会などを実施する必要。
発注後	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として設計変更しない契約方法であるため、事務手続きが簡素化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約での実施設計後に工事費を確定するため、設計変更の内容が明確化可能。 ・詳細な内訳書を示すことが可能。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・出来高の差異が発生した場合に行政側の判断余地に制限。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計変更内容の確認が必要。

なお、技術提案・交渉方式に基づくDB方式については、平成27年6月に発行された「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に詳細が示されているため、参照されたい。

URL:<http://www.mlit.go.jp/tec/koushouhoushikigaido.html>

例) 「設計交渉・施工タイプ」の適用

本方式は「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、公示段階での仕様の前提となる条件の確定状況から、技術提案内容に応じた地質調査や関係機関協議等を踏まえた設計が必要となる場合や、「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」において、設計の品質の確保又は効率的な設計には技術提案を行った施工者による設計が必要となる場合等に適用されている。

設計交渉・施工タイプを選定する場合の標準的な手続きフローを図12-3に示す。発注者は、競争参加者から提出された技術提案に基づいて選定した優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。

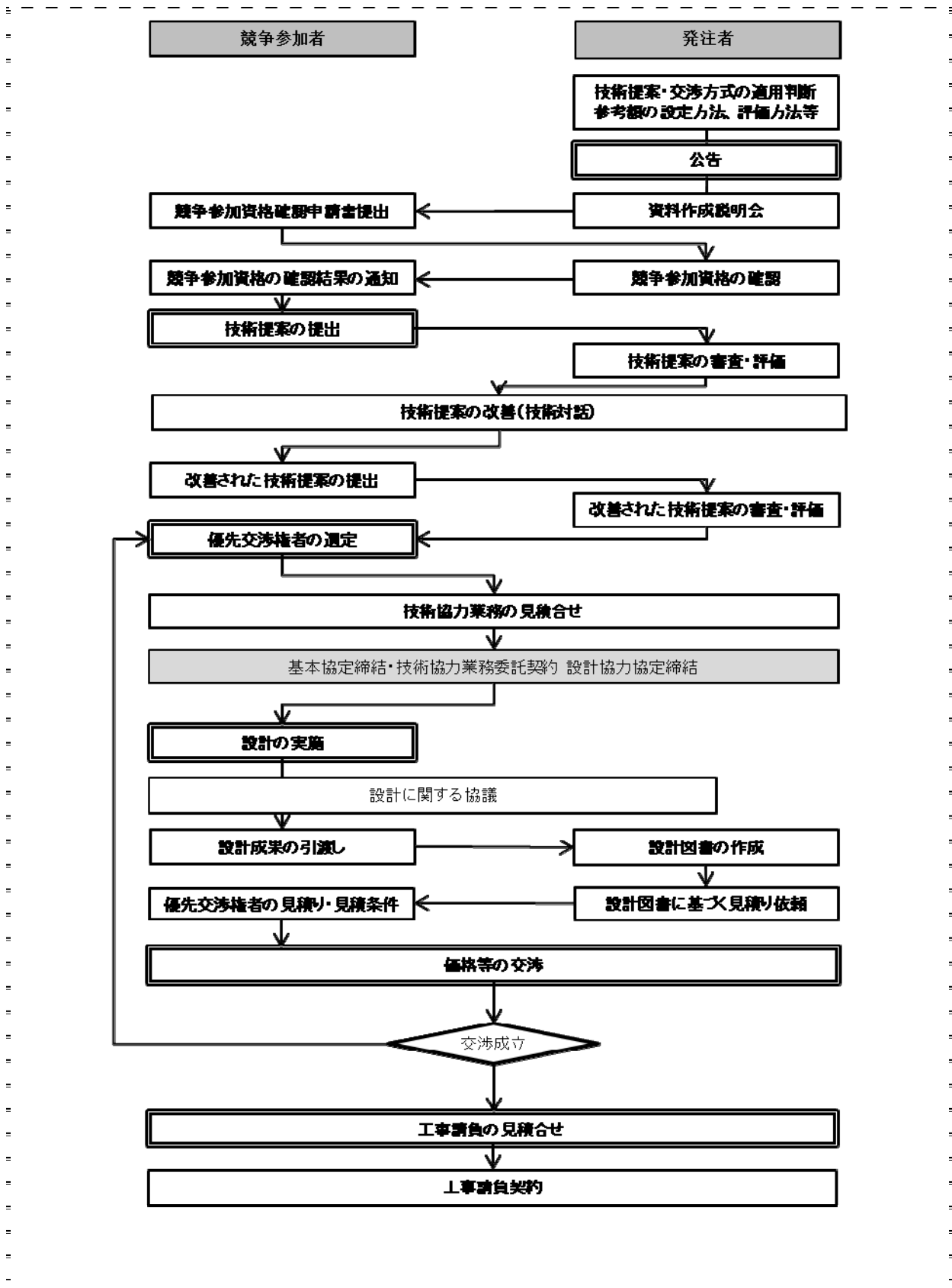


図 1 2-3 設計交渉・施工タイプの標準的な手続きフロー

§ 5 1 事業契約の基本的な考え方

PPP/PFI手法により事業契約を締結する場合には、未普及解消事業の事業期間は債務負担を考慮した上で最大5年程度となる。これに関連して、事業期間中に起こりうるリスク事象の可能性を検討して契約書等に反映し、事業継続性を担保できるよう官民双方の責任分担を具体的かつ明確に取り決めるとともに、官民双方の債務の詳細・履行方法等を含め検討し、事業契約等の内容を公表する。

【解説】

事業者が選定され、発注者たる地方公共団体と事業契約を締結する場合には、契約が長期間にわたるものであれば、債務負担を考慮した上で最大5年程度の事業期間を想定することとなる。

契約については、一般的DB方式の契約方式の場合は工事請負契約を、技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式では、発注者と受注者の間で基本協定を締結し、それに引き続き契約内容について交渉をすすめ、事業契約を締結する。

以下にそれぞれの契約の契約書案を以下に示す。

<一般的DB方式の契約方式の場合>

一般的DB方式の契約方式の場合には、設計施工が一体となった工事請負契約を締結する。契約締結後に事業者は設計図書に基づいて請負代金内訳書・工程表を作成することが求められる場合があるが、この請負代金内訳書・工程表は発注者・受注者双方を拘束するものではないことに留意する。原則として設計変更はしない方式としているが、何らかの事由により請負代金の変更が発生した場合に備えて、変更金額の算定の根拠となる単価合意書を作成することで、協議を円滑に行うことが可能になる。

一般的DB方式の契約方式の場合、工事に関する契約書は表 1 2-3 のような構成が考えられる。請負契約に追記された項目を右の列に示す。

表 1 2-3 公共土木設計施工標準請負契約約款（案）

	項目	請負契約から追加された事項
第1条	総則	「設計成果物」の追記 「共同企業体」の記述
第2条	関連工事の調整	—
第3条	請負代金内訳書・工程表及び工事の着手	単価合意書の作成
第4条	契約の保証	—
第5条	権利義務の譲渡等	設計成果物の著作権について
第6条	施工の一括委任又は一括下請負の禁止	設計の再委託等の禁止
第7条	施工の下請負人の通知等	—
第8条	特許権等の使用	—

第9条	監督員	—
第10条	現場代理人及び主任技術者等	設計主任技術者・照査技術者の選定
第11条	履行報告	—
第12条	工事関係者に関する措置請求	設計主任技術者・照査技術者
第13条	工事材料の品質及び検査等	設計成果物の確認と施工の承諾
第14条	監督職員の立会い及び工事記録の整備等	—
第15条	支給材料及び貸与品	設計に必要な物品の貸与
第16条	工事用地の確保等	—
第17条	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	設計成果物と設計図書の不適合が発生した場合の対応
第18条	条件変更等	—
第19条	設計図書の変更	—
第20条	工事中止	—
第21条	受注者の請求による工期の延長	—
第22条	発注者の請求による工期の短縮等	—
第23条	工期の変更方法	—
第24条	請負代金額の変更方法等	単価合意書を用いる
第25条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	—
第26条	臨機の措置	—
第27条	一般的損害	—
第28条	第三者に及ぼした損害	—
第29条	不可抗力による損害	「設計成果物」の追加
第30条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更	—
第31条	検査及び引渡し	設計成果物の検査
第32条	請負代金の支払い	—
第33条	部分使用	—
第34条	前金払及び中間前金払	「中間前払金」の追加
第35条	保証契約の変更	—
第36条	前払金の使用等	—
第37条	部分払	—
第38条	部分引渡し	「設計成果物」の追加
第39条	債務負担行為等に係る契約の特則	—
第40条	債務負担行為等に係る前金払及び中間前金払の特則	「中間前払金」の追加
第41条	債務負担行為等に係る契約の部分払の特則	—

第42条	第三者による代理受領	—
第43条	前払金等の不払に対する工事中止	—
第44条	瑕疵担保	「中間前払金」の追加
第45条	履行遅滞の場合における損害金等	—
第46条	公共工事履行保証証券による保証の請求	—
第47条	発注者の解除権	—
第48条	その他発注者の解除権	—
第49条	受注者の解除権	—
第49条 の2	解除の効果	「既履行部分設計費」の追加
第50条	解除に伴う措置	「中間前払金」の追加
第51条	火災保険等	「設計成果物」の追加
第52条	あっせん又は調停	「設計主任技術者・照査技術者」の追加
第53条	仲裁	—
第54条	情報通信の技術を利用する方法	—
第55条	補則	—

出典) 土木学会 <http://committees.jsce.or.jp/cmc/node/102>

<技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式>

技術提案・交渉に基づくDB方式で事業を実施する場合には、発注者と受注者との間で事業契約締結に向けて協議するため、必要な諸手続、および双方の協力義務について定めることを目的に基本協定を締結することが必要である。基本協定を締結した後に実施設計書作成などを委託契約として締結し、工事費が算出された段階において、工事請負契約を締結する。その場合、設計を行っていない段階（提案時）で工事費の内訳をどの程度提出させるかの検討が必要である。

技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式における、基本協定書は資料編に別添する。

なお、いずれの契約方式であっても、未普及解消事業の場合には工事が完了し使用可能となった箇所から、部分引き渡しをすることで、早期に供用開始をさせることが望ましい。

§ 5 2 事業契約の締結

選定された事業者と事業契約等を取決める際には、双方当事者の権利義務を具体的かつ明確に示し、双方の債務・履行方法、リスク分担等について規定する。

【解説】

事業者と事業契約を取り決める際には、§ 5 1 で示した事業契約の基本的な考え方に基づき、下記の事項に留意して取り決めることが求められる。

- 発注者・受注者双方の権利・義務を取り決めることから、明確な契約内容とすること
- 発注者・受注者双方が負う債務の詳細・履行方法について定め、加えて、当事者が契約の規定に違反した場合における措置について定めること
- 発注者が受注者に対して行う関与を必要最小限とすることに配慮しつつ、受注者の事業履行を監視し、事業の確実な実施を確保すること
- リスクを最もよく管理することができるものが当該リスクを負う考え方に基づいてリスク分担を決めること。あわせて、経済的に合理的な手段で軽減または除去するための措置を講ずる範囲・内容を定めること
- 事業を継続することが困難となる場合の理由、措置について明確に定めること
- 事業契約等の解除条件について明確に定めること

リスク分担については、リスクの要因となる項目を技術特性、自然条件、社会条件、マネジメント特性、その他に分類し、それぞれの項目について、具体的な事例を想定して検討する。

DB方式を用いた契約上重要となる点は、設計変更要因や設計変更額、設計承認時の受発注者間のリスク分担や、その後のリスク分担のあり方についてであり、これらに留意して契約締結を規定する必要がある。民間ノウハウを用いた合理化に伴うリスクは、民間側責務としてリスク分担を行う。

§ 5 3 設計変更の考え方

事業開始後に施工対象の地理的特性や工事の難易度に伴い、当初想定していた設計を変更する必要が発生する場合が考えられる。設計変更の可否について場合分けを行い基準となる考え方を示す。

【解説】

事業開始後に事前に予見不可能な原因によって設計変更を行う場合には、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成したうえで、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえて、積算内容との整合を図るよう努めることが必要である。

下記のような場合においては設計変更を行うことが可能と考える。ただし、一般的DB方式の契約、提案交渉型フローのいずれにおいても、協議あるいは所定の手続を踏まない設計変更については無条件に認められないことに留意すべきである。

- 当初の発注時で予期しえない土質条件・地下水位などが確認された場合
- 当初想定していた工事着手時期に、受注者の責によらず工事に着手できない場合
- 協議等の所定の手続を行い、発注者が指示を行った場合
- 受注者が行うべき設計図書の調査の範囲を超える作業を実施する場合
- 協議により、受注者の責によらない工期の延長・短縮が必要と認められる場合

次に契約方法によって設計変更の考え方が異なることから、契約方式別の特徴について以下に示す。

<一般的DB方式の契約方式の場合>

未普及解消事業では、工事対象区域が多岐に渡りかつ工法における協議内容も異なる可能性が高いことから、募集要項等で公表した予定価格と請負工事後における工事価格の差が大きくなることが想定できる。

そのため、価格の変更要素の高い管路を事業対象に含む場合には、表. 1 2 - 2で示したように、一般的DB方式による契約を行う場合にデメリットが生じることとなるため、一般的DB方式により契約を行う場合には、以下の点に留意して実施する必要がある。

- 現地調査を提案書提出前に民間側の責務として実施し、調査結果にもとづいた提案内容とすることで、設計変更要素を低減させる。
- 事業体側の原案を開示し、基本路線を明確化させ、変更要素を少なくする。
- 代価表などの単価構成を事前に開示したうえで金額の構成を明確にし、施工条件の明確化をする。

<技術提案・交渉方式に基づくDB方式の契約方式>

技術提案・交渉方式に基づくDB方式の場合は、設計内容に工事事業者のノウハウを取り込んだ設計や関係機関との調整などを含むことが可能であるため、募集要綱作成時に不透明な条件が多く見込まれ、基本設計が詳細まで確定できない事業については、一般的DB一括契約方式に比べて有効なフローであると考えられる。

基本協定の中で、選定された応募グループの建設業者が受注を義務付ける規定を設けることで、請負契約の締結時に落札者が確実に締結しやすい環境を整えるとともに、保証金等の設定により基本協定の受注事業者が後になって契約を辞退するというリスクに対して、確実な事業契約の履行の確保をはかる必要がある。

- 委託契約の後に請負契約を締結するため、プロポーザル方式での公募方式となる。
- 請負工事費を決定するための考え方や算定方法については、プロポーザル前に決定しておく必要がある。
- 設計変更を行うための理由については、従来発注方法で実施されている変更理由に鑑みて決定を行う（全てが変更となる訳ではない）
- 関係機関などの実施設計時における協議先に対して、民間事業者に委任した場合でも協議可能であるか事前に確認を行う。

§ 5 4 事業契約の変更・取消し

やむを得ない事情によって事業継続が困難となり、契約の変更、取消しが生じる可能性もある。そのため、事業契約の解除条件等ならびに手続を具体的に規定し、発注者・受注者双方の責任負担と責任部分をあらかじめ明確に示すことが紛争を回避する上で求められる。

【解説】

事業契約を締結したにもかかわらず、未普及解消事業の継続が困難となる場合には、§ 5 2 で記載した事業契約等にも定められている通り、事業契約の変更、あるいは取消しが生じることとなる。したがって、事業契約の解除条件・手続について事業契約書に具体的な規定を置き、紛争を未然に回避することが望ましい。事業継続が困難となる場合の措置については、下記の事項について検討することが求められる。

- 事業継続が困難となる事由
- 事業継続が困難となる事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合において事業契約等の当事者の取るべき措置
- 事業修復の可能性がある、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置
- 事業中止時における未普及解消事業の将来における実施に関する措置

具体的には、発注者側・受注者側それぞれが契約を解除することが可能となる解除権についての規定を置くことが求められる。

<発注者側の解約条件>

まず、発注者側の解除条件について見ると、発注者側の解除権について規定した上で、契約解除時に受注者側に対して求める違約金、その他の事由による解除権、解除時の損害賠償について明記することが考えられる。

<発注者側の解除権に係る規定内容>

第●●条（発注者の解除権）

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受け国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した監理技術者（現場代理人及び主任技術者等に関する条項に掲げる者）【「第●●条

第●項第●号に掲げる者」と通例記載される】を設置しなかったとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 発注者の解除権に関する規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号及び第50条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第50条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第●●条（契約が解除された場合等の違約金）

次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く）において、契約の保証に関する条項【通例「第●条」と記載される】の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第●●条

発注者は、工事が完成するまでの間は、発注者の解除権に関する条項【通例「第●●条」と記載される】の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

<受注者側の解約条件>

受注者側の解除条件について見ると、受注者側の解除権および解除時の損害賠償について明記することが考えられる。

<受注者側の解除権に係る規定内容の例>

第●●条（発注者の解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 設計図書の変更に関する条項【通例「第●●条」と記載される】の規定により設計図書を変更したため請負代金額が●分の●以上減少したとき。
- (2) 工事の中止に関する条項【通例「第●●条」と記載される】の規定による工事の施工の中止期間が工期の●分の●（工期の●分の●が●月を超えるときは、●月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後●月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

なお、設計図書の変更に関して、発注者は必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができるが、この場合において、発注者は、必

要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担することが必要である。

また、工事の中止に関して、工事中止の原因としては、下記が想定される。

- 工事用地等の確保ができないこと
- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（天災等）であって受注者の責めに帰すことができないもの

こうした原因により、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できない場合、あるいはその他必要があると認める場合においては、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させる必要がある。工事の施工を一時中止させた場合、受注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更することがある。受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とするとき、もしくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担することが必要である。

また、契約解除があった場合、受注者は、解除に伴う措置を検討する必要がある。具体的には受注者による解除、発注者による解除それぞれの場合において、受注者・発注者双方の責任および完成物もしくは出来形部分の引き渡し、もしくは代金の支払について下記のような内容を定めることが考えられる。

<解除に伴う措置に係る規定内容の例>

第●●条（解除に伴う措置）

発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分（第●●条の規定による部分引渡しに係る部分を除く。以下本条において同じ。）を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、前金払及び中間前金払に関する条項【通例「第●●条」と記載される】（債務負担行為等に係る前金払及び中間前金払の特則に関する条項【通例「第●●条」と記載される】）において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額、部分払に関する条項【通例「第●●条」と記載される】（債務負担行為等に係る契約の部分払の特則に関する条項【通例「第●●条」と記載される】）において準用する場合を含む。）の規定による部分払をしているとき

は、当該部分払金の額を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額又は部分払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が発注者の解除権に関する条項【通例「第●●条」と記載される】、契約が解除された場合等の違約金に関する条項のうち受注者の破産手続・再生手続・更生手続の決定があった場合に関する部分【通例「第●●条第●●項」と記載される】又は通報報告に関する条項のうち暴力団及び暴力団員による不当な要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合の無催告契約解除に関する条項【通例「第●●条第●●項」と記載される】規定によるときにあつては、その余剰額に前払金、中間前払金又は部分払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年●●パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除がその他発注者の解除権に関する条項【通例「第●●条第●●項」と記載される】又は発注者の解除権に関する条項【通例「第●●条」と記載される】の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等（仮設用地を除く。）に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が、発注者の解除権に関する条項【通例「第●●条」と記載される】、契約が解除された場合等の違約金に関する条項【通例「第●●条第●●項」と記載される】又は通報報告に関する条項のうち暴力団及び暴力団員による不当な要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合の無催告契約解除に関する条項【通例「第●●条第●●項」と記載さ

れる】の規定によるときは発注者が定め、その他発注者の解除権に関する条項【通例「第●●条第●●項」と記載される】又は受注者の解除権に関する条項【通例「第●●条第●●項」と記載される】の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、本条第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

第13章 事業の実施

§55 事業の開始

事業は、あらかじめ地方公共団体と事業者（以下、受注者と示す）の双方で締結した事業契約等に従って開始することとする。

【解説】

未普及解消事業を開始する際には、すでに定めている事業の基本方針・実施方針に基づき、地方公共団体と受注者との間で締結した事業契約に従って実施することとする。

なお、事業契約の始期は、契約締結日であって、当該契約締結日からその効力を生じる。次項以下に、業務委託契約書（案）と工事請負契約書（案）の記載例を示す。

業務委託契約書（案）

1. 委託業務名

○○○○○○○○業務

2. 履行場所

○○○○○○○○地内

3. 履行期間

平成○○年○○月○○日 から 平成○○年○○月○○日 まで

4. 業務委託料 ￥○○○○○○○○○-

(内訳) 詳細設計業務委託料 ￥○○○○○○○○-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥○○○○○○○○-)

5. 契約保証金 約款第○条に定めるところによる。

6. 契約内容及び特記事項

別紙のとおり

上記の委託業務に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した平成○○年○○月○○日付基本協定書第○条第○項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、○○市財務規則の条項及び添付約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この証として本書○通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

発注者 住 所
氏 名

受注者 共同企業体名
代表構成員
住 所
商号又は名称
氏 名

(印)

工事請負契約書（案）

1. 工事名

○○○○○○○○工事

2. 工事場所

○○○○○○○○地内

3. 工期

平成○○年○○月○○日 から 平成○○年○○月○○日 まで

4. 請負代金額 ￥○○○○○○○○○○○-

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥○○○○○○○○○○○-）

5. 契約保証金 約款第○条に定めるところによる。

6. 契約内容及び特記事項

別紙のとおり

上記の工事に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した平成○○年○○月○○日付基本協定書第○条第○項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、○○市財務規則の条項及び添付約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この証として本書○通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

発注者 住 所

氏 名

受注者 共同企業体名

代表企業

住 所

商号又は名称

氏 名

(印)

§ 5 6 要求水準書等の確認

地方公共団体は、事業が公平公正かつ透明に実施されているかを確認する必要がある。確認の方法としては、地方公共団体が事業契約や要求水準、及び提案書に示された事項が適切に実施されているか、監視するモニタリング（設計監理・施工監理）と受注者が自ら事業の実施状況を報告するセルフモニタリングがある。

【解説】

DB方式では、事業が公平、公正、透明に実施されているかを確認するため、事業契約等に定める範囲内で次のようなモニタリングを実施する。実施する主体によりモニタリングには以下の2種類が想定される。

- 1) 地方公共団体によるモニタリング
- 2) 受注者によるセルフモニタリング

1) 地方公共団体によるモニタリング

モニタリングは、原則として地方公共団体が実施するものであるが、人手不足などの事情により実施が難しい場合は、地方公共団体から第三者に対して業務委託として実施することも想定される。業務委託する場合には、監視範囲や責任範囲によってさまざまなケースがありえるが、設計期間のモニタリングと、施工期間のモニタリングに分けられる。モニタリングの期間については§ 5 0の図1 2-2にも示しているので参考にされたい。

地方公共団体によるモニタリングの手法と体制には以下の方法が考えられる。

①地方公共団体が直接モニタリングを実施する場合

地方公共団体が受注者の実施状況をモニタリングする。地方公共団体は、契約で決めた項目についての進捗状況などを受注者から書面で受け取る。是正すべき点があった場合には、受注者に是正を求める。

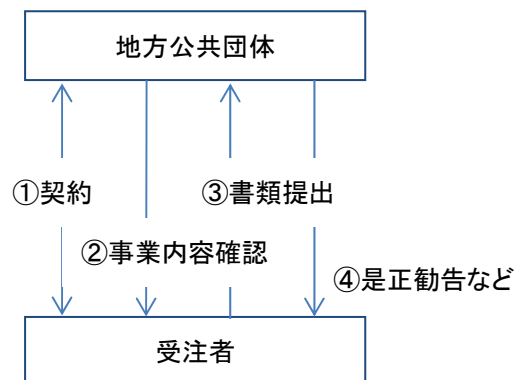


図 1 3-1 地方公共団体が直接モニタリングを実施する場合

②地方公共団体から第三者に対して業務委託として実施する場合

モニタリング実施者は、地方公共団体から委託を受け受注者の実施状況を監視する。モニタリング実施者は地方公共団体と業務委託契約で決めた項目について、受注者から書面で受け取る。モニタリング実施者は業務の進捗状況や不具合や是正すべき点などを地方公共団体に報告し、地方公共団体が受注者に是正を求める。

設計モニタリングおよび施工モニタリングにおける、対象項目の例を以下に示す。

設計モニタリング（設計監理）項目（例）

<業務の内容>

- ①業務の実施に当たり、諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図る。
- ②募集要項等及び事業者提案書の内容を踏まえ、設計図書の審査を行う。
- ③設計図書の審査に当たっては、本事業の意図するところを設計に反映するよう適切な指導をする。
- ④他事業との連携及び調整をはかり、本事業が円滑に進捗するよう調整及び指導をする。

施工モニタリング（施工監理）項目（例）

<業務の内容>

- ①業務の実施に当たり施工監理実施計画書に基づき、基本的な諸法令及び業務に関する諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図る。
- ②募集要項等、事業者提案書、詳細設計図書の内容を確認する。
- ③受注者が提出する設計変更協議資料、設計変更図書について、その内容を確認・評価する。
- ④事業における建設工事に関わる対外的な協議の補佐や各種説明資料の作成をする。

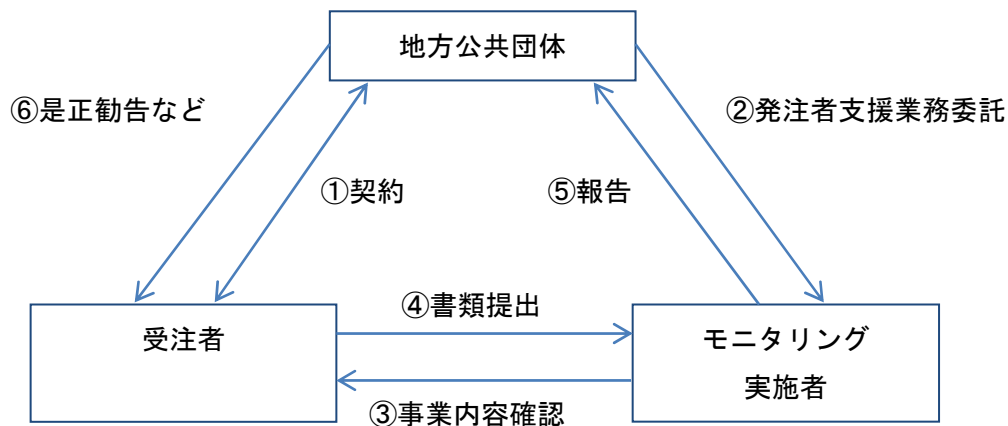


図 13-2 地方公共団体から第三者に対して業務委託としてモニタリングを実施する場合

2) 受注者によるセルフモニタリング

受注者によるセルフモニタリングでは、受注者自身が事業の進捗状況について地方公共団体に報告する。報告する項目は、双方で事前に定めておく。セルフモニタリングの結果と地方公共団体によるモニタリング結果を合わせることで、ダブルチェックの機能を果たす。これによって、より確実な事業の実施が期待される。

地方公共団体は当該事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果について、必要に応じ住民等に対し公開することが望ましい。ただし、公開することにより民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ事業契約等で合意の上、これを除いて公表する。